

平成二十九年六月定例会

平成 29 年 第 2 回

菊陽町議会 6 月定例会会議録

平成 29 年 6 月 6 日～6 月 15 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成29年第2回定例会議会会期日程

| 月 日 | 曜 日 | 内 容 |
|--------|-----|--|
| 6 / 6 | 火 | 開会・請願 委員会付託・常任委員会委員の選任・議会運営委員会委員の選任・行政報告・提案理由説明 議案審議（承認第2号～諮問第1号）質疑・討論・表決 |
| 6 / 7 | 水 | 休会（議案調査） |
| 6 / 8 | 木 | 一般質問 |
| 6 / 9 | 金 | 一般質問 |
| 6 / 10 | 土 | 休会 |
| 6 / 11 | 日 | 休会 |
| 6 / 12 | 月 | 総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会 |
| 6 / 13 | 火 | 総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会 |
| 6 / 14 | 水 | 休会（議案調査） |
| 6 / 15 | 木 | 委員長報告・質疑・討論・表決・閉会 |

平成29年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|-----------------|----------------------|--|
| 1 | 小林久美子 (P47～) | 1. 子育て支援について | (1) 就学援助金の入学前支給については、検討された結果は怎么样了のか。 (2) 「子どもの健康・生活実態調査」が全国の各自治体でも取り組まれている。熊本県の新規事業として、今年度「子どもの生活実態調査」が予定されているが、町としてはどのようにかかわるのか。 |
| | | 2. 熊本地震被災者への生活支援について | (1) 仮設住宅、みなし仮設などに避難されている方への情報提供や、健康相談などについて、どのように行われているのか。 |
| | | 3. 国保の都道府県化について | (1) 新制度導入に向けた「納付金」「標準保険料率」など試算が行われていると思うが、県からの報告は怎么样了のか。 (2) 町の来年度の保険税については、どうなるのか。新制度の導入で引上げが想定されるが、一般会計からの繰り入れを行ってでも引上げを行わないように考えるがどうか。 |
| 2 | 甲斐 榮治 (P57～) | 菊陽町公立保育所民営化計画について | (1) 町の保育行政の中で、町立保育所の役割をどう位置付けているか。 (2) 町立保育所の数及び配置は妥当か。 (3) 民営化に伴う公有財産の処置は妥当か。 (4) 5園の民営化のタイムスケジュールは具体的にはどうなるか。一斉におこなうのか、一定の順序を踏むのか。 (5) 民間移行に至る手順について ① 「民営化」についての団体としての意思決定はどの時点でおこなうのが正当と考えているか。 ② 議会との共通理解をどのように位置づけているか。 (6) 事業者の選定について ① 事業者の指名範囲をどう指定するか。 ② 事業者の選定基準を示せ。 ③ 事業者の選定方法を示せ。 ④ 選定のすべての過程を公開し、透明化する意思はあるか。 |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|-----------------|--------------------|--|
| | | | <p>⑤選定された事業者との契約はどうなるのか。</p> <p>(7)町立保育所の職員への対応について</p> <p>①民営化後の37人の正職員の処遇はどうなるのか。</p> <p>②非正規職員の現在の待遇はどうなっているか。</p> <p>③106人の非正規職員の民営化後の処遇はどうなるのか。</p> |
| 3 | 坂本 秀則 (P70～) | 1. 熊本地震の被災者支援について | <p>(1)光の森仮設住宅及びみなし住宅に移住されている世帯へのアンケート調査集計の結果はどうなっているのか。</p> <p>(2)住宅再建の見通しがたたない世帯へ、ソフト・ハード面を含めたカウンセリング及び対応策の提案等はできないか。</p> |
| | | 2. 安心・安全なまちづくりについて | <p>(1)上津久礼若宮八幡宮西側丘陵地からの出水について調査し、災害が起きないように、町はどのような対応をしているか。</p> <p>(2)菊陽杉並木の枝打ちや下草刈り等の手入れについては、原水駅西側と東側及びJR線路北側では差があるように感じるが、町はどのような対応をしているか。</p> |
| | | 3. 農業振興と発展について | <p>(1)馬場、新町、鉄砲小路地区の農地中間管理機構での農地基盤整備計画の現状はどうなっているか。また課題は何か。</p> <p>(2)新町井手は護岸が貧弱なため、早急に改修工事が必要と思われるが、その考えはあるか。</p> <p>(3)農地水事業の多面的機能支払交付金を、積極的に農地維持・資源向上活動を行っている地区に十分な予算措置を行うべきと考えるが、どうか。</p> |
| | | 4. 住みよいまちづくりについて | <p>(1)町内での公共交通路線バス陣内線、供合線の廃路並び旧57号の大幅な減便での公共交通調査検討の現状はどうなっているか。また課題は何か。</p> <p>(2)交通弱者への対応として、タクシー割引券の発行やデマンド交通システム等での対策が必要と考えるがどうか。</p> |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|------------------|--------------------------------|--|
| | | 5. 小学校部活動の社会体育移行について | (1)平成30年度から小学校部活動が社会体育へ移行となるが、体制づくりや保護者への説明等は充分できているのか。 |
| 4 | 那須真理子 (P83～) | 1. 新町地区基盤整備について | (1)現在の進捗状況はどうなっているか。 (2)畑地も基盤整備の面積に組み込まれるということであるが、その畑地を有効に利用する施策はあるか。 |
| | | 2. さんふれあ施設改修とタニタとのコラボレーションについて | (1)施設改修による効果をどのように考えるか。 (2)タニタとのコラボレーションはどのような事を考えているか。 |
| | | 3. 大空港構想（ネクストステージ）について | (1)町としてはどのような事を提案していくのか。 (2)それは町の発展にどのような事が寄与すると考えられるか。 |
| | | 4. 無縁仏について | (1)菊池広域連合無縁仏納骨堂の設置及び管理に関する条例施行規則により、20年を経過した遺骨は構成市町で適正に処理するものとされているが、菊陽町ではどのように考えているか。 |
| | | 5. 消防団について | (1)団員確保を今後どのようにしていくのか。 (2)団員手当の向上等の処遇改善は考えられないか。 |
| 5 | 中岡 敏博 (P103～) | 1. 学校の安全安心について | (1)不審者等を校内に侵入させないための対策と、侵入した場合の各学校の対応はどうするのか。また、今後の取組をどのように考えているのか。 (2)通学路の連れ去り、強制わいせつにつながる可能性もある声かけ、つきまといに関してどのような取組をしているのか。 |
| | | 2. 通学路の安全対策について | (1)通学路の危険箇所への対策はどのように進み、以前からどのように変化しているのか。 (2)今後、新しく危険箇所と認定する場所も考えるが問題解決までの期間をどのように考えているのか。 (3)各関係機関、団体との連携・連動をどのようにとらえて協力体制を整備しているのか。 |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|-------------------|------------------|--|
| 6 | 佐々木理美子 (P116～) | 1. 巡回バスについて | <ul style="list-style-type: none"> (1) 導入計画時の利用予定者と現在の利用者数の推移はどのようになっているのか。 (2) 利用者数の少ない路線の見直し及び今後の計画はどうするのか。 (3) 利用者が少ない理由を明確に把握しているのか。 (4) 今後高齢者による免許返納者が直面する買い物、通院等に対する移手段の代替え等としてのデマンド交通政策はあるのか。 (5) 公共交通基本条例を制定する考えはあるのか。 (6) 平成28年3月の一般質問の際に、介護保険課長より、「運転免許を返納した方についても、高齢者の福祉的観点からの対応を検討してまいります」との答弁だったが、その後の対応はどうなっているのか。 |
| | | 2. 認知症対策について | <ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症介護認定はどのように行われるのか。 (2) 認知症サポーター育成を地域の見守りにどう活かしているのか。 (3) 認知症による行方不明者で町内放送をしたケースはどれくらいあるのか。 (4) 行方不明者がでもすぐ保護できるように取り組んでいるのか。 (5) 認知症で免許取り消しとなる人への支援をどのように考えているのか。 |
| 7 | 西本 友春 (P124～) | 1. 熊本地震からの復興について | <ul style="list-style-type: none"> (1) 仮設及びみなし仮設の入居者へのアンケート調査は完了したのか、完了していればどのような結果となっているのか。 (2) アンケート結果から住宅再建に対する支援についてどのように考えているのか。 |
| | | 2. 空き家対策について | <ul style="list-style-type: none"> (1) 空き家等対策協議会の設置はどこまで進んでいるのか。 (2) 改正住宅セーフティネット法に対し、どのように考えているのか。 (3) 今秋に施行予定の同改正法に対して町は準備できているのか。 |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|-----|-------------|---|
| | | 3. 就学援助について | <p>(1)熊本地震における就学援助の児童生徒数と今後の推移をどのように考えているのか。</p> <p>(2)菊陽町における要保護及び準要保護児童生徒数と今後の推移をどのように考えているのか。</p> <p>(3)文部科学省の「要保護児童生徒援助費補助金要綱」改正に伴い準要保護児童生徒に対する町の支給規則をどのように考えているのか。</p> |

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成29年6月6日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（平成29年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成29年6月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 常任委員の選任について

日程第5 議長の常任委員の辞任について

日程第6 議会運営委員の選任について

日程第7 行政報告

日程第8 町長提出承認第2号から諮問第1号までを一括議題

日程第9 町長の提案理由の説明

日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町個人情報保護条例及び菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定）

日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）

日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第10号））

日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号））

日程第15 議案第19号 熊本都市計画事業菊陽第一土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定について

日程第16 議案第20号 平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

日程第17 報告第1号 平成28年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第18 報告第2号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第19 報告第3号 平成28年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 大久保 輝 君

2番 阪本 俊浩 君

3番 西本 友春 君

4番 那須 眞理子 君

5番 佐々木 理美子 君
7番 吉 本 孝 寿 君
9番 北 山 正 樹 君
11番 石 原 武 義 君
13番 大 塚 昇 君
15番 上 田 茂 政 君
17番 甲 斐 榮 治 君

6番 中 岡 敏 博 君
8番 吉 山 哲 也 君
10番 坂 本 秀 則 君
12番 岩 下 和 高 君
14番 川 俣 鐵 也 君
16番 小 林 久美子 君
18番 渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君
書 記 山 川 真喜子 君
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
教 育 長 上 川 幸 俊 君
総 務 部 長 吉 川 義 則 君
経 済 部 長 今 村 敬 士 君
会計管理者兼
会 計 課 長 市 原 憲 吾 君
総合政策課長 中 島 秀 樹 君
総務部審議員兼
税 務 課 長 酒 井 章 彦 君
福 祉 課 長 矢 野 信 哉 君
福祉生活部審議員兼
健康・保険課長
福祉生活部審議員兼
町 民 課 長 服 部 誠 也 君
商工振興課長 川 上 一 弘 君
都市計画課長 井 芹 渡 君
環境生活課長 丸 山 直 樹 君
教育審議員兼
学 務 課 長 士 野 公 典 君
図 書 館 長 川 端 慎 一 君

副 町 長 井 手 義 隆 君
教 育 次 長 徳 淵 盛 也 君
福祉生活部長 阪 本 浩 徳 君
土 木 部 長 大 山 陽 祐 君
総 務 課 長 板 楠 健 次 君
財 政 課 長 西 本 一 浩 君
人権教育・啓発課長 古 賀 直 之 君
子育て支援課長 東 桂一郎 君
介護保険課長 宮 川 照 之 君
農 政 課 長 山 川 和 徳 君
土木部審議員兼
建 設 課 長 小 野 秀 幸 君
下 水 道 課 長 矢 野 和 幸 君
総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君
生涯学習課長兼
中央公民館長 梅 原 浩 司 君
農業委員会事務局長 渡 辺 博 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成29年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番川俣鐵也君、15番上田茂政君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から6月15日までの10日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月15日までの10日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査2月、3月、4月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、全国町村議会議長・副議長研修が5月31日、東京、中野サンプラザで開催されました。翌日、6月1日には、県関係国会議員への要望書の提出を行いました。全国町村議会議長・副議長研修会等の内容につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました請願は、議席に配付の請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しましたので、御報告をいたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 常任委員の選任について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました

名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

次に予定しております日程第5、議長の常任委員の辞任の件については、議長である私は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥の対象となりますので、議長席を副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議長の常任委員の辞任について

○副議長（甲斐榮治君） それでは、議長を交代しまして、日程第5、議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

渡邊裕之君の退場を求めます。

〔18番 渡邊裕之君 退席〕

○副議長（甲斐榮治君） 議長から、議会運営上公正を期するため、総務常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

渡邊裕之君の退場を解きます。

〔18番 渡邊裕之君 入場〕

○副議長（甲斐榮治君） 渡邊議長に告知します。

ただいま常任委員の辞任を許可することに決定しましたので、お知らせします。

それでは、議長を交代します。

〔議長交代〕

○議長（渡邊裕之君） これから委員会条例第8条第2項の規定によって、各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例により、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うとなっております。委員長が決まりましたら、副委員長の互選に関する職務は委員長が行ってください。

以上、よろしく願いいたします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時6分

再開 午前10時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、御報告いたします。

総務常任委員長に吉本孝寿君、副委員長に阪本俊浩君、文教厚生常任委員長に北山正樹君、副委員長に佐々木理美子君、産業建設常任委員長に中岡敏博君、副委員長に那須真理子君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議会運営委員の選任について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定をしました。

これから委員会条例第8条第2項によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時17分

再開 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

議会運営委員長に小林久美子君、副委員長に北山正樹君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、行政報告を行います。

町長から行政報告の申入れがあります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成29年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年4月14日と16日に発生しました平成28年熊本地震から1年余りが経過したところであり

ます。今回の熊本地震により、近隣の市町村では多くの尊い人命が失われました。本町にも、人的被害としまして死者6名、災害関連死の方6名であります。それに重軽傷者29名、住家の被害が全壊17棟、半壊及び大規模半壊663棟、一部損壊5,104棟となっています。改めて、亡くなられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、残された御家族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。また、地震により被災され、現在困難な状況に置かれておられる皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、熊本地震の復旧・復興対策が中心になりますが、行政報告をいたします。

まず、熊本地震からの復旧・復興についてであります。

熊本地震から早期の復旧・復興を目指すため、昨年7月1日に熊本地震復旧・復興本部を設置し、復旧・復興計画の策定に取り組んでまいりました。

策定に当たっては、8月から9月にかけて小学校区単位の復旧・復興座談会を開催して、区長の皆様をはじめ町民の皆様の御意見をいただき、また議会からは、熊本地震復興支援特別委員会でもとめられました熊本地震の振り返りとして御意見をいただいた後、有識者や各種団体の代表で組織する熊本地震復旧・復興計画策定委員会で御審議いただき、今年2月に本町の復旧・復興計画を決定し、公表したところです。この計画は、地震被害からの単なる復旧にとどまらず、さらなる菊陽町の発展を目指して策定したものであります。

また、2度にわたる大地震により役場庁舎が被災し、一時、災害対策本部を屋外に設置したことや、町民体育館や中央公民館が避難所として使用できなかった経験も踏まえ、平成29年度は、この復旧・復興計画をもとに、役場周辺地域を防災拠点として位置づけ、施設等の防災機能を強化することや、町民の飲料水等を一定期間確保するための耐震性貯水槽、備蓄倉庫、車中泊に備えたスペース、国や県、自衛隊などの支援活動に必要な施設等の機能を持った防災公園の整備を含めた復興まちづくり計画を策定し、スピード感を持って事業に取り組むこととしております。

次に、防災対策について報告いたします。

梅雨の時期を前にして、本町の防災対策の一つとして、菊陽町土木建設業協会と菊陽町造園協会と災害時協力協定を更新しました。昨年度から協定を一部見直し、災害発生時の復旧工事だけではなく、発生が予想される場合の応急対策なども盛り込んでいます。さらに、昨日は関係機関にも出席いただいて、菊陽町防災会議を開催しました。また、5月28日と6月4日に、菊陽町消防団による水防巡視を実施し、各分団ごとに災害時対応の土のうの準備作業等も行っていきます。

次に、菊陽町地域防災計画の見直しについてであります。

地域防災計画は、本町の防災対策の基本事項を定めるものであることから、熊本地震の経験を踏まえ、被害を最小化し、迅速な回復を図る減災を基本として、全般的に見直しを行うものです。特に、地震発生時に、区長さんをはじめとする地区の役員の方々のリードが被害を最小にすることができたということから、身近な地域での防災対策、備蓄や避難のあり方や発災時

の対応など、小学校区単位の防災計画を考えております。6月以降、ワークショップ方式で校区防災計画策定会議を開催していきたいと考えております。

次に、熊本地震に伴う罹災証明書の交付状況についてです。

5月末現在の罹災証明書の交付件数は、建物の全壊、大規模半壊が92件、半壊が663件、一部損壊が5,197件で、合計5,952件となり、本町でも多くの方が被災に遭われています。

なお、罹災証明書の申請受付は、原則、本年3月末日までとさせていただきます。

次に、災害義援金及び見舞金についてであります。

熊本地震に伴う人的被害及び全壊、半壊、大規模半壊の住家被害に対する災害義援金の申請は、5月末現在で660件の申請があり、金額にして2億5,800万円の支払いを行っています。一部損壊家屋に対する義援金は、2月20日から中央公民館ロビーで受付を開始し、5月末日までに、申請件数1,092件のうち受付件数953件となっています。支給額は、5月末現在で、県義援金が466件、4,660万円、町義援金が876件、1,866万円の支払いを行っています。受付期間は平成30年3月末日までとしており、受付会場を5月8日から役場2階中会議室に移動しております。

なお、町の条例に基づき支給する見舞金は、5月末現在で、申請のありました654件、3,173万円の支払いを行っています。

次に、住宅が全壊した世帯や大規模半壊の世帯、あるいは住宅が半壊の場合でもやむを得ず解体する場合、被災者生活再建支援金の支給対象となります。本町の6月末現在での申請件数は、173件となっています。住宅の修理や確保などの支援については、家屋が半壊以上の人が対象の被災住宅応急修理について、5月末現在の状況は、申請件数が391件で、そのうち修理を依頼した件数は333件となっています。また、県が借り上げた民間賃貸住宅に入居できるみなし仮設住宅については、本町では5月末現在の申請件数は183件となっています。入居の期間は、入居時から2年間となります。

次に、地域支え合いセンター事業についてであります。

応急仮設住宅やみなし仮設住宅などに住んでおられる被災者の日常生活を支えるため、社会福祉協議会への委託事業として地域支え合いセンターを設置し、10月から相談員7名を配置して活動を開始しております。支援内容は、仮設団地みんなの家におけるサロンの開催やボランティアの受入れ、みなし仮設住宅等への訪問による専門機関へのつなぎなどで、今後も引き続き、被災者の総合的な支援を行っていききたいと考えております。

次に、仮設住宅、みなし仮設住宅などに避難されている方へのアンケート結果についてであります。

本町では、一日も早い被災者の皆様の生活の再建を支援するため、現在の状況や今後の住まい等の御予定についてアンケート調査を実施しております。アンケート調査は、被災時に本町に居住されており、応急仮設住宅、みなし仮設住宅及び公営住宅等に入居されている世帯に対して、本年3月に実施しました。配付数は148世帯で、内訳は、応急仮設住宅が20世帯、みな

し仮設住宅が108世帯、公営住宅等が14世帯、その他6世帯となっております。4月末現在の回収世帯数は85世帯で、回収率は57%となっており、現在も未提出世帯に対して提出についてのお願いをしているところです。調査内容は、世帯の状況、現在の困り事、今後の住まい、世帯の収入などとなっております。

なお、アンケートの集計結果については事前に皆様にお配りしておりますので、詳細については集計結果にて御確認をお願いいたします。

次に、損壊家屋の解体、撤去についてであります。

現在、半壊以上の罹災家屋等を対象に、公費による解体を実施しております。罹災証明の申請は3月末日をもちまして終了しましたが、公費解体は5月末で、自主解体82棟を含む申請棟数405棟、完了265棟、進捗率65.43%となっております。未実施につきましては8月末日までに完了を予定しており、被災者の方々の生活再建に向けた支援事業として、町としても早期完了を目指して取り組んでいるところであります。

次に、農業関係の支援についてであります。

被災された農業者の支援については、被災農業者向け経営体育成支援事業に取り組んでいるところであります。この事業は、今まで農業に頑張ってきた方々が農業を続けられることを条件として、農産物の生産、加工に必要な施設の修繕に対する助成や、被災した農業用施設の撤去についての補助を行うものであります。現在までに106件の申請があり、そのうち71件、3億5,878万円の補助交付が確定または決定しており、24の経営体は既に事業が完了しております。平成29年度におきましても、本事業が継続して実施されるよう、国、県をはじめ関係機関に対し、強く要望していくこととしております。

また、白水台地のかんがい用水については、用水の確保が確実にできることが農家にとって重要なこととなります。早期の用水確保のため、白水地区内に井戸ポンプ場を設けることができるよう、おおきく土地改良区等の関係者が一致結束して要望活動を続けた結果、大切畑ダム災害復旧事業の中に井戸ポンプの設置を含むという査定結果を得たところであります。今後は、気を緩めることなく、井戸ポンプの設置が実現するまで継続して交渉を続けてまいります。

次に、復興対策監の配置について報告します。

これまで申し上げましたように、今年度は、数多くの緊急的な復旧・復興対策を進めるとともに、復興まちづくり計画を策定いたします。そこで、総合的な事業推進のために、庁内調整を図ることを目的とした町長直属の復旧対策監を配置することとしました。

平成29年度以降も、震災からの復旧・復興関連予算や都市防災総合推進事業等の復興に向けた予算を編成するところであり、確実な復旧・復興を進めていく体制としたところであります。

次に、地震以外の国、県等に対する要望活動についてであります。

要望活動というものは、要望先に支援の必要性を間違わずに訴えていくことが重要であり、

本町の現状を分かりやすく的確に説明し、最大限の支援をお願いしてまいりました。

その一つ、警察力の強化、光の森交番の新設については、平成29年度の熊本県当初予算で予算化され、光の森交番の新設が決まったということでもあります。本当に喜ばしいことであり、大変安堵いたしております。これも、長年にわたり、皆様方と一緒に、熊本県をはじめ県議会、県警本部に対しまして警察力の強化についての要望活動を行ってまいりました努力が報われたものと思います。光の森交番の開設は、平成30年春開設の熊本北合志警察署と同時期になるものと思いますので、熊本県、熊本県警察本部に対しましては可能な限りの協力をしてまいりたいと考えております。

また、菊陽空港線延伸及び県道新山原水線の道路改良事業については、長年、熊本県に対しまして要望活動を行ったことが実を結び、平成29年1月に熊本県から、県道新山原水線まではJR馬場踏切の立体交差により県で整備するとの回答をいただき、3月には熊本県、合志市、菊陽町間で施工区間の協定締結を行いました。今後は、延伸する菊陽空港線と中九州横断道路の結節地点までの道路整備に関連した周辺地域開発のランドデザインを描くことにも着手いたします。

次に、公立保育所民営化について報告いたします。

町では、今年1月に公立保育所民営化計画案を策定し、町民の皆様の御意見をお伺いしまして、寄せられた御意見を参考にして計画案の一部を修正し、新たな菊陽町公立保育所民営化計画を策定しました。この計画では、民営化対象保育所を白菊園、白鈴園、さくら園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園の5園としており、本年度に移管先法人を募集し、選定及び移管時期の決定等を行う計画としております。移管時期は、移管先法人や関係機関と十分協議した上で決定することになります。民営化計画について、関係者の十分な理解を得るため、各区長及び民生児童委員の方々への説明を行い、現在、保育所職員や保護者の方への説明会を行っているところであります。

次に、菊池環境保全組合で取り組んでおります新環境工場等の建設について報告いたします。

新環境工場等の建設については、平成28年度までに合志市幾久富の建設予定地18.7ヘクタールの用地取得が全て完了いたしました。平成29年度は、引き続き建設用地の環境影響評価を行い、建設用地周辺地域との環境保全協定の締結に向けた作業を進めてまいります。さらに、施設の建設及び施設運営を行う事業者の選定を行い、平成30年度から建設工事に着手する予定としております。

次に、5月28日に開催されました第43回熊本県消防救助技術大会について報告いたします。

この大会は、県下12消防本部の職員が日ごろの救助技術訓練の成果を競い合うもので、菊池広域連合消防本部からも5種目34人の職員が出場いたしました。当日は、構成団体の首長、議会議長、広域連合議員など多くの関係者が激励に来られ、長時間にわたり参観されてきました。今回は、皆様方の応援のかいもあって、6月30日に沖縄県で開催される九州地区消防技術

指導会への熊本県代表として、菊池広域連合消防本部からロープブリッジ救出部で1班が出場することになりました。九州大会でも頑張っていたきたいと思います。

次に、企業誘致について報告いたします。

昨日、6月5日、蒲島県知事の立ち会いにより、SUS株式会社と工場等立地に関する協定を締結いたしました。同社は、1992年に、国内、東南アジア向けのシステム製品の開発製造を主製品として創業を開始されております。以来、国内に7つの事業所、海外にグループ会社7社を有するまでに成長され、業界における地位を確立されてこられました。今後は、9月に建設着工、来年5月の操業開始を目指しておられます。

なお、同社の立地により、原水工業団地は1区画を残すのみとなりました。

最後に、中日ドラゴンズ荒木雅博選手の2,000本安打達成についてであります。

6月3日の東北楽天イーグルス戦において、中日ドラゴンズ荒木雅博選手が日本プロ野球史上48人目となる2,000本安打を達成されました。この大記録を達成した選手が菊陽町から誕生したことを大変喜ばしく思います。これからもさらなる活躍を心から期待しております。

以上、震災対応を含めて行政報告をいたしました。今後も、安全で安心できる生活を回復し、震災前の生活や事業活動を取り戻し、加えて、一歩進んだ将来の発展につながる復興を力強く進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の御理解、御協力をお願いいたします。行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 町長提出承認第2号から諮問第1号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、町長提出承認第2号から諮問第1号までの11件について、一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成29年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は11件であります。内訳は、承認5件、議案2件、報告3件、諮問1件について御審議をお願いするものであります。

承認第2号から承認第6号までは、3月議会後に、急を要する案件について、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日付で専決処分を行ったもの、平成29年5月15日付で専決処分を行ったものについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて（菊陽町個人情報保護条例及び菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定）についてであります。

内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成27年9月に改正され、そのうち、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、条例で定める独自利用事務の情報連携に関する事項が平成29年5月30日から施行されることになりました。これに伴い、菊陽町個人情報保護条例及び菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したものであります。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定）についてであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、菊陽町税条例等の一部を改正したもので、主な改正点は、昨年6月議会定例会で専決処分の承認をいただいた菊陽町税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第17号）の中の、法人税割の税率の改正、現行の軽自動車税の種別割に名称変更、軽自動車税に環境性能割の創設に合わせて課税標準、税率等を新設する改正の実施時期の変更などであります。

承認第4号は、専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてであります。

内容は、国民健康保険税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、保険税を減額する所得割判定基準についての改正であります。

承認第5号は、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第10号））についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から4億3,593万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を166億3,202万4,000円と決めました。歳入では、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などが確定しましたので調整し、歳出では必要のあるものを増減しました。

歳入の主なものは、町税を1億3,430万1,000円、地方交付税を1億3,873万5,000円増額し、国庫支出金を9,871万2,000円、県支出金を1億3,534万9,000円、繰入金を2億8,629万円、町債を2億3,670万円減額しております。

歳出の主なものは、総務費を1億2,914万7,000円増額し、衛生費を6,086万7,000円、農林水産業費を6,023万9,000円、商工費を3,820万円、災害復旧費を3億7,555万4,000円減額しております。

承認第6号は、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号））についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,367万7,000円に定めるものであります。

歳入は、保険料を464万4,000円増額、国庫支出金を463万円減額するもの、歳出は、地域支援事業費を1万4,000円増額するものなどであります。

議案第19号は、熊本都市計画事業菊陽第一土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定についてであります。

内容は、昭和60年度の事業認可以来、町が事業主体として進めてまいりました役場周辺93.2ヘクタールの菊陽第一土地区画整理事業につきまして、平成16年度に換地処分を行い、その後精算金事務を行ってまいりましたが、平成28年度末をもって精算金徴収事務が完了し、同事業の全ての事務が完了しましたので、条例の廃止について議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

新年度に入って2か月余りしか経過していませんが、農林水産業費、土木費、災害復旧費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億924万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億9,924万6,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、県支出金を8,789万6,000円、繰入金を1,000万円、町債を590万円、それぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、農林水産業費を1,071万4,000円、土木費を6,960万円、災害復旧費を1,059万8,000円、それぞれ増額するものであります。

報告第1号は、平成28年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法213条第1項の規定により繰り越した平成28年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。繰り越しますのは22事業、総額は14億5,685万7,000円になります。

報告第2号は、平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

内容は、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修のための経費ですが、改正が平成29年4月1日施行分と平成30年4月1日施行分があり、改修終了が平成29年度になることから繰り越すもので、繰越額は105万3,000円であります。

報告第3号は、平成28年度菊陽町下水道事業会計繰越計算書の報告についてであります。

内容は、区画整理事業の仮換地指定や、各関係機関との協議において熊本地震の影響もあり、時間を要したために、年度内の竣工が困難となったことから、汚水処理及び雨水処理に係る工事費について繰越しを行うものであります。繰越額は1億1,180万円で、財源は、交付金3,500万円、地方債7,650万円、損益勘定留保資金30万円であります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に

基づき議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員のうち1名の方が平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、候補者として、衛藤美直子様を再任の候補者としてお願いするものであります。

衛藤美直子様は、菊陽町大字久保田2792番地1にお住まいで、昭和35年3月20日生まれの57歳でございます。衛藤様は、昭和54年3月にお茶の水タイピスト専門学校を卒業後、東京総合法律事務所に入社され、昭和61年2月に退職後、平成7年9月から衛藤二男法律事務所に勤務され、現在に至っておられます。また、平成21年4月から菊陽町スポーツ推進委員として、町のスポーツ振興にも御尽力をいただいております。衛藤様は、人格及び識見ともに高く、平成26年7月から人権擁護委員として積極的に活動されており、平成29年10月から2期目の再任をお願いするものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明は終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町個人情報保護条例及び菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定）**

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町個人情報保護条例及び菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題といたします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

承認第2号は、菊陽町個人情報保護条例及び菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるとでございます。

内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法ですけれども、ナンバー法とも言われておりますが、が平成27年9月に改正され、そ

のうち、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、新たに条例で定める独自利用事務の情報連携に関する事項が追加され、平成29年5月30日から施行されることになりました。簡単に申しますと、番号法に基づき、国が管理しておりますネットワークシステムを利用して関係機関の間で個人番号がついた個人情報のやりとりをする中に、今回、市町村が条例で定めて独自に個人番号を利用する場合は追加されたものでございます。

この改正に伴い、菊陽町個人情報保護条例及び菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年5月15日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。

参考資料を見ていただきたいと思います。参考資料の1ページを御覧ください。まず、菊陽町個人情報保護条例の改正でございます。

第2条は、定義について定めてありますが、第3号の情報提供等記録の部分について、現行では、「番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう」としていますが、改正後は、「番号法第23条第1項及び第2項」の後に、括弧書き、「これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む」を挿入するものでございます。この括弧書きについては、番号法第26条において準用する場合とは、情報提供ネットワークシステムを使用して条例で定める独自利用事務における情報連携の場合であり、この場合も含むとするものでございます。

次に、第28条の第2項第1号の3行目、一番下の行ですが、番号法の「第28条」を「第29条」に改めるもので、これは番号法の改正により条の繰り下げがあったため、これに合わせて改正するものでございます。

1枚めくってください。次に、第32条第1項第2号ですが、2行目の「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加え、「第2項」の次に、括弧書きの「これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む」を挿入するものでございます。この第32条は、実施機関の訂正決定等に基づく個人情報の訂正及び利用停止等を実施した場合の通知先の規定ですが、今回の改正については、第2号中、情報提供等記録の通知先について、条例で定める独自利用事務の情報連携の場合の情報照会者、情報提供者を追加するものでございます。また、下から3行目の「第2項」の次の括弧書きの挿入については、第2条の改正と同様の改正内容でございます。

次に、3ページですけれども、菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正です。

現行の第1条と第5条第1項の下線部の「第19条第9号」を「第19条第10号」に改めるものでございます。これは、番号法の改正により、番号法19条7号と同条第8号の間に新たに1号

が挿入されたことによりまして、第8号以下が1号ずつ繰り下げられ、これに合わせて本条例を改正するものでございます。

以上が改正内容でございます。

なお、この条例の施行日は、番号法の改正の施行日に合わせ、平成29年5月30日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第2号で専決で出されてるんですけども、一つは、ページ1ページの第2条の3で、今説明がありましたネットワークシステムがマイナンバーによってどのように拡大されているのかというのが第1点と、それからページ2ページの情報提供等記録のところは、訂正とか利用停止とか、そういうものだけの改定なのかどうかということと、あとマイナンバーについて、私は非常にやっぱり個人情報の保護の問題で問題があるというふうに思っているのですが、実際、マイナンバーのカードとか、今、普及率は全体に対して町内ではどのくらいなのか、その3点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、第1番目のネットワークシステムの利用について、どのように便利になるかということだと思いますけれども、情報提供ネットワークシステムというのが国が管理しておりますシステムで、それに市町村からのデータが提供され、そしてそこを通じてほかの関係機関、ほかの市町村だったりにつながると、で、つながる場合は必ず国のネットワークシステムを通してやりとりが行われるということになります。これまでいろいろなサービスを受ける場合に、例えば住民税額だとかそういったものを市町村に提出される場合は、もとの住んでいらっしゃる、課税されてる市町村から所得証明書をとられて、そして提出ということになりますけれども、情報提供ネットワークシステムを利用した番号法に基づいてサービスが行われれば、ナンバーを提示するだけでわざわざ証明書をとる必要がないというような便利なことが出てくるということでございます。例えがちょっと悪かったですけど、そういった住民にとりましても便利なことが行われるということになります。

2番目は飛ばしまして、3番目の質問にお答えします。

町内でマイナンバーカードの普及率がどの程度かという御質問だったと思いますけれども、昨日現在でマイナンバーカードの交付件数が3,174件となっております。3,174件です。これは実際交付を済ませております件数で、申請されてる件数は4,000弱というふうになっている状況でございます。

申し訳ありません、2番目の質問は。もう一度よろしいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ページ2ページの情報提供等記録のところが変わるということなんですけど、これは結局、訂正とか利用停止に関してこういうふうに書いてあるんだというふうにするんですけど、ちょっとわかりにくいので、どういうふうになるのかという点を説明をお願いしたいということです。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 参考資料の2ページの部分ですね。

（16番小林久美子君「はい、そうです」の声あり）

第32条の部分ということでよろしいですか。

これにつきましては、これまでは国の番号法に基づく事務ですね、番号法で定められている事務についてのみしかここに記載がなかったんですけど、今回の挿入された部分につきましては、各自治体が条例を定めて行う独自利用の事務、これについての項目を追加されたというものでございます。よろしいですかね。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません、自治体が扱う独自利用の事務というのはどういうものですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） これにつきましては、例えば例を挙げますと、子ども医療費助成に関する事務だとか、ひとり親等の医療費助成に関する事務、それとか自治体が設置する住宅等の管理に関する事務だとか、就学援助に関する事務、幼稚園就園奨励費の支給に関する事務だとか、こういった事務が独自利用の事務ということになります。今のは例を挙げたものですけども。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） さっきのは分からなかったから答えたので、そしたら独自利用の事務の範囲を、後で結構ですので、また教え、もう少し、全体にかかかわると思いますので、資料をお願いしときたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） よろしいですかね。

（総務課長板楠健次君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

税務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼税務課長（酒井章彦君） それでは、承認第3号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第3号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が、去る3月31日に公布されました。これに伴いまして、菊陽町税条例等の一部を改正するものであります。主な改正点は、昨年6月議会定例会において専決処分の承認をいただいた菊陽町税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第17号）の中の、法人税割の税率の改正、現行の軽自動車税を種別割に名称変更、軽自動車税に環境性能割が創設されることに合わせて課税標準、税率等を新設する改正の実施時期などの変更であります。

内容につきましては、2枚めくっていただきますと改正条文がございます。さらに、10枚めくっていただきますと参考資料の新旧対照表がございます。改正の内容が分かりやすいよう、新旧対照によって説明させていただきます。

改正には、関係法令等の条項の追加、削除などに伴う改正などもありますので、主なものについて説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表は、左側が現行で、右側が改正案になります。

新旧対照表の1ページを御覧ください。第33条は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得につきまして、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

続きまして、2ページの34条の9は、第33条の改正に伴う所要の規定を整備するものです。

48条と5ページの第50条は、法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る所要の規定の整備です。

6ページの第61条の2は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の割合を定

めるものでございます。

9ページ、附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別控除を平成41年から平成43年まで、居住年を平成31年から平成33年まで、それぞれ2年延長するものです。

次の第8条は、肉用牛の売却に係る事業所得に係る町民税の課税の特例を3年間延長するものです。

11ページの第10条の3は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けるための申告書について規定したものです。

続きまして、14ページの第16条は、軽自動車税のグリーン化特例、いわゆる軽課の適用期限を2年延長するものです。グリーン化特例とは、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷の少ない軽自動車の軽自動車税を軽減するものです。

15ページの16条の2は、昨年発覚した燃費試験不正問題を受けて、自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足税額について、自動車メーカーに納税義務を課すものです。

17ページをお願いします。17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するものです。

続きまして、18ページの下から4行目、20条の3は、条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事項を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものです。

21ページ、附則第5条は、控除対象配偶者の定義の変更に伴う改正で、施行日は平成31年1月1日です。

続きまして、22ページから43ページまでの第2条による改正菊陽町税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第17号）は、昨年6月議会定例会において専決処分の承認をいただいた中の法人税割の税率や軽自動車税に係る部分を、一度、改正前の状態に戻した上で再度改正するものです。これは、消費税率の引き上げ時期の延期に伴う改正であります。

内容の一つは、法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げること、軽自動車の環境性能割の納税義務者について規定すること、及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更することなどの規定の整備でございます。軽自動車税は、三輪以上の軽自動車の取得者に課税されます環境性能割と、軽自動車の所有者に課税される現在の軽自動車税を名称変更した種別割の2つとなります。環境性能割とは、自動車取得税が廃止されるかわりに、新車、中古車の取得時に排出ガス基準、燃費基準に応じて課税されるものです。

また、軽自動車税のみならず課税、軽自動車税に環境性能割が創設されることに合わせて、その課税標準、税率、徴収の方法などについて規定するものでございます。

さらに、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収、減免、税率などの特例や徴収取扱費などについて規定するものでございます。当分の間、賦課徴収は県が行い、その事務を行うために要する費用を徴収取扱費として町が県に交付することなどの規定の新設でございます。施行日は、平成31年10月1日です。

続きまして、44ページをお願いいたします。附則第5条による改正（菊陽町税条例等の一部を改正する条例（平成26年菊陽町条例第9号））は、附則第16条の改正に伴う規定の整備でございます。施行日は、平成31年10月1日です。

最後に、46ページですけれども、附則第6条による改正（菊陽町税条例等の一部を改正する条例（平成28年菊陽町条例第17号））は、法改正及び附則第16条の改正に伴う規定の整備でございます。施行日は、公布の日からです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第3号なんですけれども、税の方はかなりボリュームがあつて分かりづらいのですが、一つは、法人税は9.7%から6%に引き下げになるのかどうか、そうなった場合は町内ではどの程度の影響があるのかということと、あと自動車税についてはグリーン化の特例で2年延長するとかもろもろありますけれども、自動車税に関しては町民にとっては軽減措置に全体としてなるのかどうか、その2点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 税務課長。

○総務部審議員兼税務課長（酒井章彦君） お答えします。

法人税率につきましては、先ほども申し上げましたように、昨年、今年4月からの予定で専決処分したわけでございますけれども、それが31年10月1日からの事業年度分についての引き下げとなりますものですから、今のところでは法人等の景気といたしますか、経営状態あたりにも左右されるかと思しますので、はっきりしたことは分からないかと思ます。

それと、軽自動車税につきましては、燃費基準を満たしていれば、今年までの予定だったので2年間延長されますので、こちらの方は多くの町民の方に有利になると思ます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） お尋ねします。

参考の11ページで、先ほど新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定ということで、割合の2分の1に変更になりますという御説明がありましたが、これは通常、災害時のやつもあったと思うんですけども、そのところがもし分かれば。それと、年数ですかね、2分の1にするのはずっと2分の1という状態で続くかどうか教えていただけますか。

○議長（渡邊裕之君） 税務課長。

○総務部審議員兼税務課長（酒井章彦君） すいません、今言われた2分の1というのが分からないんですけども、先ほど説明しましたのは、耐震改修したのは1度限り軽減するというもので

ございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）**

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼税務課長（酒井章彦君） それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第4号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものであります。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。内容は、保険税の減額の基準についての改正であります。

内容につきましては、2枚めくっていただきますと改正条文がございます。さらに、2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

この改正は、国民健康保険税の減額の基準の改正で、収入の少ない世帯に対して軽減所得の基準を引き上げることにより、軽減世帯の対象を広げるものです。第2号の5割軽減では、被保険者1人に掛ける金額26万5,000円を27万円に、第3号の2割軽減では48万円を49万円に引き上げるものです。

前から3ページ目に戻っていただいでよろしいでしょうか。附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行し、29年度以降の年度分に適用し、28年度分までについてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第10号））

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（西本一浩君） 承認第5号の専決処分の承認を求めることについては、平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

3月の定例会以降に確定しました地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などの歳入及び緊急を要する歳出などについて調製し、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第10号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から4億3,593万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を166億3,202万4,000円と決めました。

第2条では繰越明許費の追加及び変更を第2表で、第3条では債務負担行為の変更を第3表で、第4条では地方債の変更を第4表で、それぞれ定めています。

2ページをお開きください。2ページからは第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正です。1、追加は、11件の事業について繰越額の限度額を定めるものです。次に、2、変更で、3件の事業について繰越額の限度額を変更するものです。

8ページをお開きください。第3表債務負担行為補正です。1、変更で、1件の事業について限度額を変更するものです。

9ページを御覧ください。第4表地方債補正です。1、変更で、11件の事業について限度額を変更するものです。地方債の補正額は、合計で2億3,670万円減額となり、総額を17億8,420万円といたしました。

11ページからは、補正予算に関する説明書になります。

14ページをお開きください。2、歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明します。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人は2,000万円、目の2法人は4,500万円増額、項の2固定資産税、目の1固定資産税は7,000万円を増額しています。内訳は、説明欄に記載のとおりであります。

下の15ページを御覧ください。款の2地方譲与税から18ページの款の12地方交付税までの各種交付金等は、確定額に合わせて増減しています。

このうち、18ページをお開きください。款の12地方交付税は、特別交付税を1億3,873万5,000円増額しました。これにより、特別交付税と普通交付税を合わせた地方交付税の総額は6億7,411万3,000円となりました。

20ページをお開きください。款の16国庫支出金は、22ページにかけて項の1国庫負担金、項の2国庫補助金、項の3国庫委託金を、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業において増減しています。

このうち、21ページをお開きください。項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金、節区分の3児童福祉費補助金、説明欄の一番下で子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金は、保育料の災害減免に対する補助を新規で172万5,000円計上しています。

22ページをお開きください。款の17県支出金も、26ページにかけて項の1県負担金、項の2県補助金、項の3県委託金を、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業において増減しています。

このうち、25ページをお開きください。項の2県補助金、目の9災害復旧費県補助金は、節区分の1農林水産災害復旧費補助金、説明欄の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金で1億9,689万1,000円を減額しています。

26ページをお開きください。款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入は、説明欄の第二地区保留地処分金で1,164万円を増額しています。

下の27ページを御覧ください。款の19寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金は、「さんふれあ」からの寄附金1,400万円を計上しています。

次に、款の20繰入金、項の2基金繰入金は、目の1財政調整基金繰入金から目の7土地区画整理事業基金繰入金までそれぞれ減額し、補正額の計といたしましては2億8,629万円の減額で、基金繰入金の合計は7億820万7,000円としています。

28ページをお開きください。款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の2臨時診療所診療収入は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がありませんでしたので、4,277万円全額を減額しています。

次に、款の23町債は、30ページにかけて、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業で増減しています。

このうち、30ページをお開きください、項の10災害復旧費、目の1災害復旧費は、2億970万円を減額しています。

下の31ページを御覧ください。ここからは、3、歳出になります。歳出は、補正額が0円の箇所が多々ございますが、これは財源の入替えのみを行ったものでございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、増減の大きいものを中心に説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費は、総合スポーツ施設整備基金に1億円を積み立てるものであります。

32ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は、節区分19負担金、補助及び交付金で、熊本地震により半壊以上の被害があった住宅の応急修理のための補助金9,043万2,000円を増額しています。

下の33ページを御覧ください。項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費は、節区分15工事請負費で、放課後児童クラブ建設工事4,537万円を増額しています。

35ページをお開きください。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の5臨時診療所費は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がありませんでしたので、4,277万円全額を減額しています。

少し飛びますが、45ページをお開きください。款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は、節区分19負担金、補助及び交付金で、説明欄の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金2億7,737万7,000円を減額しています。

最後に、49ページをお開きください。款の14予備費は、歳入歳出予算調整のため80万9,000円を減額し、予備費の計を1億1,212万2,000円としました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第5号ですけれども、ページ46ページの公立学校の災害復旧費で

5,152万円減額になっていますが、これはする必要がなかったのか、繰越しなのかよく分からないんですけど、それがどういう理由かということと、それからページ45ページも同じことなんですけど、農林災害復旧費の中の補助金も2億7,737万7,000円と減額になっていますが、これも繰越しとの関係なのか、それとも必要なかったのかということをお尋ねします。

それから、7ページの繰越明許費のところなんですけれども、ここの中で、災害復旧費の中で耕畜連携資源循環総合対策事業、豚舎災害復旧事業で160万4,000円の繰越明許がありますが、これはどういう内容なのかということと、そのほか光の森町民センターの災害復旧事業も3,257万7,000円と繰越しになっていますが、その理由についてお尋ねをします。

以上の点についてお答えをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 46ページの公立学校施設災害復旧費の5,152万円の減額なんですけども、これは不用額になります。予算を概算の概算で計上していたものですから、不用額が5,152万円出たということになります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） まず、7ページの11災害復旧費、項の農林水産業施設災害復旧費なんですけども、これは養豚施設の部分でございまして、繰越事業ということになります。それと、45ページの被災農業者向け経営体支援の事業でございまして、2億7,700万円のうち2億1,100万円を繰越しです。あと6,500万円を減額ということになります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 町民課長。

○福祉生活部審議員兼町民課長（服部誠也君） それでは、ページ7ページの光の森町民センター災害復旧事業の3,257万7,000円なんですけれども、平成28年度に災害復旧の調査を行いまして、少し時間を要しましたので、そのほかの工事費等を3,257万7,000円繰り越しております。平成29年度において実施する予定でございまして。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 以上ですかね。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ページ7ページの養豚の災害復旧事業は分かるんですけども、なぜ繰越しになっているのかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。これ災害復旧ということで、人材、それと材料、こういったものが非常に入手困難ということでございまして、そういった理由から繰越しをしたということでございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

昼食休憩といたします。

午後は13時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時55分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号））**

○議長（渡邊裕之君） 日程第14、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） それでは、承認第6号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

承認第6号、平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、本年3月31日をもって確定しました収入等の内容で調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、2枚めくって予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額から1万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を22億7,367万7,000円と定めました。

続いて、8ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料を464万4,000円増額。款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1調整交付金を170万6,000円減額。その下の目の4事

業補助金を292万4,000円減額するものです。

次に、下の9ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を8万5,000円増額。その下の款の1総務費、項の4趣旨普及費、目の1趣旨普及費を8万5,000円減額。1ページめくり、10ページを御覧ください。款の4地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費、目の1介護予防・生活支援サービス事業費を1万4,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第19号 熊本都市計画事業菊陽第一土地区画整理事業施行規程を廃止する 条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第15、議案第19号熊本都市計画事業菊陽第一土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（井芹 渡君） 議案第19号熊本都市計画事業菊陽第一土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、町が事業主体として進めました役場周辺93.2ヘクタールの菊陽第一土地区画整理事業の施行に関し必要な事項を、昭和59年12月に制定したものでございます。同事業は、昭和60年の事業認可により事業を開始いたしまして、平成16年度に換地処分を行いました。その後、精算金事務を行ってまいりましたが、平成28年度末をもって完了し、全ての事務が完結しましたことから、本条例を廃止する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第20号 平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第16、議案第20号平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（西本一浩君） 議案第20号平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

町長の提案理由で説明がありましたように、新年度に入って2か月余りしか経過していませんが、急を要するものが生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1億924万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億9,924万6,000円と定めるものです。

第2条では、地方債の変更を第2表で定めています。

2ページをお開きください。2ページからは第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

4ページをお開きください。第2表地方債補正です。1、変更で、2件の事業について限度額を変更するものであります。地方債の補正額は、合計で590万円増額となり、総額を16億6,810万円とするものであります。

5ページ以降は、補正予算に関する説明書になります。

8ページをお開きください。2、歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げ

げます。

款の17県支出金、項の2県補助金、目の9災害復旧費県補助金は、節区分3の平成28年熊本地震復興基金交付金を7,940万1,000円増額しています。

款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、1,000万円を増額し、計を5億1,000万円としています。

下の9ページを御覧ください。款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、節区分4その他の雑入で、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を470万円計上しています。

10ページをお開きください。款の23町債、項の10災害復旧債、目1災害復旧債は、3地区の自治公民館の災害関連事業について480万円を増額しています。

下の11ページを御覧ください。3、歳出になります。増額する主なものを中心に御説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の12自治振興費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、コミュニティ助成事業補助金を470万円計上しております。これは、自治会のコミュニティ活動に対するもので、財源は全て財団法人自治総合センターの助成金です。

13ページをお開きください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、3経営体への経営体育成支援事業補助金を849万5,000円計上しています。

14ページをお開きください。款の8土木費、項の3都市計画費、目の1都市計画総務費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、被災宅地復旧支援事業補助金を6,000万円計上し、耐震診断・改修助成金を960万円増額しています。

16ページをお開きください。款の11災害復旧費、項の5その他公共施設・公用施設災害復旧費、目の1公共施設災害復旧費は、自治公民館、地域コミュニティ施設関係の災害復旧費を963万6,000円計上しております。

下の17ページを御覧ください。款の14予備費は、調整のため486万5,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第20号ですけれども、ページ14ページの土木費の中の被災宅地復旧支援事業補助金の6,000万円と耐震診断・改修助成金の960万円について、どういう内容で事業を行うのかということの説明していただきたいのと、あと自治公民館は、施政方針のときもしかしたらあったのかもしれないんですけど、3か所どういうところをするのかということと、どういう内容かということをお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 14ページの被災宅地復旧支援事業補助金についてですけれども、これは宅地の擁壁の復旧でございます。内容的には、補助金で対応できない2メートル以下の部分についても対応するようにしております。それと、次の耐震診断・改修助成金については、耐震診断の精密診断と耐震診断によりまして、耐震が必要なという場合の改修工事について計上しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 自治公民館の関係の災害復旧事業でございますけれども、対象の自治会、区ですけれども、大堀木区、津留区、駅前区、緑ヶ丘区、入道水区の5か所でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 報告第1号 平成28年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（渡邊裕之君） 日程第17、報告第1号平成28年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（西本一浩君） 報告第1号平成28年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

平成28年度一般会計予算の中で議決いただき、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月31日までに繰越額を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものです。

1枚めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で、金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が、実際に平

成29年度に繰り越した額になります。

それでは、翌年度繰越額が大きい事業を中心に御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、4行目の款の3民生費、項の1社会福祉費の義援金配分委員会事業は、6,680万円で、熊本地震により一部損壊となった住宅の修理に対する補助金になります。

5行目の被災住宅応急修理補助事業は、1億708万8,000円で、熊本地震により半壊以上の被害があった住宅の応急修理のための補助金になります。

7行目の項の2児童福祉費の放課後児童クラブ施設整備事業は、2億5,012万9,000円で、中部小学校、西小学校の放課後児童クラブ建設工事です。

このページの最後の行の款の8土木費、項の3都市計画費の第二土地区画整理事業は、1億7,877万7,000円で、土地区画整理地内の道路築造工事などです。

次のページをお開きください。2行目の款の9消防費、項の1消防費の災害廃棄物等処理事業は、3億9,675万1,000円で、熊本地震による災害廃棄物等の処理に係る事業です。

4行目の款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費の被災農業者向け経営体育成支援事業は、2億1,179万8,000円で、施設等の撤去、復旧に係る補助金になります。

全ての事業23事業を合計しますと、翌年度繰越額は14億5,685万7,000円になります。

なお、財源内訳は、記載のとおり、既収入特定財源が9,259万9,000円、未収入特定財源の国県支出金が6億1,785万4,000円、地方債が3億2,960万円、一般財源は4億1,680万4,000円になります。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） すいません、繰越しのところで、小学校費の空調設備の設置事業ということで、これは震災に伴ってこういう空調設備が遅くなったのか。それと、もうじき梅雨、夏になるんで、その部分の事業はもう済んだかどうかだけを、子どもたちの部分ですんで、分かれば教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 小学校空調設備設置事業ですけども、南小学校でして、南小学校の空調設備が30年以上たっておりまして老朽化しております。集中管理に今なっておりますので、今回、個別に教室にエアコン、空調施設を設置するという工事を行います。今から設置を行いますけども、夏休みに行くような計画でおります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第1号平成28年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 報告第2号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（渡邊裕之君） 日程第18、報告第2号平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 報告第2号平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成28年度介護保険特別会計予算の中で議決いただきました地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月31日までに繰越額を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものです。

表紙をめくっていただきますと、繰越計算書をつけております。項目の中で、金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が、実際に平成29年度繰り越した額になります。

内容は、款の1総務費、項の1総務管理費の介護保険システム改修事業の105万3,000円で、制度改正に伴うものですが、改正が29年4月1日施行分と平成30年4月1日施行分があり、改修終了が平成29年度になることから繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 報告第3号 平成28年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（渡邊裕之君） 日程第19、報告第3号平成28年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（矢野和幸君） 報告第3号平成28年度下水道事業会計予算繰越計算書について御説

明いたします。

平成28年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をお開きください。繰り越しましたのは、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は公共下水道事業で、予算計上額4億8,744万9,000円のうち1億1,180万円を繰り越したものでございます。

繰り越しました理由について申し上げますと、まず汚水関連工事につきましては、大堀木地区において、1つの敷地を7区画に分筆しての家屋建築計画協議に時間を要しましたことから、公共汚水ます設置申請書が下水道課に提出されました時期が今年1月下旬でありましたことによる工事着手の遅れによるものであり、雨水関連工事につきましては、第二土地区画整理事業関連の三里木地区の雨水排水処理の下水道施設の整備促進を図る目的とする工事で、管を埋設する道路の管理者である国土交通省や熊本県などの各関係機関との占用協議に、また花立地区の雨水浸水対策工事につきましては、九州自動車道に隣接している町道内にボックスカルバートを整備するものですが、九州自動車道のり面部にある既存構造物である張りコンクリート及び立ち入り防止柵の撤去及び再設置の施工に際して、道路管理者である西日本高速道路株式会社との道路管理者以外の者の行う工事の協議に、どちらの協議も熊本地震の影響を受けて長期の時間を要しましたことから、工事着手が遅れ、年度内の竣工が困難となり、予算の繰越しを行ったものでございます。

なお、財源といたしましては、交付金が3,500万円、地方債が7,650万円、損益勘定留保資金が30万円としております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号平成28年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 日程第20、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権



擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員のうち1名の方が平成29年9月30日をもって任期満了になりますので、候補者として、衛藤美直子様を再任の候補者としてお願いするものであります。

衛藤様は、菊陽町大字久保田2792番地1にお住まいで、昭和35年3月20日生まれの57歳でございます。衛藤様の略歴としまして、昭和54年3月にお茶の水タイピスト専門学校を卒業後、東京総合法律事務所に入社され、昭和61年2月に退職後、平成7年9月から衛藤二男法律事務所に勤務され、現在に至っておられます。また、平成21年4月から菊陽町スポーツ推進委員として、町のスポーツ振興にも御尽力をいただいております。

衛藤様は、人格及び識見ともに高く、平成26年7月から人権擁護委員として積極的に活動されておられ、現在、阿蘇大津地区人権擁護委員協議会の事務局も兼務され、御活躍中であり、平成29年10月から2期目の再任をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて、衛藤美直子君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は衛藤美直子君を適任とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時29分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成29年6月8日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成29年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成29年6月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番 | 大久保 | 輝 | 君 | 2番 | 阪本 | 俊浩 | 君 |
| 3番 | 西本 | 友春 | 君 | 4番 | 那須 | 真理子 | 君 |
| 5番 | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番 | 中岡 | 敏博 | 君 |
| 7番 | 吉本 | 孝寿 | 君 | 8番 | 吉山 | 哲也 | 君 |
| 9番 | 北山 | 正樹 | 君 | 10番 | 坂本 | 秀則 | 君 |
| 11番 | 石原 | 武義 | 君 | 12番 | 岩下 | 和高 | 君 |
| 13番 | 大塚 | 昇 | 君 | 14番 | 川俣 | 鐵也 | 君 |
| 15番 | 上田 | 茂政 | 君 | 16番 | 小林 | 久美子 | 君 |
| 17番 | 甲斐 | 榮治 | 君 | 18番 | 渡邊 | 裕之 | 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君
書記 山川真喜子君
書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-------|-----------------|-------|
| 町長 | 後藤三雄君 | 副町長 | 井手義隆君 |
| 教育長 | 上川幸俊君 | 教育次長 | 徳淵盛也君 |
| 総務部長 | 吉川義則君 | 福祉生活部長 | 阪本浩徳君 |
| 経済部長 | 今村敬士君 | 土木部長 | 大山陽祐君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 市原憲吾君 | 総務課長 | 板楠健次君 |
| 総合政策課長 | 中島秀樹君 | 財政課長 | 西本一浩君 |
| 総務部審議員兼 税務課長 | 酒井章彦君 | 人権教育・啓発課長 | 古賀直之君 |
| 福祉課長 | 矢野信哉君 | 子育て支援課長 | 東桂一郎君 |
| 福祉生活部審議員兼 健康・保険課長 | 阪本章三君 | 介護保険課長 | 宮川照之君 |
| 福祉生活部審議員兼 町民課長 | 服部誠也君 | 農政課長 | 山川和徳君 |
| 商工振興課長 | 川上一弘君 | 土木部審議員兼 建設課長 | 小野秀幸君 |
| 都市計画課長 | 井芹渡君 | 下水道課長 | 矢野和幸君 |

環境生活課長 丸 山 直 樹 君
教育審議員兼 士 野 公 典 君
学務課長 川 端 慎 一 君
図書館長

総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君
生涯学習課長兼 梅 原 浩 司 君
中央公民館長
農業委員会事務局長 渡 辺 博 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。

ちょっと今日足を痛めてますので、登壇しないで、すいませんが、ここから早速させていただきたいと思います。

町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部の明確な答弁をお願いいたします。

今日の一般質問の通告は、お手元におありかと思いますが、1、子育て支援について、2、熊本地震被災者への生活支援について、3、国保の都道府県化についてと、3点、3項目させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

私は、今年の4月24日から26日まで、大阪でありました全国地方議員社会保障研修会に政務活動費を使わせていただき研修に行ってきました。その中でも、特に子どもの貧困の現状の問題点と国、自治体の施策について、かなり多方面にわたりましたけれども、興味深く勉強することができました。

データで見る子どもの貧困率は16.3%、すなわち40人学級に6ないし7人いるという状況で、ひとり親など大人1人の世帯は54.6%にも上るということです。就学援助受給の子ども数も全国では156万8,000人です。

今日の一番最初のテーマは、就学援助金の入学前支給については検討された結果はどうなったのかということなんですけれども、就学援助については、県内の小・中学生は平成26年度の時点で全体で14.51%となっています。ちなみに菊陽町の就学援助を受けている生徒さんの数は、小学校、中学校合わせて平成28年度が447名になっています。この5年間で88名増加をしています。

研修でもありましたが、まず自治体の子どもたちの実態がどうなっているのか、しっかりと全体像を把握することが今一番求められている、もちろん現場の教師の方は肌で多くのことを感じておられると思いますが、大切だと感じました。

その中で、初めの質問ですけれども、就学援助制度の入学準備金の前倒し支給については、今年の3月議会で取り上げましたが、その後どのように検討されているのでしょうか。

就学援助のうち、小学校入学時、ランドセルなどを買うための入学準備金など、小学校でも3万円程度かかるし、中学校でも制服など七、八万円、最低でもかかるのではないかと思います。

すが、どのように検討されているのかお答えをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） おはようございます。ただいまの質問にお答えします。

就学援助費につきましては、経済的な理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して援助されるものです。平成29年度の就学援助の準要保護児童・生徒数は、小学生が255人、中学生が155人、そのうち新入学生が、小学生が42人、中学生が43人の合計85人を見込んでおります。

準要保護児童・生徒の就学援助につきましては、菊陽町就学援助支給規則により支給しております。現在、準要保護児童・生徒の認定申請は、小・中学校生徒も4月下旬に申請を受け付けまして、6月上旬に前年の収入をもとに認定審査を行いまして、7月中旬に支給しております。

入学前支給につきましては、支給対象者と申請書の提出期日及び提出先、それから所得額が算定できる資料等、また支給方法などの規則の改正を行う必要があります。

熊本県の状況ですけれども、平成28年度から熊本市と天草市で、就学援助金のうち新入学児童・生徒学用品費の3月支給が行われております。

入学前支給には、周知の方法や所得確認の方法、それから支給後に転出された場合の処理などの課題がありますので、現在検討中でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 県内では、まだ熊本市と天草市ということですが、この近隣の菊池市では、来年度から実施ということで進められているようです。

就学援助を子どもの貧困とあわせて考えますと、やはり必要なお金等、現在のなかなか準備できないということもありますし、また国も、入学前から支給できるように、文科省も運用を改めて通知もあっているかと思っておりますので、今回の場合は、制度、事務的な内容を見直したり、規則を見直したりすれば、一定対応可能ではないかと思っておりますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思っておりますが、その点は、町長どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今学務課長の方から最後の方でお答えしましたように、幾つかの課題がありますので、その辺の検討をしながら、その状況を精査した上で判断したいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ来年度間に合うように検討を進めていただきたいと思っております。

次が、2番目に移りますが、子どもの健康・生活実態調査が全国の各自治体でも取り組まれています。熊本県の新規事業として、今年度、子どもの生活実態調査が予定されていますが、中学2年生、小学5年生を対象にというふうに聞いていますけれども、町としてはどのような

かかわりを持ってこの調査ないしはこの実態調査等にかかわっていくのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） おはようございます。子どもの生活実態調査について御説明いたします。

子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成26年1月に施行され、同法第4条において「地方公共団体は、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定され、また同法9条第1項において「都道府県は、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする」と規定されています。

今回の子どもの生活実態調査は、熊本県が平成27年3月に策定した子どもの貧困対策計画による取組事業で、県の担当課は子ども家庭福祉課でございます。

調査の目的と必要性についてであります。いわゆる貧困状態の子どもの現状を把握するためには、経済的な困窮度だけではなく、それに起因する生活環境、食事や学習面への支障などのさまざまな要因を個々に把握することが必要であります。また、対策を効果的に進めるためには、子どもたちに複数の支援策を提供し、安定的に実施するとともに、行政、自治会、NPO等の関係機関が連携し、支援の網をより細かく張ることが必要であります。そのためには市町村ごとの状況を把握する必要があります。そこで、県は、内閣府の地域子供の未来応援交付金を活用し、各市町村の協力のもと、県内全市町村を対象とした調査を実施するものであります。

次に、調査の概要であります。調査対象者は公立の小学5年生の子どもとその保護者、また公立の中学2年生の子どもとその保護者であります。本町の対象者数調べでは、小学5年生が491人、中学2年生が454人となっております。

町としてのかかわり方としましては、県が作成した調査票を6月から7月にかけて町から各学校を通して家庭に配付し、回答された調査票を各学校を通して回収し、県に送付することを依頼されております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私も、アンケートの内容はちょっと手元にもらっているんですけども、やっぱり子どもたちの状況が、朝食をきちんととっているかとか、放課後塾に行きたくても経済的な状況で行けないとか、医療の問題では、虫歯の問題とか、病院にかかれない、いろいろまだ子どもたちの状況というのは出てくるのではないかと思います。今回、県のその調査に取り組んでいただいて、その後やっぱり調査の分析をして、庁内でももっと視野を広げて全体に取り組んでもらいたいというふうに思っていますが、それについては、次の課題にはなるんですけども、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 県は、回収したデータを単純集計をいたしまして、分析を県立大学の方に依頼されます。その単純集計及び分析結果は来年3月に公表されるということになっておりまして、そのデータについては各市町村に提供されるということになっておりますので、その分析結果、それを見た上でいろいろ検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） まずは、調査が一定進むというのはとても評価をしています。ただ、全体としてももう少し広げて、今後とも、今年度はその分析をしながら、次の課題、いろいろな対応をしていかなければいけないというふうに思っていますので、町としてもぜひ検討を進めていただきたいと思います。

次が熊本地震被災者への生活支援についてです。

通告では、仮設住宅、みなし仮設などに避難されている方への情報提供や健康相談などについてどのように行われているかというふうに質問をしています。

町長の行政報告でもかなり詳しくありましたけれども、今熊本地震で自宅が全壊するなどの被害を受けた被災者に対し、自治体が民間住宅を借り上げて無償提供する民間賃貸住宅借り上げ制度、通称みなし仮設制度があります。町長の行政報告では、みなし仮設住宅については、5月末の現在の申込件数が183件とのことでした。

仮設住宅やみなし仮設などに非難されている方への情報提供や健康相談がどのように行われているのかをお尋ねしたいと思います。

つい先日、地震のその後の状況で、私もお話を聞く機会がありましたけれども、やはり熊本学園大学の高林秀明教授、前回菊陽町の調査など、社協と一緒に取り組まれた先生ですけれども、やはり地震直後もいろいろ訪問されて、苛酷な避難所生活や、物件を選べる状況ではなく、とりあえず入居したみなしでの困難や、ストレスを抱えた長期生活がもたらす健康の悪化を上げておられます。

先ほど初日にいただきました菊陽町の調査票も、アンケートの調査を見ますと、やはり健康、介護に関する困り事でも、「運動不足になりがち」や「持病がある」、「日常生活の動作に不自由がある」がかなり大きく上がっているかなと思いますし、精神面では、「眠れない」、「不安な気持ちになる」、「いらいいらすることが多い」などもやはり上の方に上がっていて、今後の問題でも、「資金の目途が立たない」というふうなところが大きな問題になってくるのではないかというふうに思っています。

それで、菊陽町では、仮設団地の中のみんなの家や地域支え合いセンターを中心に活動されていると思いますが、被災者の皆さんへの支援について、今行われていることについてお尋ねをします。

それから、今日の熊日の新聞でも、越境被災者見守り指導ということで、菊陽町のみなし仮

設の入居世帯が350で、うち被災後転入された方が267で、これを見ますと、町内は、もともといらっしやった方は88かなというふうに思いますが、結構転入・転出等あると思いますので、現在町がつかんでおられる実態についても重ねてお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（矢野信哉君） おはようございます。質問にお答えします。

本町では、一日も早い被災者の皆様の生活の再建を支援するため、現在の状況や今後の住まい等の御予定についてアンケート調査を実施しております。調査は、被災時に本町に居住されており、応急仮設住宅、みなし仮設住宅及び公営住宅等に入居されている世帯に対して平成29年3月に実施しました。配付数は148世帯で、内訳は、応急仮設住宅が20世帯、みなし仮設住宅が108世帯、公営住宅等が14世帯、その他6世帯となっております。

4月末現在の回収世帯数は85世帯で、回収率は57%となっており、現在も未提出世帯に対して提出についてのお願いをしているところです。

調査内容は、世帯の状況、現在の困り事、今後の住まい、世帯の収入、個別の御意見、御要望などとなっております。

その中で、被災者の個別の意見としましては、「住宅の建築の資金や家財購入の資金の助成、家を新築する際の支援がもう少し欲しい」、「アパート等を借りて家賃を払っていく余裕がない」などといった住宅再建に関することを中心にいろいろな御意見をいただいております。

なお、アンケートの集計結果については、事前に議員の皆様にお配りしておりますので、詳細については集計結果にて御確認願います。

さて、菊陽町では、被災者の孤立防止等のため、見守り支援や日常生活の各種相談支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援を一体的に提供するために菊陽町地域支え合いセンターを設置し、社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会に運営を委託しています。職員構成は、社会福祉協議会、地域支援係長をはじめ主任生活支援相談員や健康相談巡回員など、計8名で業務に従事しています。

町では、地域支え合いセンターと連携して被災者へ各種支援情報を提供することにより、生活再建や自立を図っています。例えば被災者の早期生活再建を支援するために、義援金や災害見舞金など、給付や各種融資に関する情報、住まいの再建にかかわる情報など、さまざまな情報の提供をしています。

また、被災者からの相談内容によって、地域支え合いセンターでは対応できないような場合には、各関係機関からの情報を収集し、必要があればその機関の人に来ていただくなどの対応を行っています。

健康相談に関しては、地域支え合いセンターの看護師の資格を持った相談員が被災者と面談して、心身の健康相談を行っています。なお、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及び健康に問題のある人がいる世帯に関しては、継続して電話や訪問等による見守りを行っています。

す。また、支援活動として、健康巡回相談、ふれあいの場での血圧測定や健康相談を実施して、皆さんの健康に関するお悩み等に対応しています。

また、仮設住宅では、入居者の一人である元役場職員の酒井道治様に代表者を務めていただき、居住者からの相談への対応、各種情報の提供など、町と住民の方とのパイプ役としてお手伝いをいただいています。

そのほか、地域支え合いセンターでは、みんなの家を活用した各種イベントやサロン等の実施により、被災者同士や地域住民とのコミュニティ活動ができるような配慮をしています。

今日の新聞の記事の件で御質問がありましたが、みなし仮設入居世帯数、今350というふうな新聞記事で、うち被災転入者数267、この数字、まず説明させていただきますと、350というのが菊陽町に今みなし仮設で入られてる全体数で、町外の方を含みます。そのうち267が町外の方、差し引いた83が菊陽町内で転居をされてみなし仮設に入られてる方というふうな状況になります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） かなり小まめに、みんなの家や地域の支え合いセンターを中心に活動されていると思いますが、やはり高齢者だったり、病気をお持ちだったり、リスクも高いと思いますが、実際その支え合いセンターの方で活動されて、役場等への御相談とか、関係機関への相談というのは今まであったのでしょうか。あったとすれば何件ぐらいありましたか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（矢野信哉君） すいません、ここでちょっと具体的件数を今お持ちしておりませんが、実際に健康相談としまして、食生活が不安だということで、体のぐあいが悪くて生活が心配だというふうな相談ありまして、うちの支え合いセンターと職員とで訪問しまして、状態見ましたら、入院が必要だというふうな状況の方がいらっしゃいました。入院されて、回復されて、家に帰ることができたというふうな例もありますし、これまでも、地域支え合いセンターの看護師が訪問しまして、引き続き見守りが必要な方に対してはもうちゃんと台帳をつくりまして、今もそういった家庭の訪問を続けているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） やはり全体では、県内では孤独死が6人確認されたり、やはりみなし仮設というのは、仮設住宅とまた違いまして、かなり孤立するリスクがあるというふうに言われています。

今、役場、地域支え合いセンターを中心に巡回等していただけていますが、まだまだやはり今後の仮設入居後の生活再建については、それこそいろんな不安を多くの方がお持ちではないかというふうに思います。私たちも、また国への生活再建のその支援金の増額などは求めていきますけれども、引き続き対応をお願いしたいと思います。

それから、ちょっと通告をしていませんので、数が分からないかもしれませんが、在宅、みなしに入られてなくて、半壊以上で在宅で避難されている方も一定数おられるのではないかと思います、それは分かりますでしょうか。分からなければ別のところでもいいんですけど。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（矢野信哉君） すいません、在宅での数は、今のところ、ここで分かりませんので、また改めて御報告したいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、すいません、それは通告にしていまませんでしたので、また調べていただいて、お願いしたいと思います。

あれだけひどかった地震で助かった命が、その後のいろいろな状況で、孤独死だったり、やっぱりそういうことで失われることがないよというのは、多くの皆さん一致する気持ちだと思いますので、ぜひ引き続き、仮設はその代表者の方を中心に、また地域支え合いセンターなどとも連携をとっていただいて、引き続き対応をお願いしておきたいと思います。

それでは、3つ目に移ります。

3つ目は、国保の都道府県化についてです。

この問題につきましても、3月の議会で取り上げましたが、ちょっと時間的にも消化不良だったので、今回改めてもう一度質問をさせていただきます。

国保の都道府県化については、皆さんも御存じのとおり、平成30年から国民健康保険は都道府県化をされます。保険者は都道府県と市町村になりますけれども、現在の市町村国保との最大の大きな違いは、県が国保財政運営を行う、つまり県が財布を握るといえるか、お金の部分は県がしっかりと握るといえることになります。町は、県に事業費の納付金を納めて、県から町に対しては保険給付費交付金として交付をされるという仕組みに大きく変わるわけです。

この前、この一番のお金、国保税がこの都道府県化によってどうなるのかというのがやはり町民としては一番不安なところなんです。今でさえも非常に高い国保税、これはもう私毎回の議会で言ってますので、ちょっとダブリますけれども、国保の加入世帯、そもそも以前の国保の制度のときと大きく内容が変わっています。無職の方が43.4%、次に多いのが働く人、労働者なんですけど、35%で、この2つ合わせて約8割近くの方が国保に入っているということになります。

ある調査では、世帯の所得は平均で約138万円です。加入世帯の大部分もワーキングプアによって占められていると言えます。いつも取り上げてはいますが、所得のもう1割は超えていますよね。もう十何%の税金で、高くても、払いたくても払えないという状況が続いています。

今回、県のこの都道府県化になりますと、大きくどういうふうに変っていくのかということで、税金のことが一番心配ですが、全国では、この標準保険料率の市町村ごとの試算が昨年11月と今年1月に各都道府県から厚労省に報告されていまして、試算結果では、北海道や埼

玉、大阪などの道府県では公表されています。多くの自治体で、保険税が現状より上がる傾向が示されています。

しかし、熊本県は、まだ市町村には、町には説明をしていますけれども、試算結果を公表していませんが、これでは来年度の準備に向けて非常に大変なのではないかというふうに思いますし、町民としても、負担増が予想される中で、いつ公表していただけるのか、この点について担当課の方の説明をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） おはようございます。

御質問の納付金、正確には国保事業費納付金というものでございます。これと標準保険料率についてでありますけれども、その前に、新制度による都道府県と市町村の財政運営の仕組みについて少し申し上げますと、都道府県においても、市町村と同じように国保会計を新たに設置して、都道府県内の国保財政の歳入歳出の管理運営を行うこととなります。

その中で、都道府県は、市町村ごとの医療費水準と所得水準などをもとに市町村ごとの国保事業費納付金を決定します。あわせて、この国保事業費納付金を納めるために必要な国保税の標準保険料率を提示します。市町村は、都道府県から提示された標準保険料率を参考に保険料率を定めて賦課徴収を行い、徴収した保険税などを財源として、国保事業費納付金を都道府県に納付することとなります。

御質問の県からの試算の報告がどうなっているかではありますが、平成30年度の国保事業費納付金等、標準保険料率を試算するために必要な情報が、国から示される時期などの関係から、県の説明では、標準保険料率などについては今年の秋ごろに仮算定として提示され、そして本算定については来年1月に提示される予定となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今年の秋、もう実際仮試算は今でも出ていると思いますけれども、なぜ公表をされないのかなというふうに思います。恐らく大幅な負担増が予想されるので公表を控えているのではないかというふうに思いますが、今年の秋ごろに試算して、来年本算定をするということですが、それでかなり無理するのではないかと懸念をしますが、その点はどのようなのでしょうか。

それから、2つ目ですけれども、今度の制度の、質問項目の2番目に入りますが、町の来年度の保険税については、結局、今のところ公表がないので来年にならないと分からないということでしたけれども、やはり新制度の導入で引き上げが想定されます。これは、全国の試算でもかなり大幅に値上げが予想されますし、100%県に納めないといけないわけですので、今までは町でやりくりしていたものを、徴収できない場合は徴収強化、取り立て、そういうのがさらなる増えてくるのではないかということも予想されます。

今度の制度の改定は、持続可能な医療保険制度の構築、財政基盤の安定化、負担の公平化、

医療費適正化というふうに言われてるんですけども、一番の問題は、やっぱり高過ぎて払えない保険税をどう考えるのか、どう引き下げていくのかについて、何らこの都道府県化によって解決策は示されていないというふうに思いますが、この点について、後藤町長は、この間、国保税の値上げを抑えるために一般会計からの繰入金を町としても行ってきていただいていますし、実際の保険料率は町が決めるわけですので、どのように考えておられるのか、町長にお尋ねしたいと思います。

一般会計からの繰入れについては、衆議院の質問でも、町がすることには制限されないということで答弁をされていますし、県でも委員会等でそのような答弁をされているということですので、なかなか税額が決まってない中でのやりとりですけども、この点についてどのようにお考えなのかお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問に現時点での考えをお答えしたいと思います。

菊陽町が平成30年度に負担すべき国保事業費納付金と標準保険料率がまだ示されておりませんので、どうなるのかは今の時点では分かりませんが、仮に現在の保険税率より県が示される標準保険料率が高い場合の対応としましては幾つかの方法が考えられます。

1つ目は、標準保険料率に準じたその税率を引き上げる方法、また2つ目は、県の方でこの財政安定化基金が設けられますので、そこから借り入れる方法、3つ目は、御質問にあります一般会計からの法定外繰入金で補填する方法などがあります。

いずれの方法にもそれぞれ課題がありまして、慎重に検討していく必要がありますが、今回の新制度の最大の目的は、法定外繰入れに頼らなくても、将来にわたって持続可能な国保運営を目指して、公費拡大等による財政基盤の強化や運営のあり方が見直されることであることからしますと、法定外繰入れを前提とした国保制度の運営は適切ではないと考えております。

しかしながら、この新制度に移行することによって、国保加入者の皆様にとりまして急激な負担増にならないような配慮も必要ではないかと考えております。

いずれにしましても、この件につきましては、今後の町の国保運営の中の根幹となる特に重要な事項でありますので、町の方で持っております国保運営協議会などもしっかり協議しながら検討してまいりたいと考えております。

また、これまでも国保税のいわゆる国からの負担をきちんとしていただくように、この熊本県の町村会を通じて全国の町村長大会等でも大きなこのスローガンに掲げて取り組んできておりますけども、そういった活動も徹底してやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長の答弁、非常に残念なんですけど、残念というか、やっぱりこの最大の目的が法定外繰入れに頼らなくても運営できる国保ということは、そういう国の考えを

踏襲してるという答弁だったと思いますが、となれば、保険者に結局負担をかぶせるということにしかならない、どこからもお金は来ないわけですから。やはりそういうことになると、今でも介護保険はどんどん上がっていく、年金は下がっていく、そして国保は、厳しい人にやはり大きな負担がかかるわけですね。ですから、やっぱりその辺は非常に、私は、やはりますますこの都道府県化によって国保税の引き上げが懸念されるし、今のような国のその方針をそのまま踏襲されると、本当に厳しい、払いたくても払えない、今度はそうすると保険証がもらえない、病院にかかれないということで、ますます悪循環になっていくのではないかというふうに思います。

ぜひそこは、やはり自治体の裁量で引き上げを行わないということで今後とも取り組んでいただきたいと思いますし私は思っていますが、そこは大幅な食い違いがありましたけれども、やはり生活実態から見て、これ以上の引き上げが示されると、本当にやっていけないというふうに思います。

県にも、やはり早期の公表も求めていただきたいと思いますし、この点については、町長どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今度大きくこの制度が変わるわけでありますので、その中で、さっき言いましたようなところでの制度改革ということでありますので、この不足する場合に、町の方の法定外繰入れ、これは本当に今までもやむを得ずやってきたところでありまして、やはりまずその制度の中できちんとできるようなところはしっかりと、やはり国、県の、県がまた保険者になるところでもありますので、その辺は十分きちんと市町村からの実情を訴えながら、やはり制度の中でできるようなところに、まずはそちらの方で取り組んでいくことが大事だと思っております。

それから、県の方のただいまの方のどうなるかということは、やはり余り遅れると非常にその辺が混乱してきますので、できるだけ早い時期に、秋とは言っておりますけれども、次の予算編成のときにも影響してくる大事なところでもありますので、その辺は県の方に早く出してもらうようには求めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今の答弁ですけれども、やはり厚労省にもう各県から試算は報告されているわけですので、私たちは今後とも、町にも県にもしっかりと公表していただいて、国保税の引き上げが行われないように今後とも取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時40分

再開 午前10時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。

議席番号17番甲斐榮治と申します。一般質問を行います。

今日は、傍聴席の皆さん、傍聴ありがとうございます。

私は、今日は、今町が行っております一番大きな事業のうちの一つ、公立保育所の民営化の件に絞って質問を行いたいと思います。

まず最初に、立場を申し上げておきますけれども、私は総論としては民営化に賛成です。私自身も、かつて私立の高等学校の運営に携わっておりましたけれども、そのときからずっと心に占めておることがございます。私立というのは、公共性をなくした途端に世論から見捨てられ、そういう立場であります。ですから、私立としての持続を考えるならば、公共性を第一番に考えないといけない、そういう存在が私立であるというふうに私は考えております。

皆さん御存じのように、日本の中の大きな企業、事業、こういったことは全て私経営でございます。国、つまり官が関係するのは、大体国民にそういう力がないといえますか、そういう発展途上国であるとか、あるいは体制を異にします社会主義国ですかね、そういうところでは、これはもう官立、つまり公立の方が勢いがあると申しますか、そういう形ですけれども、大体資本主義、民主主義の流れをくむ国家においてはほとんどが私経営であるということですね。

これが教育とか子育てになりますと、何か官立、つまり公立でなくちゃならないみたいな、そういう意識がどっかに日本の場合残っておりますけれども、私は、できること、民間でできることは民間がするという流れは、将来の大方向としては民主主義国家の一つの流れであるというふうに思っております。

今回は民営化ですけれども、要するに私立はそういう存在であるとはいえ、公立の保育所から民間に移行するについては、丁寧な手続と、特に次の公明正大な情報公開をした、そういう対応が必要であるというふうに思います。この公立保育所のハード・ソフト両面とも、非常に時間を費やした、歴史のかかった町民あるいは市民の労働の成果を引き継いでおりますので、それを私経営に移行するについては、本当に丁寧な対応が必要であるというふうに思っております。まかり間違っても私利私欲が働いてはならないというふうに思います。

例えば熊本市内でも、高等学校でいうと13の公立があって、12の私立がございます。これは何がいいかといいますと、一定割合で公立・私立がありますと、そこに正しい競争関係が生まれますね。競争関係が生まれれば、質の向上がそこでは見られるというふうなことで、菊陽町の場合でもそういった方向に行くということは大方向として正しいというふうに思っております。

今回、民営化、もう既に進んでおりますけれども、前の状況に比べると、お知らせの発行であるとか、あるいは議会や町民や保護者への説明などは随分丁寧になったというふうに私は認識をしております。

ただ、先にもみじ園が民営化をされましたし、それから今回の民営化計画にもパブリックコメントが出されております。そういったことを踏まえて、今後はやはり民営化を行うべきじゃないかと、そういう観点から今日の質問を行いたいと思います。

あとは質問席で行います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） もう皆さん御存じのとおりですけれども、この公立保育所の民営化というのは、一度、平成21年5月に民営化計画が発表されて、諸般の事情で21年9月には計画が凍結されております。その後、平成28年4月にもみじ園の民営化がありまして、今回につきましては、その辺も踏まえた上で、平成29年3月に菊陽町公立保育所民営化計画が出てまいりまして、そしていろんなことを経ながら今日に至っているという状況ですけれども。

まずお聞きしたいのは、町のこの保育行政の中で、1つは、民営化でありますけれども、町立も非常に大事だという考え方も私は持っております。その町立保育所の役割をどう町として位置づけていらっしゃるのか、その辺についてまずお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） それでは、御質問にお答えします。

本町では、昭和33年に公立保育所の第1号としてもみじ園を設置して以降、人口の増加等による多様な保育ニーズに応えるため、計8か所の公立保育所を設置してきました。公立保育所が町の保育行政の中心にあり、その全部を担ってきたところであります。

しかし、急激な人口増加により待機児童が増加し、この待機児童を解消するのに、公立だけで対応していくことは不可能であったため、民間活力による保育施設の設置運営を推進する国の方針に基づき、平成19年度からこれまでに私立保育所、認定こども園及び小規模保育所などを整備し、待機児童の解消に努めてきました。

公立保育所は町の保育ニーズに応えるという役割自体については変わることはありませんが、社会状況やライフスタイル、保護者の就労形態の変化などにより、延長保育や土曜保育、障害児保育など保育ニーズが多様化してきております。そのため、今回の民営化計画により、公立として存続させるなかよし園とみどり園は、これまでの公立としての取組を継承する役割のほか、専門性を一層向上させながら、時代のニーズに応じた課題を研究していくとともに、人材の育成や私立保育所との連携を図っていくなど、新たな役割と機能を担うこととし、町の子育て支援の拠点として位置づけていくこととしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 端的に申しますと、自治体の目的というのは、住民の福祉が1つ大きな

ものとしてございますですね。その観点からすると、仮にその運営が赤字になったとしても、一定数の町立の保育所は保持すべきではないかというふうに考えます。

例えば、これは公共交通機関もそうですけれども、住民の足を考えれば、赤字路線であっても、補助をしてそこを維持していくということがございます。それと似たような観点から、やっぱり町立保育所も非常に大事にせないかんというふうなことが1点ですね。

それから、今の課長の答弁にもありましたけれども、保育のレベルの、一定のレベル、その町内の保育のレベルのスタンダードになるようなところをやっぱり町立保育所としては維持してほしいというふうに思います。

それからもう一つは、町立にしかできない、いわば私立では多少難しい困難事例、こういったことに対する窓口としても、やっぱり町立の保育所を持っておってほしい。例えば障害児等の保育、こういったことに関しては、町立としての役割は十分にあるというふうに思います。

そのことを申し上げまして、次に参ります。

今みどり園となかよし園を町立保育所として残すというふうなことになっておりますけれども、この町立保育所の数、全部で8あったのが、1つ、もう民営化されて、あと7つ残っておりますですね。その中から2つを町立として残して、あとを全部民営化するというのが今の計画ですが、この残す町立保育所の数、それと、それが今なかよし園とみどり園というふうになっておりますけれども、この配置、菊陽町の中における地理的な配置、その面から妥当であるかどうか。

質問としましては、いわば既存の集落にある保育所を2つ残すと。パブリックコメントにも、西の方がないというのがありましたですね。そういった面からすると、このなかよし園とみどり園を残すだけでは、少し町民としても不満が残るんじゃないかという気がしておりますので、まずこのなかよし園とみどり園を町立として残すこの根拠についてお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 御質問にお答えします。

今の御質問は、なかよし園とみどり園を残す根拠ということでございますですね。

まず、検討委員会が昨年ございまして、その中で民営化の対象となる保育所についての考え方が示されました。その考え方としますのは計画書には載せておりますけれども、安定的な経営が可能となるよう入所児童の確保が見込めること、それと保育活動や園行事をする上で園庭や保育室の広さが十分にあること、利便性がよく、送迎等に安全な乗降場や駐車場が確保されていること、基本的にこの3つを総合的に勘案した結果、7園のうち、白菊園、白鈴園、さくら園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園のこの5園を民営化することとし、結果的になかよし園とみどり園については公立として存続させるということになったことでございます。

あと、町西部に、子育て支援の拠点としまして、ふれあい交流センターでのつどいの広場とか病後児保育、それから光の森町民センターや私立保育所に子育て支援センターなどがあり、

多くの子育て支援の拠点が配置されているということも考慮した上で、なかよし園とみどり園を残すというふうな考えに至っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 町を東部・西部というふうに分けることがいいことかどうかちょっと分かりませんが、弊害もありますし。ただ、パブリックコメントの中には、西部地区、言うならば新興住宅地区、そちらにもぜひ残してほしいというパブリックコメントが出ております。

例えば、2番目の、その次の質問に移りますが、武蔵ヶ丘の第一保育園、第二保育園、これを合体して民営化するというふうな計画になっておりますけれども、特にあの地域については、ひとり親家庭、それから、こう言ってもいいかどうか分かりませんが、生活がなかなか困難な家庭、それから外国にルーツを持つ、そういう子女を抱えた家庭とか、非常に、私立ができませんとは申しませんが、私立では世話が届きにくい、そういう問題を抱えておる、そういう部分もございまして。とすれば、この第一園、第二園、もう計画で決まったことですからどうにもならんとおっしゃるかもしれませんが、これはせめて、合併はいいことと、これは住民も納得をしております。ただ、これ、公立として残せないかという声が非常に強い状況です。

その辺を、公立として温存できる余地があるかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） お答えします。

今回つくり上げました民営化計画については、先ほど申しましたとおり、5園を民営化することで決めておりますので、この計画に沿って進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ちょっと余りにもそっけない、ただ、答えとしては、答弁は余り長々やっても困りますので、イエス・ノーがはっきりした方がいいんですけども、そういう声があるということは、ぜひ記憶にとめておいていただきたい。私もその地域に住んでおりますけれども、この声はやっぱり相当に強いということをどうぞ意識にとめておいていただきたいと思います。

それから、先ほどなかよし園とみどり園を町立として残す根拠の件をおっしゃいましたけれども、前の、ちょっとどっかの時点というのははっきり申し上げられませんが、私の記憶からすると、公立を残しておくということは、将来児童減が予測されますですね。今菊陽町は増えておりますけれども、これいつまでも続くことはないんで、日本の状況からしますと、いずれ児童減を迎えると。その場合に、私立を潰すわけにはいかないので、公立がその安全弁として、公立ならば廃止できるとかという話を執行部から聞いたというふうに思っておりますが、

それはなかったですかね、ちょっと確認します。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） その件については、以前、前課長がお答えしてるかと思いますが、そういう需要が減ってきたときにそうなるということも一つの考えではあるかと思えますけども。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 民業の保護ということから考えると一理ある考え方ではあるとは思いますが。公立ならば、民業に被害を与えずにいろいろ処置ができるというところがあります。

しかし、先ほど申し上げましたように、町立の役割というのは、やっぱり菊陽町の保育のこのスタンダードを維持するといえますか、リーダーシップをとる、そういった意味でやっぱりぜひ必要だと思いますので、その辺も十分考えていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

民営化に伴って、これまで公有財産、町有財産であったものが民間に移管されるわけです。現在では、大筋から言うて、5つありますからそれぞれ違うと思いますが、大筋からいって、建物の譲渡、それから土地は貸与と。建物はいろいろあるかもしれませんが、額によって変動するかもしれませんが、その辺をどうするのか、非常にやっぱり大きな問題であるというふうに思います。もみじ園の場合には公有財産についての議決はありませんでした。もちろんこれは現在の町の条例に従って処置をされたとは思いますが、あくまでもその町民の財産でありますので、その処分については、法の適用はもちろんですけれども、十分な配慮が必要だというふうに思います。

現在の計画の中でのこの公有財産の処置は妥当であるかどうか、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） それでは、御質問にお答えいたします。

公有財産の取扱いにつきましては、昨年12月議会での甲斐議員の質問の際にお答えしているところでございますが、本町の財産については、財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例があり、本条例が適用されるものについては、交換や剰余、貸し付けなどを行うことができることとなっております。

もみじ園の例で申し上げますと、この条例に基づき、保育所の土地については、移管先法人の経営安定を図るため、行政財産使用料徴収条例などの規定を参考に、移管先法人に時価よりも低い価格での貸し付けを行っております。次に、建物については、不動産鑑定士による鑑定評価をもとに、適正な対価を設定した上で譲渡することを基本としております。

詳細につきましては、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今課長が申された財産の交換、譲与、無償貸与等に関する町の条例によりますと、予定価格2,000万円以上の不動産または動産の買入れまたは売払いについては議会にかけなくてははいけないと。それから、土地については、1件5,000平米以上のものを処置する場合には議決が必要であると、こういうふうになっております。

法は法ですから、それに基づいてやられることには異議はないんですが、どうも見ておりますと、今回の5つの保育所について、もうほとんどこの議決は要さないというふうになる、そういう可能性が大きいと思って見ておりますが、その辺はいかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 建物につきましては、現在不動産鑑定士による鑑定評価を今していただいておりますので、委託をいたしまして、それによって適正な対価が出てくるかと思えます。それによりまして予定価格が2,000万円以上ということになれば、議決案件になってくるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） いずれにしても、その2,000万円を下回れば、もうこれ議決、議会の関連事項ではないというふうなことで。

ただ、報告はなさいますよね、お聞きします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） その分については、情報公開条例にのっとって、報告できる分については報告していきたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 次に移ります。

パブリックコメントを見ておりますと、あるいはまた町民の皆さんの声をお聞きしますと、「え、5園一遍に」というのが率直な感想で出てきますけれども、5園を民営化する、これはいろいろその園によって持っている条件が違いますですね。ですから、5園一遍というのはちょっと乱暴ではないかと。一定のやはり順序といいますか、条件を一つ一つ確かめて、クリアして、そしてその上でというふうなことで、一定のスケジュールは、「せいの」ではなくて、一定のスケジュールがそこにやっぱり必要ではないかというふうに、そういう声が聞こえております。その辺についてはいかがでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） それでは、御質問の、通告ありましたタイムスケジュールについて御説明したいと思います。

民営化計画につきましては、これまでに議会、区長、民生児童委員、保育所職員、保護者等に対して丁寧に説明を行ってきております。

民営化のスケジュールにつきましては、本年4月の議員連絡会の際に御説明しましたとおり、本年10月に移管先法人を一斉に募集し、移管先法人が決定した後に、移管先法人や関係機関等との協議を進め、移管時期等の具体的なスケジュールを決定していくこととしております。

移管時期は、民営化後の保育所における職員確保や合同保育の期間、園舎建て替えの有無、国への補助金申請や県への認可申請等を移管先法人と十分に協議した上で決定していくこととなりますので、移管時期については前後するかと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 移管先法人を一斉に決めるというまでは分かりますけれども、その後、例えば、これ一例だけ申します。いろいろ言うと言長くなりますので、一例だけ申しますと、例えば美鈴保育園ですね。隣に南部町民センターがありますですね。そうすると、その……。

（「南部は白菊です」「南部は白鈴保育園」の声あり）

失礼しました、白鈴保育園ですね。

（「白菊」「白菊」の声あり）

白菊か。失礼しました。白菊保育園が隣にありますですね、それから南部町民センターがありますね。そうすると、駐車場の利用とか、それから行事のいろんな場合に協力関係があると思うんですよね。同じ町の運営ですから。だけど、これが片っ方が民間になってしまいますと、その辺ができないという、協力ができないということじゃないでしょうけれども、やっぱり何かとぎくしゃくをしてくるという、そういう問題なんかもあると思うんですね。それはもう、いろんなその5つの園についてそれぞれ問題があると。そういった辺をやっぱり詰めていくには、少しこのスケジュールを微細に検討して、そして一遍に「せーの」じゃなくて、やはりそこを整理しながら、段階を追って民間に移行していくということが必要であると思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） その辺の募集要項等につきましては、それぞれ個々の保育園に準じます条件等を今から検討していった上でその募集要項とかをつくっていきますので、その中で、その保育園に応じた条件を募集要項に記載した上で、それをもって10月に一斉に募集をかけていきたいというふうに計画をしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） まだこれから先のこともありますので、その辺注目していきたいというふうに思います。

それから、民間移行に至る手順について、これは前から私も質問しておりますけれども、団体としての、自治体としての意思決定、ということは議決なんですけど、どの時点で行うのが妥

当かということで、私自身いろいろ調べもしてみまして、一定のその感触は持っておりますけれども、これまた後でもめごとになっていけませんので、確認しながらいきたいという意味で質問をいたします。

執行部のこれまでの見解は、民営化の意思決定、つまりこれは条例改定ですね。設置条例からその5園を抜くという作業になりますけれども、その意思決定については、まず執行部の考え方は、計画の策定、要するに民営化計画、その策定については議決に付さない、もう明確に言ってらっしゃいますね。それから、これは毎回出てますが、議会の基本条例をつくるときに、その計画の段階でそれを議決事項に加えるかどうかは、執行部とのこの意見調整ができずに、別途定めるで、そのままになっております。ですから、今の状態では、計画段階までには議決に付す必要はないという状況で今来てますですね。そのこと言ってらっしゃると思いますが。一応その後に、これも成文化されたものがありますが、条例改定は、運営移管の時期がおおむね決まった時点で議会に諮ると。要するに、ずっと説明を続けてきて、そして一定程度、もうこの辺でよかろうと執行部が判断した時点でこの条例改定を図ると、こういうふうに読み取れますけれども、こういうことなんですかね、ちょっと今から申し上げますが。

とにかくその計画の段階、執行部の意思決定がまずありますよね、民営化するという意思決定がですね、執行部段階での。それで、その計画を立案する。計画ができたが、これは議決事項ではないので、説明はするが、議会に説明はするが議決事項には上げないと、こういうことですね。確認を今してますので。だから、自治体としての意思決定はまだできてないですね。そのままずっと説明を続けて、その中で引受法人も選定して、そして公有財産の処置も決定をして、執行部がもう議会にも説明をした、町民にも説明をした、保護者にも説明をした、大体了解を得たというふうな感触を得た、そしてもうそろそろ運営を移管する時期に来たんじゃないかという執行部が判断をした時期に議決にかけると、こういう意味でしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） では、御質問にお答えしたいと思います。

通告にありました1番の民営化についての団体としての意思決定をどの時点で行うのが正当かということでの答えをしたいと思います。

民営化のためには、町執行部において民営化選定要綱や募集要項、個々の財産の取扱いを決定する必要があります。あわせて、町立保育所は条例でその名称と位置を定めてありますし、これらに伴う予算や国、県などの関係機関との協議などが必要となります。

よって、民営化対象の保育所の移管先法人が決定し、民間への移管が確実にできると判断された時期に、保育所設置条例の改正と公有財産の処分、これらに伴います予算について議案を提出し、議決いただいたときが団体としての意思決定と考えております。

これにつきましては、平成27年12月議会での甲斐議員の質問の際、それと本年1月の議会全員協議会の際と本年3月議会での大塚議員の質問の際にもお答えしたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 私が先ほど質問したとおりのことになるということですね。

言うならば、我々の観点からいうならば、もういろいろずっと事実が経過して、しかも既成事実はずっとできてって、一番最後の瞬間に、要するに条例からその5園の名前を抜くだけという、そういう議決になるということですけども、これは仮定の問題を言っちゃいけません、その議論のずっと過程の中で納得いかん部分が議会の中に存在して、最後の瞬間に条例のそれが、改定ができなかったというふうになることは想定してませんか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） その辺につきましては、適切な御判断をいただくために、議会の方にも適宜御報告しながら丁寧な説明を行いまして、共通理解を得てまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 念のために申し上げます。そういうふうにならないということが一番いいことなんですけど。

仮定の問題ではなくて、やっぱり引受法人も決まると、それからその財産の処置も決まるとというのがひっくり返るといふようなことは、もう決してこれは望ましいことではないし、そういうことがないように、ぜひいろんな配慮をしていただきたいというふうに思います。

ちなみに、熊本市の例をちょっと調べてみましたけれども、熊本市では、この引受法人の選定は、もちろん議決の前にずっとされております。そして、引受法人が決まった時点で合同保育が始まっていますね。合同保育は約1年間続いて、そして合同保育の終了した時点で、条例の一部改定、その名前を抜く作業、これが行われております。さらに、4月に民間に移管されるとして、その前の3月議会、3月議会で建物等の譲与の議決、これがされて、ここで完全に町立保育所としてはもう機能を停止するわけですね。法的にももう根拠なくなるわけで。その上で、公立保育所の民間移管を完了しております。これは参考までに申し上げておきたい。

それで、もう一点だけ申し上げます。

これは前の一般質問でも申し上げましたが、平成21年度の民営化計画の説明会、これは保護者に対する説明会なんです、当時の福祉課長が、引受法人の公募及び選定は議会の民営化議決後というふうに説明をしていらっしゃいます。何回もです、1回じゃありません、複数回。もう聞かれたたんに、引受法人の公募及び選定は議会の民営化議決後、つまり団体意思が決定した後というふうに明言をしてらっしゃいます。

これについて私は質問をいたしましたけれども、執行部のそのときの、もみじ園のときの答弁は、そのような進め方もあると。今度のような、つまりもみじ園のような進め方もあるというふうな答え方をされております。

平成21年度は、議決の後と、しかしそうではない進め方もあるということで、確かに熊本市

あたりを見ても、それがあつたということを確認できましたけれども、そういうふうな考え方が変わったですね。議決の後と言つておつたのが、もう違つたやり方をするよというふうに変えた、その辺のその根拠は一体何でしょう、何で変えたのか。これは課長に聞くのは酷ですかね。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） お答えいたします。

前回のことと申しますよりも、今回は、民営化計画にのつとつて、先ほど、繰り返しになりますけれども、民営化対象の保育所の移管先法人が決定して、そして民間への移管が確実になると判断された時期に議会へ案件を提出してから議決いただきたいというふうな考えておりますので、熊本市、先ほど議員が言われたとおり、熊本市の例にもありますので、そのような方向で進めていきたいというふうな今回は考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それはもうこの程度にしておきます。

次の質問に移りますけれども、あくまでもこの執行権と、それから議決権と両方があるわけですが、議会とこの執行部の共通理解をちゃんと持つていくということは非常に大事なことだと思つた。

そういった意味で、議会との共通理解をどのように得ていこうというふうな考えてらっしゃるか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 議会との共通理解についてであります、繰り返しにはなりますけれども、適切な御判断をいただくためにも、民営化の各手続の段階において、議会には適宜御報告し、丁寧な説明を行い、共通理解を得てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ぜひ丁寧な進め方をしていただきたいというふうな思つております。

いずれにしても、今までの質問についても、まだ完全に詰めたというふうには思つておりませんが、まだこれは、民営化計画は時間をかけて実施されるわけですから、都度、今言ったようなことに注目をしながらいきたいというふうな思つた。

次に、6番からになります、これは今の時点で答えがたいことも中には入つているかと思つたので、概略をつかみたいというふうな思つた。一括してお尋ねをしますので、ちょっとメモをとつただけですか、課長。

事業者の選定についてということですが、そこにありますように、事業者の指名範囲、町内・町外、あるいはその両方、そういったところの大まかな方針、なければならぬ、今のところはないで結構ですが、

それから2番目に、その事業者の選定基準、概略で結構です。もちろん小さなことまでできないと思いますので、概略で結構ですので、それを示してほしいと。今できないならば、将来基準ができた時点でちゃんと公開してもらえるかどうか、お答えいただきたい。

それから、事業者の選定方法、選考委員会メンバーの講評等を含めてお願いをしたい。

それから、選考の全ての過程を公開して透明化する意思があるかどうか。もみじ園の場合には、必ずしも全部公表されませんでした。例えば、今から申し上げます、募集要項、これはもうもみじ園の場合もありましたけども、それから応募結果、事業者が応募したその結果、何社、何事業者が、幾つの事業者が応募したのかと、これももみじ園の場合には言われませんでした。そして、その選考結果、こうこうこういうことで選定をいたしましたというその結果の公表、こういったことをちゃんとする意思があるかどうかですね。

それから、5点目に、事業者を選定するわけですけども、その選定された事業者との契約、選定された時点、それからもう一つは、もう町立保育所の廃止が済んで、本当にこの民間移管がもう実際に実行される時点、両方あるかと思いますが、その辺のその契約はどうなるのか、一括して質問をしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 質問にお答えいたします。

事業者の指名範囲や選定基準、選定方法については、もみじ園のときの移管先事業者募集要項を参考とし、各園の特性を踏まえた募集要項を検討していきたいというふうに考えております。

次に、選定過程の公開、透明化についてであります。これは菊陽町情報公開条例にのっとり実施していきます。

最後に、選定された事業者との契約につきましては、関連条例等の議会議決後に、土地の貸付契約や建物の譲渡契約、それから合同保育に関する委託契約を結ぶことになります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 先ほどもちょっと出ましたが、その情報公開条例にのっとり。これは、一見ふうんというふうに納得できるようなところもありますけれども、逆にこの情報公開条例を盾にして出さないと。国政を見てもわかられると思いますけれども、そういう場合もあるんですね。これは、その公開条例ではなくて、私の認識では、例えばどここの中学校なら中学校の建設事業について、その請負業者を選定しますよね。何社応募をして、そして価格まで出てきて、そしてそれでどこが落札したという情報がちゃんとやっぱりこれはもう公開されてますよね、自動的にですね。それはできないのか、お尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 先ほど、今議員が言われたように、工事関係の入札結果についてはそのように発表してあるかと思いますが、今回の民営化についての公募につきまし

ではそのようなことはないということで、27年の12月議会、そのときの甲斐議員の一般質問のときにも答弁してあるかと思えます。そのときには、内容としましては、応募して選考されなかった社会福祉法人等の応募法人名については、町情報公開条例第7条第3号に規定する「公にすることにより、当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの」であり、不開示情報に該当するため、非公開とすることになります。これは、応募法人が移管先事業者に決定されなかったことが、その社会福祉法人が運営する保育所の保育水準が低いというイメージを与えてしまい、現在同法人が運営する保育所を利用している保護者、さらに今後利用を計画している保護者が不安を抱くおそれがあるためですということで答弁してあるかというふうに記録が残っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） いや、そういうのが記憶に残ってるからこの質問をしたんです。

そのときも全然納得をしませんでしたけれども、公表したら、要するに落選、選から漏れた、そういう保育所について悪いうわさが立つと、可能性がある、だからこれはできないんだというのが、簡単に言えばそういう理由でしたですね。これも、だから情報公開条例をというふうにここで持ってきてるということは、もう言わないということですよ、これね。そういうふうにとっていいですか、納得いきませんか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 繰り返しになりますけれども、町情報公開条例にのっとって実施していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これは押し問答になりますので。ただ、納得できません。その公立の保育所、町立の保育所を民間移管するについて、どういう人たちが応募をして、どういう選考の結果、こういう結論になりましたと、その過程を出せない。その理由が、その落ちた、選に漏れたその保育所について悪いうわさが立つと、レベルが低いと判断されたというふうな悪いうわさが立つという可能性がある、どうもそれは説得力に欠けるというふうに思います。

ただ、ここで言っても、これは押し問答にしかありませんので、そういう指摘をしておきたい。納得をしません。

それから、次行きます。

あと13分ですが、7番目です。町立保育所の職員への対応について、これも時間の関係で一括でお尋ねをしたいと思えます。

現在、町立の保育所に37人の正職員、間違っと思ったらこれ訂正してください、がいらっしゃいますが、その処遇はどうなるのか。要するに処遇ということは、この場合は配置計画です。37名正職員がおるといわけですから、それが、5園が廃止されるので、その分がどっかに行かにかいかわけですから、その配置計画ですね。

それから、非正規職員の現在の待遇、これはもう私が所管課に行って聞けば済むことなんです、みんなで情報の共有ということもありますので、次の件について簡単に答えていただきたい。

非正規職員の現在の待遇、メモをお願いします。給与の体系があるのか、あるいは給与表があるのか、あるいはそういったものはないのか。それから、定期昇給はもちろんないんだろうと思いますけど、非正規ですから、定期昇給の問題。それから、ベースアップ、それから賞与、こういったのがあるのか、給与関係ですね。それから、勤務時間についてはどのようになっておるのか。それから、諸手当ですね、通勤手当、居住手当、家族手当、社会保険、こういったことはどうなってるか。それから、休暇ですね。年休、特休、病休、そういったことの待遇はどうなってるか、簡単に結構ですので、お知らせいただきたい。

最後に、この106人、非正規の職員がいらっしゃいますが、この民営化後の処遇、大体今まで執行部が言ってこられたことは大体承知はしておりますけれども、どうも言われたとおりに、個人的な事情もいろいろあってなっていないような気もいたしますし、その雇用継続、それから新しい法人に対する雇用形態、その辺にどのような見込みをしておるか、まとめて答えていただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） それでは、質問にお答えいたします。

1つ目の正職員の処遇についてであります、基本的には各自の希望を尊重し、保育士については、町立として存続するなかよし園とみどり園へのいずれかに配置転換を考えています。また、調理師につきましては、同じく町立として存続する2園、または学校給食の現場に配置転換することを考えています。

一人一人の意見や希望を聞くための個人面接等を実施し、各職員が納得のいく選択ができるよう丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

2つ目の非正規職員である臨時職員、非常勤職員の現在の待遇であります、給与面に関しましては、賃金または報酬として、保育士は日額7,600円、給食調理員は日額6,200円の支給となっております。

臨時職員の時間外勤務や休日勤務につきましては、割り増し賃金として支給しております。また、本年度から臨時職員のクラス担任につきましては、担任手当を月額8,000円支給しております。

社会保険はあります。それから、通勤手当や期末手当につきましては支給はしておりません。

3つ目の非正規職員の民営化後の処遇であります、これまでの町立保育所での保育士や調理師としての勤務経験を生かして、それぞれの意向に合った進路を選択できるように、一人一人の意見や希望を聞くための個人面接等を実施し、各職員が納得のいく選択ができるよう丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） その正職員の場合、私の調べました資料によりますと、大体90人定員の、その保育所の場合17名ぐらいですかね、保育士として、園長も含めて。そういうことから、2園残るということであれば34名ですか。現在が37名ですから、この処遇といいますが、配置はそれなりにできるかというふうには思いますけれども。

それから、この非正規職員のその待遇等も今お聞きしましたが、やはり非常に不安定な状況にあると。いろんな個人的な事情もあるかとは思いますが、やっぱり基本的には、正職員として新しい民営化された保育所に採用されるというのが、ざっと考えたときの一番のあれですけれども、どうぞそのように町としても努力を、今まででもしてらっしゃったと思いますが、さらに継続して、いい処遇で採用されるように口添えをお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問は大体終わりですけれども、この保育所の民営化というのは、今のところこの町の事業の中で非常に大事な部門になると思います。これについて、議会の対応、執行部の対応、それから、それも町民の皆さんの納得が、100%ということはありませんけれども、できるだけ納得がいくような形で遂行していかにかいかなというふうに思います。

執行部が執行権があるわけですから、一番大きな責任があると思いますけれども、我々もこうして意見は述べながら、議論をしながら、よりよい方向に進めたいという意思を持っておりますので、どうぞひとつ執行部の方としても丁寧な対応を今後ともお願いしたい。

以上、お願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

これから昼食休憩をいたします。

午後は1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時46分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩間に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） こんにちは。議席番号10番の坂本秀則です。

私は、「町民の皆様の声、要望を町政へ届けるかけ橋になる」をモットーに議員活動を続けてまいりました。

今回も、その議員活動で寄せられた声、要望の中から、質問事項の順に従って質問してまいります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 質問事項1の熊本地震の被災者支援について、(1)の光の森仮設住宅及びみなし住宅に移住されている世帯へのアンケート調査の集計の結果はどうなっているかについては、せんだって調査票を受け取りましたので、調査結果を踏まえて、(2)の質問に移ります。

(2)の住宅再建の見通しが立たない世帯へソフト・ハード面を含めたカウンセリング及び対応策の提案はできないかについてですが、調査票の支援区分一覧表を見ますと、区分3の住まいの再建支援世帯が合計で13世帯、区分4の日常生活と住まいの再建支援世帯数が合計で3世帯、合わせて16世帯になっておりますね。

住まいの再建の見通しが立たない時期は、かなり精神的にも肉体的にもつらい時期です。ましてや光の森仮設住宅においては、虫食い状態で新居へ引っ越しされていかれています。残された方々は、いろいろな面で焦りが出てきて、精神的に不安定になられるかもしれません。

そこで、精神的ケア等を含めたソフト面、また公営住宅等への入居のあっせん等のハード面を含めた個別のカウンセリング及び対応策の提案等はどうなっているかについて質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（矢野信哉君） こんにちは。御質問にお答えさせていただきます。

本町では、熊本地震により、一時最大8,000の方が避難し、住家にも大きな被害があり、今なお応急仮設住宅やみなし仮設住宅などでの生活を余儀なくされている方がいらっしゃいます。そのような被災された方への支援策としまして、現在2つの支援があります。

1つ目は、被災者生活再建支援法に基づく制度です。この制度の趣旨は、被災を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な方に対し、その自立した生活の開始を支援することを目的としています。

2つ目は、災害救助法に基づく制度で、住宅の応急修理などにより住宅再建支援を行っています。

当町でも、生活再建相談窓口を設け、本制度の周知、申請のための支援及び費用の補助を行ってきました。

この2つの制度は、被災者の生活の支援を行い、住宅の再建を支援することが最大の目的となっております。

アンケートでは、生活に対する不安や自宅再建の希望を多くの方が持っておられますので、これから調査結果を詳細分析するとともに、個別世帯の事情を詳細にヒアリングをして、被災した方々のそれぞれの事情、状況に応じた再建支援に適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 個人の持つ悩みや問題、不安をなるべく解消できるように、きめ細やかなカウンセリング等、相談に乗ってあげていただきたいと思います。よろしく願いします。次に移ります。

質問事項の2、安心・安全なまちづくりについての(1)上津久礼若宮八幡宮西側丘陵地からの出水について、調査し、災害が起きないように、町はどのような対応をしているのかですが、この丘陵地からは、大雨の際はかなりの出水があるとのこと、ひどいときは床下浸水まで水が来たそうです。出水があるときは、役場に連絡し、役場からも数回見に来られたそうですが、近年、丘陵地の雑木等が伐採され、出水が早くなり、量も増えているとのことでした。その南側でお住まいの方は、地すべりが起きるか心配でたまらないということで、何らかの対応策をとってほしいとのこと。それを踏まえて、質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 質問にお答えいたします。

この上津久礼の若宮八幡宮から西へ下津久礼にかけての傾斜地については、地下水の通り道である砂れき層がある地形で、昔から時期によって出水が出る場所が数か所ございます。また、裏山を削ったりされたところから出水が出たりした箇所もございます。

これに関しまして、平成18年度に若宮八幡宮付近の地層を調査しておりまして、砂れき層を確認しておるところでございます。

また、この傾斜地は、土砂災害防止法に基づき、県が指定します土砂災害特別警戒区域または警戒区域に指定されている箇所があります。出水が出ている場所につきましては、この区域には含まれてはおりません。

これまでの出水に対する対応ですが、出水が多量に出て、通学路である町道へ流れていた場所につきましては、町で側溝等を整備し、児童が安全に通学できるように改善しているところでございます。

出水は止めることはできませんし、出水を止めると、かえって水分が土砂に蓄積され、土砂災害の危険が発生する可能性もあるかもしれません。地域の方々から、これまでと違った出水の流れや地表の変化などの情報提供があれば、早急に現地を確認しまして対応してまいりたいというふうに思っております。

また、この出水により地域の方々が困られるようなことがあれば、お伺いしまして、町が対応しなければならないことがあれば適切に対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） その南側にお住まいの方は、もともと丘陵地の下には用水路が昔はあったということで、その用水路を利用して出水対応の排水施設整備をしてはどうか。また、監視カメラや、地すべり、出水用の監視カメラ、またワイヤーなどの設置はできないかということですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 今お聞きしました、用水路が昔あったということでございますけれど

も、その点につきましては、現地を確認して、昔どのようであったか、また町で対処すべき点があるのかどうかを確認しまして対応していきたいというふうに思います。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） よろしく申し上げます。

それでは、次に移ります。

(2)の菊陽杉並木の枝打ちや下草刈り等の手入れについては、原水駅西側と東側及びJR線路北側では差があるように感じるが、町はどのような対応をしているか質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） 質問にお答えします。

この杉並木は、加藤清正公が、大分県大分市鶴崎までの豊後街道を整備する際に、戦となつたときの備えや熊本城の修復用の木材確保などを目的として、長さ約20キロメートルにわたり杉を植えたとされているところでありまして、町内では、県道熊本菊陽線の南側、JRの北側に多く残っているところでございます。

この歴史的価値が高い杉並木の景観向上を図るために、熊本県では、平成26年度から平成27年度において、県道熊本菊陽線で緑のプロジェクトとして、イオン菊陽店から東側、元ローソンまでの間、延長約1.8キロメートルにかけて、下枝落とし、植栽帯での防草・保水対策を実施しているところであります。また、平成28年度においても、県道熊本菊陽線のその他の菊陽区間において同様な事業を実施しておりまして、今年度末には事業が完了すると伺っております。

また、この事業とあわせて、町建設課では、JR北側の町道杉並木沿いの杉並木について、三里木駅東の竹迫踏切付近から阿蘇製薬前の新町踏切までの延長約1.3キロメートルについて、交通障害の除去と景観向上を目的とした下枝落としを平成27年度と平成28年度に取り組んだところであります。また、同区間の杉並木下の遊歩道の除草については、毎年町商工振興課により取り組んでいるところであります。

なお、原水駅東側の県道沿線に点在する杉並木については、今後県の方で交通安全対策として下枝落としを随時実施すると伺っております。

その他、杉並木が立っている場所によっては、私有地を通らないといけない場所や、JR豊肥本線の軌道敷と近接しており、作業を行う上で安全確保ができず、枝打ち作業や下草刈り等ができない箇所もありますが、今後地区から要望等があった場合については、それぞれの管理者である国、県、町と連携、協議しながら進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） この区間は、台風時等で、倒木や、折れて飛ばされた枝で近隣の住民や田畑の耕作者はかなり迷惑しております。景観的にも、防災のためにも、同じような手入れをしていただきたいんですが、今答弁では地区からの要望があればということですが、地区から

要望を上げなければいけないんですか。その点についていかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） 今のところ、地区からの要望は聞いておりませんので、できればこの件については、作業等を行う上では予算等も必要になるということでありますので、その予算確保の上からでも地区からの要望をいただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） それじゃ、この区間は町が担うということになるんですか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） 先ほども答弁で申しましたとおり、国有地、それから県有地、それから町有地がありますので、それぞれの管理者に、地区から要望があった場合には、話をつないで、その部署部署で今後対応していくものと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 分かりました。

それでは、質問事項3に移ります。

質問事項3の農業振興と発展についてに移ります。

(1)馬場、新町、鉄砲小路地区の農地中間管理機構での農地基盤整備計画の現状はどうなっているか質問します。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

お尋ねの基盤整備事業につきましては、熊本県営土地改良事業に農地中山間管理機構が実施します農地中間管理事業を併用して整備する計画としております。農地中間管理事業に取り組むことで、地域集積協力金の交付を受けることができ、この交付金を受益者負担金の一部に充てる、受益者の負担軽減を図る計画としていただいております。

この事業につきましては、平成28年度におきまして、熊本県に対し、県営土地改良事業計画の樹立に係る基礎調査の地区要望を提出したところでございますが、地域集積協力金の交付金の単価が減額されたことから、事業計画の見直しが必要となり、熊本県と協議したところ、仕切り直しとなったところでございます。

そこで、昨年度におきまして、事業計画を変更した上で、関係者の方々を対象とした説明会を開催し、事業の実施に向けた合意形成を図りながら、同意を得た上で、本年度において改めて地区要望を提出する計画としておりました。しかしながら、熊本地震の発生により、県内の農業用施設も甚大な被害を受けたことから、これらの災害復旧事業が優先されましたこと、また土地改良法の改正が進められており、事業への対応が大幅に変わる可能性があることから、改正を待つて進めることが適当との判断に至ったところでございます。現在のところ、これらの情報把握に努めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 前回質問したときは、地区からリーダーの方を募って、協議会等設立して、事業に臨んでいきたいということを答弁されました。今答弁では、また白紙に戻ったということではないですか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 白紙に戻ったということではございません。去年の状況が、災害復旧ということで、それに重点的に向けたと、県もそうですけども、したということがございます。今年からしても、平成29年において、集落の説明会等開催しながら、御理解をいただきながら進めさせていただくということではしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 先ほど中間機構での額が減ったのかな、補助額が減ったという答弁でした。そういうのを踏まえて、29年度は新たな説明会を開いて、そして希望者を募るということではないですか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） はい、そうです。負担金の、交付金の額が減っております。これに伴いまして事業計画も変更ということになりますので、改めて事業計画を変更しながら、確定しながら、説明会を開催したいというように考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） この地区は、用水路はあるんですけど、排水路が全くない水田で、もう一遍水が、洪水等で水が入りますと、もう水が抜けない状態になってます。ここは絶対この基盤整備が必要な地区でありますので、ぜひとも実現できるようお願いいたします。

続きまして、この基盤整備ができないと、この新町、2の質問の様相が変わってくるんですが、(2)の新町井手は護岸が貧弱なため、早急に改修工事が必要と思われるが、その考えはないかについて質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 新町井手につきましても、昨年地震により被災しまして、その後の大雨により決壊しております。現在のところ、修復は、復旧は完了しておりますが、御承知のとおり状況でございますことから、改修は必要というふうに考えているところでございます。

また、井手改修に対応できる補助事業はあるものの、当該地区は圃場整備が未整備、実施されていないため、井手改修単体での事業採択は大変厳しいというふうに熊本県から回答いただいているところでございます。

このことから、井手の改修につきましては、当該地区の圃場整備と一体となった事業に取り組むこととしておるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 私が以前質問したときは、基盤整備ができないと、この井手の整備もできないということで、それ外の方法で、農地・水で、各地区のある、新町井手に対しては農地・水で、その地区が申請して、その農地・水で工事をしてくれということの答弁でしたが、これ3番にもつながりますので、3番に移ります。

農地・水事業の多面的機能支払交付金を積極的に農地維持・資源向上活動を行っている地区に十分な予算措置を行うべきと考えるがについてですが、この平成29年度の多面的機能支払交付金予算書を見ますと、平成28年度の繰越金が21支部合計で5,510万1,236円で、平成29年度の収入合計が8,567万3,652円となっております。

内訳で、最高収入の支部が、平成28年度繰越金1,288万2,246円を合わせ、本年度交付金と合わせて、本年度の額が1,620万3,481円となっております。最低収入支部は、平成28年度繰越金、マイナス88万27円と、本年度交付金を足して、マイナス17万3,920円となっております。積極的に活動されてる支部は赤字の収入額になっています。

そこで、積極的に活動される支部に対しては、十分な活動ができるよう、前年度繰越金から予算措置をすとか、このまま国へ数千万円の返還をするより、例えば新町井手改修等へ充当するということができないかについて質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

多面的機能支払交付金は、国の交付金事業でございまして、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農業の多面的機能の維持、発揮のための共同活動等を支援する交付金事業でございます。

交付金の支払い区分としまして、農地維持・資源向上支払い、共同作業分ですね、及び資源向上支払い、これは長寿命化分とに区分されております。農地維持及び共同作業分につきましては、農地及び水路等の農業施設の共同管理活動や水路等の軽微な修繕など、保守などの地域住民と連携した共同活動等を支援するものでございます。また、長寿命化分につきましては、水路、農道等の老朽化部分の保守や更新等に要する経費に支払われております。

現在、21の地区でこのような活動が行われているところでございますし、各地域間で均衡のとれた支払いとなっているものと考えているところでございます。

お尋ねの件ですが、共同作業意欲のある地区または大規模な農業用施設の改修を行おうとする地区に重点的に高額の交付金を充てることはできないかという趣旨の御質問だと思います。

この交付金につきましては、参加21地区の水田及び畑の面積を基準に算定し交付されるものであり、農村のすばらしい環境を次世代に引き継ぐといった側面も持っております。取り組ま

れている21の全ての地区が意欲を持って次世代へつなげていく活動を展開されておられ、そのための必要な資源となっていることから、交付金を特定の地域に重点的に配分することは適切でないというふうに考えているところでございます。

規模の大きな施設の改修につきましては、他の補助事業のメニューの中から最適な補助事業を選定して取り組むことが適切であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） それでは、前回新町井手改修は農地・水でしてくれという答弁でしたが、それはどういう意味で答弁されたんですか。この中から充てるのじゃないわけですか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） この事業は、あくまで独立した団体の事業でございます。基本的に言えば、菊陽町農地・水環境保全組織という団体がございまして、この団体の中で、独立した考え方で、独立して実施するという事業でございます。その点から、菊陽町としましては、あくまでも指導、助言という立場におるわけでございます。そういった中におきまして、町としましては、あくまでも均一に、公平に使っていただきたいと指導するところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 独立したというのは、各支部が独立していると。菊陽町で独立していると。それじゃ、この繰越金の独立してるのは、これ、繰越金をマイナスのところに充当したりはできるんでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） これ、菊陽町で一本した組織でございますので、もちろんその集落間で、失礼しました、地区支部は分かれますけども、全体での収支ということになります。ですから、全体で計画して作業を行うということになると思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） この21支部あるんですが、この上に、小学校校区ぐらいのブロックごとで予算措置とかの考えはできないわけですかね。これだったら、もう積極的なところはもう必ず赤字が出て、もうできない、されているとは思いますが、高額の繰越しが出てくる支部もあるんですよ。その点いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） それこそ、やはりこの会の中で、組織の中で決めていただくということになると思います。もちろんこれは全体、町一本での組織でございます。支部は今のところ21支部ということでありまして、そういった部分につきましては、全体的の計画の中で、長期計画のもとに実施されるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） じゃあ、くどいようですが、これは3年ですよ、農地・水、3年ごと、5年ごとですか。でも、このままでいけば、これ国への返還ないしそういうのが生じてくるんじゃないですか、数千万円単位で。どうですか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 詳細には存じ上げておりません。時期は、26年から30年までの5年間の事業です。今の情報によりますと、30年以降も続くというふうな情報もございます。

この繰越金につきましても、この組織の中で計画的に実施するというふうなところで聞いておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） くどいようですが、それではもう、返すぐらいならですよ、新町井手改修等へ回しはできないんですか。これ、別の事業でとか、さっきおっしゃったんですが、この中ではできない。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） できないことはございません。しかしながら、その組織の中での判断と、計画ということになります。今現在、我々が地域と一体となって実施しようとしている事業は、結構大規模でございます。大規模の事業、事業費としましては5億円を超えるだろうというふうに認識しておりますけども、こういった事業でございますので、これは農地・水ではなくて、それに特化した別メニューの補助事業で対応するのが適切であろうというふうに考えているところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 新町井手では、今度の地震でもかなりの被害を受けて、護岸が崩落しているところもあります。できれば、こういうのを使って、もう本当危険箇所だけでも工事をさせていただきたいんですが、あくまでもこっちの基盤整備の方でやるということですね、新町井手改修は。いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） やはり、もちろん修理、そういったところは計画的にやっていただきたいと思っておりますけども、この補助事業も長期にわたる事業でございます。こういったやっぱり大規模な事業は、こういった別メニューの特化した補助事業で実施をしたいと、実施するべきというふうに思っているところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 分かりました。

次に移ります。質問事項4の住みよいまちづくりについてに移ります。

(1)町内での公共交通、路線バス陣内線・供合線の廃路並びに旧57号線の大幅な減便での公共交通調査検討の現状はどうなっているか、また課題は何かについて質問します。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

平成28年度に、国の補助金を活用し、アンケート調査の実施や公共事業者へのヒアリングなどを行い、町民のニーズの把握に努めたところです。

調査の結果、主なものを申し上げますと、路線バスについては6割の方が、巡回バスについては8割の方が、JRについては5割の方が利用しないとの回答結果が出ており、利用していると回答した方も、月に数回あるいは年に数回利用するとの回答結果でした。

また、利用しないと回答した方の多くの理由は、バス停が近くにない、運行本数が少ない、車があるから必要ないというものでした。

町民の要望としましては、バス停が近くになること、運行本数を増やすことが多くありましたが、そのほかに、駅などの他の公共交通へのアクセスや、行き先が増えるような路線の変更など、検討する必要がある御意見があった一方で、車に乗れる間は利用しない、または必要ないという御意見も多くありました。

これらを解決することが課題であると考えているところです。

また、今朝の熊日朝刊に、熊本地震による道路の渋滞がまだ解消しないことや、乗務員の不足が路線バスの運行に支障を来し、乗客が減少しているとの記事がありました。このような地震による影響を分析することも今後必要であると考えているところです。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 調査結果は今のとおりでいいのですが、それでは(2)に移ります。

(2)の交通弱者への対応として、タクシーの割引券の発行やデマンド交通システム等での対策が必要と考えるがどうかについてですが、公共交通路線バスの廃路及び減便で、大変、本当に交通弱者の方は、特に高齢者の方は困っておられます。それが現状です。新たな交通システムの導入等が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

タクシー割引券の発行やデマンド交通システムを導入するに当たりましては、先ほど申しました調査結果に加え、町内を運行する路線バス、巡回バス、JR、タクシーや近隣自治体が運営するコミュニティバスなど多様な公共交通機関の運行実態、交通事業者の将来動向についての意向を総合的に検証し、課題を整理して、地域ごとにどのような手法が町民の交通ニーズに効果的で効率的に対応できるか、どのようなサービスが可能であるか、また適切であるかなど、受益者負担の度合いや財政的な観点も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 検討してまいりますというのは、どうですか、いつまで検討するのか、

その点お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） いつまでという御質問でしたけれども、3月に調査を実施しまして、その結果が出たところであり、今後、中身をきちんと確認した上で、今後のあり方を検討する必要があると思います。

今までも、例えば巡回バスの路線の改正なども行っておりましたけれども、住民の御要望に合わせて路線を増やしたり、便数を増やしたりというようなことで行ってきた経緯もございますけれども、それだけでは対応できない部分もあるものですから、それとあわせて、今日も新聞に出ておりましたとおり、産交バスであったり、電鉄バスが今後どこまで運行が可能となるのか、今日も出ておりましたけれども、経費がかかる赤字路線については縮小していくというようなことが書かれておりました。ですから、そのバス会社の今後の意向であったり、町民の皆様が幾らまでであればバス代を負担できるか、また町としても幾ら税金を投入できるかというのは総合的に判断する必要がありますので、それをもって路線の改正、運行の改正を行っていきたいと考えているところです。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 今、私は光の森仮設住宅に住んでいるんですが、光の森辺は、東西線、南部も通ってるんですね、バスが。南に行けばバス停があるし、自分とこのすぐ出たところもバス停があるし、裏に行けばバス停があるし。それと、やっぱり西と東の公共交通の体制というのはかなり差があって、もう本当に困ってらっしゃるんですよね、廃路と減便になったために。検討するということですので、前向きに検討をお願いいたします。

それでは、質問項目の5、小学校部活動の社会体育移行についてに移ります。

(1)平成30年度から小学校部活が社会体育へ移行となるが、体制づくりや保護者への説明等は十分できているかについて質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） それでは、平成30年度から小学校運動部活動が社会体育へ移行となるが、体制づくりや保護者への説明等は十分にできているかという御質問に対してお答えをいたします。

熊本県教育委員会では、地域の教育力を積極的に活用しました小学校運動部活動の社会体育への移行でありますとか、中学校や高等学校の運動部活動の社会体育との連携でありますとか、そのような児童・生徒にとって安心、安定したスポーツ環境を確保するため、平成27年3月に児童・生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を策定いたしました。

基本方針では、平成27年度から社会体育移行に向けた検討を開始して、移行準備が整った地域、そして学校、種目から順次移行を進めるといったものでございます。また、移行期間を4年間とし、平成30年度末には社会体育への移行が達成できるようにするといった内容でございます。

菊陽町では、平成27年3月に、菊陽町スポーツ推進委員会、菊陽町体育協会、NPO法人クラブきくよう、町内の小・中学校長、体育主任、そしてPTA会長等で構成をされます菊陽町小学校運動部活動の社会体育移行に向けた検討委員会を立ち上げました。

検討委員会では、平成30年度末までに小学校の運動部活動を社会体育へ移行することとして、今年5月までに4回会議を開催してまいりました。

お尋ねの体制づくりについてでございますが、地域や学校の実態を踏まえまして、学校と教育委員会及び菊陽町スポーツ推進委員会、それから菊陽町体育協会、総合型地域スポーツクラブであるNPO法人クラブきくよう等と連携を図りながら、児童にとって適切な運動部活動及びスポーツ活動のための受け皿づくりを進めているところであります。

保護者の皆さんへの説明につきましては、平成27年度からPTA役員会、PTA総会、部活動総会等を通して、社会体育への移行、このことについて説明を行ってまいりました。

今後とも、社会体育移行について、周知とさらなる丁寧な説明を行っていききたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 少し踏み込んで質問しますが、結局指導者の確保ですよね。と、ボールやユニホームの備品、小学校の備品となっていると思いますが、そういう備品の取扱いとか、体育館使用料、ちょっと踏み込んで質問いたします。

それと、文化系の部活はどうなるのかも質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） それでは、お答えいたします。

まず、現在、指導者の問題でございますが、社会体育移行に際しまして非常に課題となっておりますのが指導者の確保でございます。これまでの会議を通しまして、体育協会でありまして、スポーツクラブきくようでありますとか、そういったところも協力的に今後地域の指導者を求めていくということの御協力を得ていけるものと思っております。

また、学校の職員につきましても、勤務時間が終わりましたらそのまま継続して指導が可能であるということでございますので、そういったことまでひっくるめて、指導者の確保がまずは非常に大事なことだと思っておりますし、そのことに向けてこれから動いてまいりたいというふうに思っているところです。

次に、備品等でございますが、菊陽町から運動部活動についての補助金等をいただいております。今まで校費で購入いたしました備品等につきましては、特に最初のころは、同じ学校の子どもが同じ場所で放課後活動していくという形になっていくかと思っておりますので、その校費で購入した備品につきましては、校長の許可を得て使用すると、そういった方向で考えております。

また、それぞれ私費で購入していった部分であるとか、譲り受けていった部分でありますと

か、そういったことは若干課題が残るかと思いますが、明らかに私費の部分は個人で持っていますし、引き継いでいくものについては今後検討していかなくてはならないかなというふうに思っているところです。

また、部活動の場所としての使用料につきましては、子どもが活動する時間が、16時40分とか、放課後の時間に当たります。直接夜間開放にかからない時間が主に活動時間というふうになっていくことが多いかと思いますが、その部分については今までどおり学校で使っていただく、子どもが活動する時間として活用できるのではないかと、そのように考えているところでもあります。

最後に、文化系の部活動についてでございますが、現在のところ、熊本県としましては、小学校の運動部活動の社会体育移行に向けた検討会、取組、そういったものは行われております。これは各市町でも行っているところです。県の基本方針に沿ってそれは行っておりますが、文化系の場合、合唱部でありますとか器楽部、そういったものについては、現在のところ、熊本県においても、また当菊陽町においても検討は行っていないということが現状でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 30年度末に移行するということですが、30年度末にもう小学校部活動は全てなくなる、30年度過ぎたらがごとく移行するのか、じわじわ、部員というか、6年生まではいいですよとか、どういう形になるんですか。すいません、イメージが全然湧かないもので、お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） お答えいたします。

今のところ、30年度末には全ての運動部活動については社会体育に移行するという方向で取組を進めているところであります。したがって、ちょうど5年生の途中である、移行するときに、平成30年度末に5年生である子どもであると、翌年には6年生になるという子どももおりますので、そういった子どもについては、やはり入部の時点から、30年度末には社会体育に移行しますのでということで説明をしながら、現在のところは入部、運動部活動としての入部を認めてあるというところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 今まで4回会議をされたということですが、今後のこの移行に向けた、30年度末に向けたタイムスケジュールというのは、今できてる範囲でいいですけど、お知らせください。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） お答えいたします。

今年度、もう一度、今のところ、一番最初にありましたように、大きな課題が指導者の確保

であります。その部分について、今年末、恐らく11月か12月ぐらいになると思いますが、そこでもう一回会議を持って、進捗状況あたりを確かめていきたいというふうに思っております。

本格的にもっとスピードアップしていく部分につきましては、来年度、平成30年になってから、その部分では非常にスピードアップをしていかななくてはならないと思っています。

とにかく現在のところ指導者の確保が一番の問題でございますので、そこがまず第一にクリアしなくてはならないところかなというふうに考えるところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 今の部活で一番懸念される、野球部もあります、サッカー部もあります、バスケットは男女かな、サッカーも男女ある、部活あるか分からないですが、どのスポーツ、どの部活が一番懸念されますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） 町内の小学校には、ミニバスケットボール部、サッカー部、それからバドミントン、それから野球あります。野球については、もう社会体育へ完全に移行しているところもあれば、もうほとんど移行できているところもございます。

今申し上げたほかの競技につきましては、指導者の確保がなかなか難しい。現在確保できている部もあります。ただ、その部につきましても、学校によってはまた違ってまいりますので、そういった意味で、なかなか指導者の確保が現在の部の種目からいけば難しい状況であると。一番難しいのはどれかというふうなことを考えた場合に、どれも難しいのかなというのが本音でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） スムーズな社会体育への移行ができますよう祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時46分

再開 午後1時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 皆さんこんにちは。

まず最初に、皆さんも御存じのとおり、菊陽町出身の中日の荒木選手が2,000本安打を達成されました。彼のお父さんは私と同級生ですし、彼は私の息子と同級生です。以前は子ども会がとても活発に行われていましたので、ソフトボール大会というのがあっておりました。その

とき、あのときはたしかピッチャーだったと思います。そのときから彼は頭角をあらわしておりました。本当にすばらしい選手に育っていただいたと思っております。それは、震災後のこの菊陽町にとりましても本当にうれしくて、明るいニュースだったと思っております。今後の活躍を期待するとともに、心よりお祝い申し上げたいと思います。

それでは、最近の問題とこれからの課題などについて、これから質問席にて質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） それでは、1番の方から質問させていただきます。

この質問は、前坂本議員とダブるところがありますかもしれませんが、御了承いただきたいと思っております。

私は、新町地区の基盤整備に限って質問させていただきます。

この区域は、田が18ヘクタール、畑地が10ヘクタールあります。私は今、個人的に申し訳ありませんが、農水省の食料・農業・農村政策審議会臨時委員というのをさせていただいております。3年前、この審議会の畜産部会におきましてプレゼンをさせていただきました。それがちょうどこの場所でした。昔のままの馬車道で、今の大きなトラクターでは、圃場まで行くのにも路肩を壊して通らなければならないこと、また農地が狭かったり形が悪いがために機械の効率が悪く、貸したくても借り手がないという現状を申し上げ、国の支援をお願いしたという経緯があります。それが今、基盤整備の対象として検討がなされています。

昨年は、震災で、上井手、そしてその支川の新町井手が使えず、田植えを断念された方もおられましたが、今年はそれができます。しかし、昨年は、田は植えられていませんでしたが、何か所も井手が決壊しています。決壊したところの土地の所有者の方は、自分のところだけではなく、周りに迷惑をかけるのがとても心苦しいと話されています。

最近の気候は想像を絶することが多々ありますので、早急に井手の改修と農地の基盤整備が望まれます。しかし一方では、最初に申し上げたとおり、10ヘクタールという畑地がこの基盤整備の中に含まれていますので、メリットが少ないことをわざわざする必要はないという意見もあると聞いています。

そのような中での進捗状況はどうなっているのでしょうか、質問します。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

原水・新町地区の基盤整備事業につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行により、平成26年7月までに全国の都道府県に中間管理機構が設立されました。地域農業の担い手に対する新たな農地集積事業が展開されるようになったのを機に、平成27年度からこの事業が具現化してきたところでございます。

この基盤整備事業につきましては、県営土地改良事業により取り組みたいと考えております。また、中山間管理機構が実施する農地中間管理事業を活用し、農地を地域農業の担い手へ

集積・集約することで地域集積協力金の交付を受けることができ、この交付金をもって受益者の負担を軽減しようとする計画としているところでございます。

これまでの経緯としましては、平成27年度に馬場地区及び新町地区を含む未圃場整備農地約49ヘクタールの地権者を対象としまして事業説明会の開催や事業実施に取り組むためのアンケート調査を実施しております。地権者の意向を把握したところでございます。

平成28年、このアンケート結果を踏まえ、熊本県へ県営土地改良事業計画に係る地区要望を提出したものの、地域集約協力金の交付金の単価が減額されたことから、事業計画の見直しが必要となりました。このことで熊本県と協議をした結果、仕切り直しというふうな結果になったところでございます。

そこで、平成28年度におきまして、事業計画を変更した上で、関係者の方々を対象とした事業説明会を開催するなど、関係者の合意形成を図り、同意を得た上で、平成29年度において改めて事業計画に係る基礎調査の地区要望を提出する計画としておりました。

しかしながら、熊本地震の発生により、県内の農業用施設も甚大な被害を受けたことから、これらの災害復旧事業が優先されたこと、また土地改良法の改正が進められており、事業への対応が大幅に変わる可能性があることから、改正を待つて進めることが適当との判断に至ったところでございます。

現在のところ、これらの情報把握に努めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 今、最初の方で、交付金を充てるということになっておりますが、ずばりこれは0円になるんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 平成27年度当時から交付金の単価が減額されております。非常に、当初は最高額で3万6,000円の交付が1反当たり、1,000平米ですね、10アール当たり3万6,000円の交付金が最高額で交付されることが可能でございましたけども、現在に至りましては、28年度以降、29年度におきましてもそうですけど、これが最高額で2万7,000円、これは新規でございます。これは、新規というものは、いわゆる農業委員会、これまで農業委員会を通して利用権設定とかございますよね。あれをしてない分、要するに全く新しく契約をするというような形になります。これが2万7,000円という単価に抑えられております。

今のところ、新規というものは非常に厳しいと。もともとが、土地持ち非農家の方は農業委員会あたりを通じてお貸しされてらっしゃるケースが多うございます。そういった方からすれば、交付金の額はぐっと減るといような形になると思います。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） それでは、結局交付金が少なくなれば、中間管理機構の方に申し出る人

が少なくなるとも思われますけれども、菊陽町においてはどれぐらいの利率といたしますか、去年に比べて、その前の年に比べて変化がありますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 具体的には試算した経緯はございますけれども、非常に、大体これは最高額で申し上げるのか最低額で申し上げるのか、ちょっと悩むところでございますけれども、実際去年まで、今年までの、要するに農地の集積を85%やったというところ、これは最高額でございます。これを受けたときに、10アール当たりの負担が今のところ6万7,000円と。これ事業費を、受益者面積を25ヘクタール、それと事業費を5億円という見込んだところでの試算でございます。ただ、これはアバウトな試算でございますので、指標としての回答となります。以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 私も農家ですので、いろんな面から考えられますが、先祖代々の土地という人もありますけれども、農家じゃないけど、相続して、名義だけは自分のものという人も大分いると聞いてます。そういう人たちにとっては、この負担という、利益負担金、これがあれば、もうそこから話は先に進んでいかないんじゃないのかと思うわけです。

ですから、やはりそういうところからして、どういうふうにここを切り開いていくおつもりでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 土地改良法が改正が進められているというふうな情報でございます。実際にその内容、概要を、詳細な情報は入ってございませぬけれども、その方針で走るといふような情報が入っております。これは、要するに中間管理機構が、土地持ち非農家の方が要するに中間管理機構にお預けされます。託されるわけですね。中間管理機構は、それを農家の方々に、担い手農家に貸し出すという形になるんですけども、その場合において、中間管理機構が全費用を、土地持ち非農家の負担なしに基盤整備をすることができるという方向で今進められているというふうに聞いてございます。

よって、それが満額で改正があれば、そのとおり、土地持ち非農家と言われる方々の負担はなくなるんじゃないかなというふうに思われるところでもございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） では、具体的に、私の情報としましては、11月に土地改良区のその法が変わるという話が入っておりますけれども、その11月を目途にということで考えてもよろしいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） まず、この法律の状況を確認したいというふうに思います。それから、きちっと確認した上で、地権者の皆様方、地域の皆様方に御相談といたしますか、情報を提

供していくという形になろうと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 進捗状況は大体把握できましたが、やはりさっき言いましたように、肝心の負担金が一番の重要課題だと思われま。

この地区は、サラリーマンをやめて農家をされているUターン組といますか、そういう人たちが今本当頑張っていると思います。もうリーダーシップをとって頑張ろうとしているところなんです。そういう人たちが、もう心の灯が消えないように、そしてこの方たちが言われるには、この基盤整備ができないなら、もう農家をやめますということをはっきり言われてるんです。ですから、ぜひこの灯が消えないうちに、この打開策を見つけていただいて、頑張って基盤改善ができますようお願いしまして、次に移りたいと思います。

それでは、10ヘクタールという畑地があります。基盤整備されるわけですが、担い手がない農地については、集積して借り手を見つけなくてはなりません。今私も農家で、この地区の3ヘクタールほど、牧草を植えてます。牧草は畑地でも関係ありませんので、牧草を植えていますが、そこでお聞きします。

基盤整備した後の畑地は、経済的にも有効に利用しなければなりません。そうでなければ、せっかくの事業が台なしになってしまいます。町としては、これから施策としてどのようなことを考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 御質問の趣旨につきましては、畑地の有効利用に係る施策をどのように考えてるかというふうな質問だろうと思われま。

新町地区における、この地区における基盤整備事業の計画につきましては、県営土地改良事業により取り組みたいと考えております。

本事業の採択要件としましては、20ヘクタール以上の受益面積が求められているところでございます。これ以上の農地を対象とする必要が必然と出てくるわけでございます。現在の計画では、農地を含めた20ヘクタール以上の農地を対象に検討することとしており、現時点において、事業の対象となる受益地は確定しておりません。今後、関係者の方々の御意見、御意向を確認した上で進めさせていただくこととなると思われま。

本事業の受益地としまして、畑地が含まれた場合におきまして、その畑地の有効利用等に関しましては、おおきく土地改良区等の関係機関及び関係者の方々との協議、調整は必要となりますが、基盤整備の実施によりかんがい用水の利用が可能となるのではないかと考えているところでございます。かんがい用水の利用が可能となれば、安定した多種多様の作物の栽培が可能となることから、ハウス等の施設作物にも対応できるようになるのではないかとというふうに期待するところでございます。

また、畑作におきまして、マーケットニーズに即した奨励作物の選定や産地化に向けた取

組、安定した生産、流通体制等まで含め、地域の皆様と連携して畑作の振興に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 今かんがい用水はできる、なるかもしれないということでしたけれども、これができない場合、畑地として農地が集積されるということになるわけですから、畑地でも、やはり反収が上がれば借り手はつくわけです。普及センター、それから農業試験場などにお問い合わせしましたら、カボチャや白菜、大根は畑地でも十分に収益が上がるというお話を聞いております。ですから、やはりもう耕作者によってその作物はいろいろ変わるとは思いますけれども、やはり一日も早い基盤整備をされまして、そしてますます農業が盛んになるようにお願いします。

それでは次に移ります。

現在の「さんふれあ」についてですけれども、「さんふれあ」は、建設されて17年目を迎えています。この間、このような施設は周辺に数多くできました。これからは、他のところとの違い、特色を打ち出すのがとても難しい段階に入っています。

特に若い層を集客することが必要と思われまます。そのためには、新しい感覚のフロアをつくることが求められます。そこに集うことによって、田舎の中の都会を感じ、身も心もリフレッシュして明日への鋭気を養うことができれば、とても素晴らしいことだと思われまます。

そこで、質問です。

「さんふれあ」の施設改修が打ち出されていますが、具体的にはどういう施設で、それによってどのような効果があると思われまますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） 質問にお答えします。

「さんふれあ」は、平成12年6月に営業を開始しております。本年で17年目を迎えたところでございます。施設も老朽化してきており、中でも厨房や浴場等の水回りで傷みが目立ってきております。早期の改修が必要な状況であろうというふうに思うところでございます。

浴場は、衛生的で安心して入浴できる環境を整えることで集客力が高まると考えております。現在におきましても、衛生的で安心して入浴できる環境、そして安心・安全な食の提供を念頭に置いた営業が行われておりますが、経年劣化もあつて施設が古くなっており、運営側の努力だけでは限界があることも事実でございます。

施設を改修することにより、施設がきれいに生まれ変わり、集客力が高まり、ひいては町民の方々の利用も増え、町民の方々の憩いの場、交流の場としての機能が高まり、あわせて施設の寿命を延ばす効果をもたらすものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須眞理子君） 私も田舎生まれの田舎育ちですが、都会への憧れはありませんでした。ただ、田舎の中に癒やしの空間があったり、そういう場所があるというのはとても憧れます。どういふものができるか、今後が楽しみです。

それでは、次の質問に移ります。

皆様も御存じのとおり、タニタは、体重計などの健康器具で有名な会社です。それが、今や健康食品メーカーとしても知られるようになりました。タニタ食堂が監修したみそやお菓子などが店舗に並んでいます。

そこで、お聞きします。今回の改修とタニタとのコラボレーションはどのようなことを考えているのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 御質問にお答えします。

この事業は、菊陽町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている事業です。まち・ひと・しごと創生は、人口減少時代を迎え、その対策として、仕事をつくり出すことで人を呼び、そして人の流入が新たな仕事をつくり出すという循環により活力のあるまちがつけられるという構造です。

タニタとのコラボレーションは、本町の総合戦略の中のしごとを応援するまちの主な施策の一つとして、きくよう健康ビジネス起業化プロジェクトとして計画しているものです。

総合戦略では、杉並木公園のスポーツ広場やふれあい広場に隣接し、温浴施設や野菜等の直売所等が集中する「さんふれあ」の機能を活用し、健康拠点として位置づけ、町の健康事業と連携した事業展開を行うこととしています。

さらに、町内に健康づくりの取組を波及させるとともに、健康、運動、食事を軸とした仕事づくりによる雇用の創出や農産物等を活用した健康ビジネス化の推進により、町の農産物や加工品等の販路拡大を図り、経済が循環する仕組みをつくる戦略です。

きくよう健康ビジネス起業化プロジェクトの施策を具体的に説明しますと、菊陽町、「さんふれあ」、タニタがそれぞれの役割を担って事業を展開してまいります。

まず、町の役割は、これまでの「さんふれあ」の「都市と農村の交流施設」というコンセプトに、新たに「美と健康ミュージアム」というコンセプトを加え、構想を策定して、施設を改修し、健康器具を設置することにより、美と健康の拠点として新たな仕事が生まれる仕組みづくりを支援することです。

あわせて、健康づくり所管が実施する健診等の結果を利用した町民の健康づくりを進め、健康づくりの起業化も推進します。

次に、「さんふれあ」の役割は、農産物等を販売する物産館、隣接する杉並木公園やスポーツ広場、スポーツの後に汗を流す温浴施設など、健康づくりに資する施設が集積する美と健康ミュージアムとして施設を位置づけ、あわせて地元の農産物を活用したきくよう健康カフェによる健康メニューや健康機器を利用できる健康スペースを設けることにより、「さんふれあ」

を健康づくりの拠点とすることです。

最後に、タニタとのコラボレーションは、「さんふれあ」が設置するきくよう健康カフェの健康メニューを、健康計測機器メーカーであり、また日本各地にタニタ食堂を展開するタニタと連携して、地元の農産物や町内企業の加工品などを活用した健康メニューを共同で開発し、あわせてメディアなどを活用して、「さんふれあ」を核として仕事をつくり出す取組をPRすることです。

また、「さんふれあ」が新たに設ける健康機器を利用できる健康スペースや光の森町民センターなどその他の施設でも健康づくりに取り組むことができる環境を整えることとしています。

この取組に参加する町民は、歩数や消費カロリー量の計測と運動量を確認できる機器を使って自身の運動量をインターネット上で確認できる、健康状態が見える化することで、継続した健康づくりを可能とするものです。

さらに、取組へのインセンティブとして、健康づくりへの取組に応じた健康ポイントを付与し、累積ポイントにより、地元の農産物と交換したり、町内の商店等で利用したりできる仕組みをつくることで、農産物等の消費拡大や地域経済の循環と活性化をタニタとのコラボレーションにより図っていくこととしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） 今お話を聞いていて、何かわくわくしてきました。私は、これまで数回にわたりまして、体力増進のための体育館施設を質問してきました。それは時期尚早だとお答えをいただいております。住民の数は他町村に比べると増えてはいますけれども、並行して病気になる人が増えたら言語道断です。そうならないためにも、常日ごろの食事と運動、そして心身の安定が不可欠だと思われまます。体育館の代役としては規模が小さいですが、この施設とタニタとのコラボレーションによって食事と運動のバランスが保たれ、体力増進の効果に大いに期待したいと思っております。恐らくこの健康カフェができましたら、女性を中心に多くの方が訪れてくれるでしょうと思っております。

それでは、次に移ります。

3番に移ります。現在、蒲島県政の強い構想として、大空港構想（ネクストステージ）が打ち出されています。それによりますと、阿蘇くまもと空港を熊本地震からの創造的復興の象徴として、空港の潜在能力を最大限に引き出し、それを空港周辺地域の活性化につなげることを目指すとあります。そして、そのために、県と市町村が密接に意見交換、また連携して、関連地域の再生発展に向けた将来像やもとなる案を描き、進歩しながらかつ発展させ、市町村の復興計画とあわせて取組を進めるとあります。

この中で、空港周辺地域の活性化につなげることを目指すということについては、広域観光を推し進め、人の移動や定住の推進やその他広域的な課題を関係広域連携で推し進めていきま

しょうというのがおおよその内容と思われます。要するに、空港周辺の市町村が連携して、復興に向けた起爆剤になり、新しい形の復興をしていきたいと思います。

そこで、これを踏まえて、町としては、今後広域連携に向けてどのようなことを提案していくのか質問します。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 御質問にお答えします。

構想の内容は、今那須議員がおっしゃったとおりの内容となっております。それと、いろいろ目的を今議員の方からおっしゃいましたが、昨年12月に県との意見交換をしたときの内容を主に、提案した内容についてお話をさせていただきたいと思ひます。

大空港構想とは、九州の中央に位置する阿蘇くまもと空港とその周辺地域を一体のものとして、その地域の可能性を引き出し、その最大化を図ろうとする構想で、平成24年度から熊本県が取り組んでいるものです。

御質問の大空港構想（ネクストステージ）は、空港を熊本地震からの創造的復興のシンボル、起爆剤とした復興を推進するためのランドデザインとして新たに策定されたものです。

さて、町としてはどのようなことを提案していくのかという御質問については、先ほど申し上げましたとおり、昨年12月に熊本県と意見交換を実施したところです。その際、本町から要望した内容は、熊本空港への入り口が空港南側1か所であり、また空港に入る際は、片側1車線の熊本益城大津線の空港地下道を通行しなければならないことから、災害時には空港北側から進入を可能とする2本目の主要な道路を整備すること、また南海トラフ地震を想定して、自衛隊が大量の物資の搬出を可能とするよう、空港北側にエプロンと荷さばき場を設置すること、熊本地震により、物資の集積を予定していたグランメッセが被災したため、県民総合運動公園に大量の物資が搬入され、荷さばきが停滞したことを踏まえ、空港や九州自動車道熊本インターチェンジに近い白水台地に新たな物資の集積を可能とする施設を誘致し、県の北東部への物資の配給拠点とすること、自衛隊の駐屯、車中泊、仮設住宅の建設を可能とするスペースを備え、耐震性貯水槽や炊き出し機能を有した広大な防災公園を整備すること、災害が発生した場合に、いち早く陸上自衛隊第8師団が空港に入ることができるよう、北熊本駐屯地から空港へのアクセス道路の整備をすることなどを申し入れたところです。

また、南海トラフ巨大地震を想定して熊本県が策定した九州を支える防災拠点構想では、熊本空港を活動の拠点として位置づけていることから、空港滑走路を有する本町に必要な施設を今後積極的に誘致していくこととしています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） 確かに空港周辺の広域連携を推し進めていく重要性はあると思ひます。

なぜなら、観光面から考えましても、菊陽町だけで叫んで、菊陽町ですよというのじゃなくて、やはり隣の津町や合志市や西原村などと同時に叫んだ方が声も大きくなりますし、PR

効果は大きいと思うからです。

また、広域でのそれぞれの提案の方がお客様のニーズを満足させられ、引き寄せる力は大きいと思われまます。

これからも、いろんな角度からの提案を望みます。

そして、次に移ります。

さて、それでは、広域連携で町として提案したことが我が町よりほかの市町村の方により好都合なことになってしまつては、何のための提案だったか疑問視されます。広域連携といつても、各市町村がそれぞれにいろんな面でライバル関係ですから、自分の町のメリットを考えなくてはなりません。

そこで、質問です。

先ほど提案されましたことは、今後町の発展にどのようなことが寄与されると考えられますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

災害時に有効活用ができる施設の誘致や防災公園を整備することにより、防災機能が強化されるとともに、道路を整備することにより地域振興や開発のポテンシャルが一気に高まり、周辺地域の産業集積率が高まるものと考えます。また、これらの整備に伴い、菊陽町はもとより、熊本県北東部のさらなる発展と県民の安全・安心に貢献するものと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 空港の機能強化とともに、空港ビルの民設民営化もうたわれています。

そのようになれば、その周りの道も整備され、空港内はもちろんのこと、その沿線にもいろんな商業施設なども進出してくると思われまます。また、市内中心部とのアクセスも、ソフト面やハード面でも見直され、人の動きが活発になってくると思います。つまり、この近隣の南小校区あたりの周辺が活性化につながっていくというのは分かります。

今回の構想は震災復興のためにもとても重要だと思ひますが、空港構想に当たっては、やはりそこ周辺住民の方々の考えも十分に考慮していただきまして推し進めていただきますようお願いいたします。

それでは、次に移ります。

次は、4番、無縁仏についてです。

無縁仏とは、「弔う縁者のない死者」と明記してあります。私は、今菊池広域連合の委員でもあります。現在、ここでは菊池火葬場の敷地内に無縁仏が39体納められています。そこには100体までは納められるということでした。菊陽町からは、現在10体が納骨されています。

しかし、菊池広域連合の無縁仏納骨堂の設置及び管理に関する条例施行規則というのがありまして、20年経過した遺骨は関係市町にお返しすることになっています。つまり関係市町で適正に処理するものとされています。現在菊陽町から納められている10体も、何年後かには適正

に処理しなければなりません。

さて、今後の問題として、適正に処理ということに対してどのようなことを考えているのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○環境生活課長（丸山直樹君） お答えします。

まず、先ほど那須議員の情動的な部分で、私、答弁に当たりまして、広域連合の方に確認をしております。その部分を現状から御説明申し上げますと、平成25年度に設置されたこの納骨堂には、現在200体の収蔵可能で、構成市町の割り当てが各50体分となっています。平成25年度からの収蔵の状況は、菊池市が7、合志市が14、大津町が8、本町が10で、合計39体となっています。

このような状況の中、菊池広域連合の規則第6条では、収蔵の期間が原則20年ですが、同条のただし書きで、構成市町の判断で短縮・延長ができるとなっております。ある程度の延長も可能です。

また、この200体を超えた場合は、棚の増設で対応し、さらに限界を超えたときは、構成市町と広域連合で協議し、納骨堂を増設するなり、合葬の施設を新設するなりの対応が必要になると思われます。

このようなことから、現実的には、20年が過ぎたからといって無縁仏になった遺骨を町が引き取ることはないと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） よく分かりました。私が情報で入手したときは100体ということでしたので、皆さんにそうお伝えしましたけれども、今の方が正しいと思います。200体で、50体が納骨として納められているということですね。

今日は無縁仏について質問しましたが、社会情勢の変化とともに家族形成も変わっています。子どもがいない人はもちろん、子どもがいても、墓守はさせられないという理由から、墓はつくらない人が増えています。これから高齢化が進み、ますますそのような人が増えてくると思われます。以前は考えられなかったことが現実問題として浮上しています。弔う者はいても引き取り手が無い遺骨がこれからはもっと増えてくると思われます。そういうことも含めまして、今後町においても御検討いただきますようお願いしまして、最後の質問に移ります。

それでは、最後の質問です。消防団について質問します。

今定例会の初日の日は、朝と夕に2回も火災が発生しました。出動された団員の皆様、本当に御苦労さまでした。

皆さんも御存じのとおり、昨年の大震災のときは、有村団長の指揮のもと、昼夜を問わず活動していただきました。改めてこの場をかりて厚くお礼を申し上げます。

私は、議会の中で広報委員を務めていますが、6月に発行されました議会だよりの最後のペ

ージに有村団長にインタビューをした内容を載せています。ぜひ御覧ください。

それを最初読ませていただいたとき、本当に涙が出る思いでした。私たちには想像もつかないようないろんな御苦勞があったのだと心から感謝いたしました。その後も、水害や火災と続き、本当にお世話になった一年でした。

今年も、これから本番の梅雨に向かいます。最近のゲリラ豪雨は脅威でしかありません。消防団の出動がないよう祈るばかりです。

そのような消防団ですけれども、それを否定する声もあると話されています。以前は、農業者を中心に、入団するのが当たり前のように思われていましたので、親から子へ、そしてその子へと引き継がれ、その役目を果たしてきました。農作業が、また自分の仕事がどんなに忙しくても、一旦半鐘、今は防災無線ですけれども、それを聞けば、現場へ駆けつけ、活動していたものです。これも、団員が確保されていたからこそできてきたことです。

しかし、昨今は、社会情勢や人の価値観も変わり、これを継続、維持していくことさえも危ぶまれます。

そこで、質問です。今後団員確保をどのようにしていくのかお聞きします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 質問にお答えいたします。

まず、本町の消防団の現状について説明をさせていただきます。

団員数ですが、条例定数の460人に対しまして、本年4月1日現在で404人となっております。

団員数の推移ですけれども、昭和62年、30年前ですが、491人、平成9年、20年前が471人、平成19年、10年前ですが、420人と減少をしております。ここ数年は410名を維持している状況にあります。

次に、団員の職業についてですが、被雇用者、いわゆる会社員、団体職員、公務員などの勤務をされている方が328人、それからその他の自営業などその他の方が76人ということで、80%以上は勤務をされている方でございます。また、そのうち女性団員は17人であります。

団員の全体の平均年齢を申し上げますと、33.2歳となっております。

団員数については、全国及び熊本県内も減少傾向にあり、熊本県内の団員数は、ここ10年で約4%減少をしております。

一方で、地域防災の組織として、町内に自衛消防団及び自主防災組織が合わせて50組織となっております。こちらの方は増加している状況でございます。

このような状況の中で、地域防災力の要である消防団に求められる役割は非常に大きく、特に昨年発生しました熊本地震のような大規模災害時においては、地域の実情をよく知り、即時の対応ができる消防団は、欠くことができない代替性のない存在でございます。

御質問の消防団員の確保についてですが、現在の団員確保のための取組としましては、主に地域を把握している各消防班による新入団員の勧誘が中心でございます。そのほかに、町の広

報紙、町ホームページ等で新入団員の募集を行っております。また、各自治会の公民館等に消防団員の募集ポスターなどを掲示をしているところでございます。

しかしながら、団員数については、先ほど申しましたとおり、横ばいの状況であり、団員の確保に向けては、これまで以上の取組を行う必要があると考えております。

まず、町民の皆さんへ、消防団がどのようなものであるか、地域防災力の要としてどのような役割を担っているのか、消防団活動がどのようなものであるのかなどを周知し、消防団の必要性について積極的に啓発活動を行う必要があります。

このような啓発活動により、町民の消防団に対する意識を変え、本人はもとより、家族、地域の方々が消防団への加入について理解してもらえるようにしていくことが重要ではないかと思えます。

また、教育委員会と連携し、小学生の時期から消防団に親しみを持ってもらえるような取組ができないかを検討してまいりたいと思っております。

さらに、本町は、西部地区を中心に人口が増加していますが、消防団のない行政区が多くあります。このような行政区に住んでいる皆さんにも、近くの消防団に加入してもらええるような啓発も行ってまいりたいと考えております。

本年度から、本部機動隊以外で女性団員が1人入団されており、今後は女性団員の加入促進も進めてまいりたいと思っております。

それから、平成25年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されており、この法律の中で、消防団の強化、消防団への加入促進、公務員の消防団員との兼職に関する特例、事業者の強力などが定められました。この法律に基づき、公務員の加入促進、事業所への協力依頼も行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） やはり消防団活動というのは、団員がいてこそ消防団活動ができるわけですので、町には、今まで以上に消防団のPRや活動報告なども発信していただきたいと思えます。そうすることによって、一人でも多くの方が理解して応援していただけるんじゃないかと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、移ります。

それでは、最後になりますけれども、有村団長のインタビューの中に、「消防団員は、住民の身体・生命・財産を守るという使命と義務があります」と力強く答えられています。普通は、それを職業にしている人ならともかく、そうでない人たちにとって、それを背負っての入団はとても重いものがあると思われまます。それなりの覚悟が要ります。それに、入団しても何の優遇もないという意見があるとも聞いています。

そこで、質問です。

今後、団員手当の向上などの処遇改善は考えられないでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 質問にお答えいたします。

消防団員は、日ごろから町の安全・安心のため、仕事を持っている中で、ボランティア精神を持って活動されており、大変感謝をしているところでございます。

そのような消防団員には、一定の年額報酬と、団員が火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合の出動手当及び会議出席時の費用弁償を支給しております。

さらに、公務による死亡・負傷・疾病等の際の公務災害補償制度や退職報償金制度、また死亡・重度障害・障害・入院等の際の日本消防協会福祉共済制度に町の負担で加入しております。この福祉共済制度は、消防活動以外による入院等も対象となるものでございます。

年額報酬と出動手当てについては、菊池管内の自治体においては、団員報酬が年額2万円、出動手当てが1回当たり2,200円で統一されておりますが、本町におきましては、この報酬、出動手当て以外に、活動助成金として団員1人当たり年額9,000円を支給しているところでございます。

また、退職報償金につきましては、在職年数に応じて支給をしておりますけれども、平成26年度からは一律5万円を引き上げたところでございます。

なお、団員報酬等の見直しにつきましては、県内及び管内自治体の状況を見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） さっき言われましたように、団員勧誘というのを新人団員がするわけですが、その中において一番言われるのは、手当の向上じゃなくて、自分の子どもが保育園などに入るときには優遇措置として順位をつけてほしいと、そういう要望が一番多いそうです。金を幾ら出してくれとかそういうことじゃなくて、そういう要望があるということをお伝えしたいと思います。

消防団は、火災や水害などのときだけが必要ではないと思います。さっき申し上げましたとおり、以前は農業者が中心でしたので、日ごろの交流がありました。しかし、今は、さっきも言われましたように、職種の違う人がほとんどですので、なかなか日ごろ交流することというのがありません。そのような若い人たちが地区の中で交わり、コミュニケーションを図ることによって、将来の地域や町の展望についてお互いの思いを出し合いながら、そういう地域を大きく切り開いていくものと思われまますので、これからも、先ほど述べたことも含めまして、処遇改善を考慮していただきながら、PRもよろしくお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

これで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 2 時44分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成29年6月9日（金）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成29年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成29年6月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |   |     |    |     |   |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番  | 大久保 | 輝   | 君 | 2番  | 阪本 | 俊浩  | 君 |
| 3番  | 西本  | 友春  | 君 | 4番  | 那須 | 真理子 | 君 |
| 5番  | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番  | 中岡 | 敏博  | 君 |
| 7番  | 吉本  | 孝寿  | 君 | 8番  | 吉山 | 哲也  | 君 |
| 9番  | 北山  | 正樹  | 君 | 10番 | 坂本 | 秀則  | 君 |
| 11番 | 石原  | 武義  | 君 | 12番 | 岩下 | 和高  | 君 |
| 13番 | 大塚  | 昇   | 君 | 14番 | 川俣 | 鐵也  | 君 |
| 15番 | 上田  | 茂政  | 君 | 16番 | 小林 | 久美子 | 君 |
| 17番 | 甲斐  | 榮治  | 君 | 18番 | 渡邊 | 裕之  | 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君  
書記 山川真喜子君  
書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |       |                 |       |
|----------------------|-------|-----------------|-------|
| 町長                   | 後藤三雄君 | 副町長             | 井手義隆君 |
| 教育長                  | 上川幸俊君 | 教育次長            | 徳淵盛也君 |
| 総務部長                 | 吉川義則君 | 福祉生活部長          | 阪本浩徳君 |
| 経済部長                 | 今村敬士君 | 土木部長            | 大山陽祐君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長       | 市原憲吾君 | 総務課長            | 板楠健次君 |
| 総合政策課長               | 中島秀樹君 | 財政課長            | 西本一浩君 |
| 総務部審議員兼<br>税務課長      | 酒井章彦君 | 人権教育・啓発課長       | 古賀直之君 |
| 福祉課長                 | 矢野信哉君 | 子育て支援課長         | 東桂一郎君 |
| 福祉生活部審議員兼<br>健康・保険課長 | 阪本章三君 | 介護保険課長          | 宮川照之君 |
| 福祉生活部審議員兼<br>町民課長    | 服部誠也君 | 農政課長            | 山川和徳君 |
| 商工振興課長               | 川上一弘君 | 土木部審議員兼<br>建設課長 | 小野秀幸君 |
| 都市計画課長               | 井芹渡君  | 下水道課長           | 矢野和幸君 |

環境生活課長 丸 山 直 樹 君  
教育審議員兼 士 野 公 典 君  
学務課長 川 端 慎 一 君  
図書館長

総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君  
生涯学習課長兼 梅 原 浩 司 君  
中央公民館長  
農業委員会事務局長 渡 辺 博 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） それでは、これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 皆さんおはようございます。

傍聴席の皆さん、本日はお忙しい中、ありがとうございます。中岡敏博でございます。

まず、先日6日に発生しました2件の火災の被害に遭われました方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

早速ではございますが、今回の質問は平成23年9月に質問したものであります。再びするきっかけは、今年3月に千葉県松戸市在住小学3年生女兒殺害遺棄事件、これは痛ましい絶対に許されない事件であり、見守る側、助ける側の人間による者の犯行とされております。

次に、3月31日午後3時半ごろ発生しました、大分県宇佐市認定こども園におきまして、刃物と竹刀を所持した男による侵入、襲撃、殺人未遂により、3人に暴行を加える事件が発生したことであります。

最後に、項目の2つ目になりますが、平成24年、京都府亀岡市におきまして、登校中の小学児童の列に無免許運転者の車が突っ込み、10人の尊い命を奪う、これもあってはならない事故が発生いたしました。その後、通学路における交通事故が後を絶ちません。これを踏まえまして、本町のみならず、全国で通学路の緊急合同点検が実施されました。

これらの事案と、これは昨日で16年目となりますが、平成13年、大阪教育大学附属池田小学校で起きた事件。京都府宇治小学校での事件。侵入を許した問題点等を分析し、本町の小・中学校においての取組、対応策をお尋ねいたします。

つけ加えますが、私の父は文部科学教官でありましたので、学校の先生の大変さは十分理解しております。また、平成18年に熊本県警察本部から本町に派遣されました警察幹部職員も、現在も危惧しているところでございます。

この後の質問は、通告に従いまして質問席にて御質問いたします。

なお、通告では、通告相手は教育長としておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） まずは、警察、学校関係者のみならず保護者、子どもたちも口にしますワード、不審者の定義とは何か、単刀直入にお聞きいたします。お答えください。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（士野公典君） おはようございます。ただいまの不審者の定義はということですが、学校での不審者というところで答弁させていただきます。

学校での不審者とは、正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ろうとしたり、立ち入ったりする者を不審者というふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 本題に入ります。それでは、学校における児童・生徒等の安全の現状とこれまでの取組、これは分けますと生活安全、交通安全、災害安全に分けることができますが、今回は生活安全、交通安全の領域について質問させていただきます。

まず、1番、学校の安全・安心について。不審者等を学校内に侵入させないための対策、次に侵入した場合の各学校の対応はどうするのかになります。まずは分けさせていただきます。

一番最初に、リスクマネジメント、不審者等を校内に侵入させないための対策についてお尋ねいたしますが、不審者が侵入しにくい環境をつくるための基本は人の目、人の声であります。しかしながら、24時間体制で侵入口の管理、監視は困難だと思います。現に、立番、立哨警戒とも言いますが、学校の正門等に警察、警備員、教職員が立って見張ることも同様です。それが厳しい場合は、門の施錠管理、防犯カメラでのチェックになると考えます。私は、その徹底がなされていないと常を感じております。現状は入ることが容易であることを指摘しておきます。これは、あくまでも私が調査した結果でございます。

平成13年に起きた大阪教育大学附属池田小学校事件の悲劇は、自動車専用門からの侵入であること。宅間元死刑囚は、門があいてなければ塀を乗り越えてまでは入らなかったと公判で言っております。また、2年後に発生した京都府宇治小学校刃物男侵入事件も、門の施錠、管理がなされてなかったと指摘されております。

では、本町小・中学校でその管理についてお尋ねいたします。徹底的に門の管理をするように伝えて 있습니까、お答えください。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） お答えします。

ただいまの質問の不審者等を校内に侵入させないための対策ということですが、学校では、不審者等を校内に侵入させないための対策としまして、各学校は、不要な校内への立入禁止を示す看板の設置及び防犯カメラによる監視と目視、それから職員による部外者への声かけ、それから校門の閉鎖等を行っているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） お答えでは、そのようなものだったんでしょう。不審者が学校に入らないようにするため、来校者との区別を文部科学省は基本原則を発信しております。その中でありましたのが、案内板の改善、施錠等の出入り口の適切な管理徹底、これらを十分に理解し、徹底しているモデルとなる学校があれば教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（士野公典君） 門の施錠までは行きませんが、武蔵ヶ丘小学校につきましては正門を閉鎖しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 文部科学省がハードの部分で特に力を入れてほしいということで、防犯対策の基本的事項への考え方として学校施設整備指針第9章、防犯計画及び学校施設の防犯対策の原則に基づいてお聞きいたしますが、全体的な防犯計画、視認性・領域性の確保、接近・侵入の制御、犯罪企図者の動きを限定し、学校の敷地内や建物内、守る範囲への接近・侵入を妨げ、犯罪を抑止するよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要であるとしております。また、定期的な点検・評価の実施、防犯設備等の、これは防犯カメラを設置されているということで、積極的な活用としております。それらを踏まえまして、各学校はどのように考えてハード面の強化を図っているのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（士野公典君） ハード面の強化ということですが、一番いい対策としましては、来校者確認のために正門にインターホンをつけて施錠をしとくと。で、来校者があれば、インターホンで事務室に連絡をしてもらいまして、施錠を解除して入っていただくというような対策ができれば一番いいと思いますけども、現在のところインターホンとかついている学校はありませんので、門の閉鎖を行うということを徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 侵入してからの話はこの後になりますが、近づけない、侵入させないための本町の取組についてお尋ねいたしました。これのベースになるものが、計画書関係のものになります。次に、計画書関係の質問に参ります。

特に、平成20年に改正され、平成21年に施行された学校保健安全法に基づき、学校の安全を確保するため、全国的にもさまざまな取組が実施されております。同法の改正により、学校においては学校安全計画の策定、これは27条になります、危険等発生時対処要領、これ簡単に言うと危機管理マニュアルになります、の作成及び職員に対する周知、訓練の実施が義務づけられております。これは29条になります。文部科学省の防犯対策の基本事項として、文教施設企画部施設企画課も接近、侵入の制御の例として明確にしております。また、平成27年3月31日に、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長名で、学校安全に関するさらなる取組の推進について、これは依頼ではありますが、通知されております。これらを本町学校は完璧にされているのか、不備はないのかをお尋ねいたします。

当該学校の実情に応じて作成すると思っておりますが、全く同様なものはないと思っておりますが、計画書の策定についてお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 侵入した場合の学校の対応はというところでいいですか。

（6番中岡敏博君「いえいえ、計画書を法律の義務に基づいてつくっているのか」の声あり）

学校の安全対策には、学校保健安全法29条において、児童・生徒の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を学校において作成するものということになっております。これを受けて、町内小・中学校では不審者侵入時の対応マニュアルを作成しているところです。このマニュアルに沿って、不審者が侵入した場合は対処するというようにしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 質問では、各学校、安全計画及び危機管理マニュアルを義務づけられているので、つくられておりますが、学校においては門が複数ある、また多くある、学校においては校舎へ侵入した場合に距離が違うとか、さまざまな違いが小学校、中学校あると思いますので、その中で不備がないかを含めてお尋ねをもう一回いたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 学校では不審者対応訓練を、毎年度当初に訓練を行っておりまして、その訓練を行った中で不備の箇所とか、マニュアルの見直し等も含めて改正といえますか、見直しを行っているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 計画書の作成、策定についてお尋ねいたしましたのであって、この後に話を聞いてまいります。訓練の前の段階でのいろんな気づき、学校の施設の安全対策のチェックリスト等も作成していると思いますので、今後見せていただきたいと思っております。

ここまではリスクマネジメント、いわゆる領域性をはっきりさせ、危機を予知、予測し、防止策をどのように講じて子どもたちを守るかというものになりますが、先ほども出ましたが、続きまして、これはクライシスマネジメントになります。次の質問です。もしも侵入を許してしまった場合、対応についてお尋ねいたします。

では、犯罪企図者の侵入をもし許してしまった場合についての質問に参りますが、先ほども出しましたが、来校者、保護者、地域の方、不審者との区別、見分けをする方法が先ほど答弁いただいたほかにもあると思いますが、お答えください。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 侵入した場合の学校の対応ということで、マニュアルに沿って対応することになりますけれども、ここで一例としまして武蔵ヶ丘北小学校の不審者対応

マニュアルを紹介したいと思います。

まず、基本的事項としまして、児童の安全確保を最優先にし、必要がある場合は一刻も早く警察に連絡をいたします。不審者への緊急対応としましては、まず不審者かどうかを受付時の対応、声かけした際の対応で判断いたします。立ち入りの正当な理由がない場合は、言葉や相手の態度に注意しながら退去するよう説得をいたします。それから、危害を加えるおそれがないか、所持品に注意いたします。また、凶器を所持していたら、直ちに警察へ通報いたします。

次に、危害を加えるおそれがある場合は、児童・生徒から隔離しまして暴力行為抑止と退去の説得をいたします。また、警察、教育委員会に通報するとともに、教職員に周知をいたします。

なお、隔離できない場合は、防御としまして暴力を抑止し、児童・生徒を避難誘導し、安全を守ります。

以上が武蔵ヶ丘北小学校の不審者対応の概要で、簡単に御説明いたしました。このように、他の小・中学校も不審者対応のマニュアルを作成しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 危機管理マニュアルというのは法に基づいて義務づけられており、これは文部科学省が学校の危機管理マニュアルとして手引を出されていると思います。それにあわせて、どのように、各学校の自分たちの学校の特徴、職員数も含め、特性を踏まえて自分たちの学校に合うようなマニュアルをつくっており、基本中の基本、侵入した場合の対応ということで説明を受けたように感じております。

では、防犯設備について御質問いたしますが、小・中学校8校に、さすまた、ネット、催涙スプレー、警棒、防犯ネット、シールド、これは機動隊が使いますね、カラーボール、ネットランチャー、これは難しいと思いますが、いろいろな装備品があると思いますが、学校別に装備数、また主な設置箇所を教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 防犯グッズの装備ということでございますけども、学校ではさすまたを設置しております。各小・中学校別に申しますと、中部小が3本、南小が4本、北小が3本、武蔵ヶ丘小学校が4本、それから西小学校が5本、それから武蔵ヶ丘北小学校が5本、菊陽中が4本、武中が2本というふうになっております。置いてある場所としましては、職員室や校長室、それから事務室や教室に置いてある学校もあります。ほかの防犯グッズにつきましては、現在、学校には置いてないかと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 刃物や竹刀や金属バット等を持った男が侵入した場合、一番に出てくる、

これがさすまたとって、平成18年に菊陽町では各施設に配置されたと記憶しております。さすまたというのは、日本全国の警察署、交番、駐在所に必ず装備されております。これに関して、大きく不審者が侵入したときに対応できるものと期待する道具でございますが、本町も設置しているということで、使用方法、要領があると思いますが、さすまたの使用方法、要領についてお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（士野公典君） さすまたの使用要領ということですが、使い方につきましては大津警察署のスクールサポーターに講師を依頼しまして、不審者対応訓練の中でさすまたの使い方、それからさすまたがないときに有効な道具のデッキブラシやほうき、それから傘やパイプ椅子などの使い方の指導を受けているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） さすまたを装備、設置するだけでは意味がありませんで、専門的に大津警察署職員から指導を受けて使えるようにしているという認識でよろしいでしょうか。

（教育審議員兼学務課長士野公典君「はい」の声あり）

次に、昨今、侵入犯罪ケースも多様化しております。現在、次の侵入者等があった場合の対応についてお尋ねいたします。

1番が、複数犯。2番目、酩酊者、精神異常者、薬物依存者。3番が、危険物、爆発物やガソリン、火炎瓶、不審物の所持者。また4番目に、人質、立てこもり等の者。その次に、金銭等窃盗目的の犯罪者。そして、認知症、精神障がい者が侵入した場合。最後に、猿、イノシシ、動物、大型犬等の侵入に合わせて、これは過去に起きている事案であります。これらの侵入に対しまして、分かる範囲で構いませんので、学校職員はどのように対応するのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（士野公典君） 不審者等の対応についてということですが、いずれの不審者、酩酊者とか認知症の人とか、まず警察へ通報を行うと。で、警察からすぐに来てもらう。警察が来るまでの間、先生1人で対応しないで複数で対応すると。不審者、酩酊者とか危害を加えそうな不審者につきましては、先生たちで取り囲んで警察が来るのを待つと。それから、認知症とか精神異常患者に対しては、丁寧にといいですか、話をして警察が到着するまで待つというふうなことになるかと思えます。それから、猿、イノシシ、大型犬とか動物に対しましては、児童・生徒をまず屋内に避難させると。で、戸締まりをしまして警察が到着するのを待つて、警察に捕獲してもらうというような手順になるかと思えます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） それでは、提案をさせていただきます。



その訓練内容の公開、見学、報道等をぜひできるように提案いたします。これを実際に行っているのは、全国的に銀行、郵便局、コンビニ、これは相模原の事件があった後に特にですが、福祉施設などで現実に実施しております。また、訓練の様子をインターネットで配信しているところもあります。本町においては、地区懇談会、授業参観、学習発表会などの場所でも公開は可能だと思いますが、どのように考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（士野公典君） 不審者対応につきましては、各学校で不審者侵入時の対応マニュアルに沿いまして、毎年、不審者等の対応訓練や不審者侵入に対する児童・生徒の避難訓練等を実施しておりますので、それに合わせて地域の人とか報道関係とかを案内するということは可能かと思えます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） その他、過去に菊陽町ではやっておりましたブラインド訓練、これは抜き打ち訓練ですね、実践訓練が必要ではないかと考えております。先生方もほかにも業務がたくさんあると思いますが、不審者を想定した訓練をぜひ実施していただきたいと思っております。

最後に、ストレートに聞きます。刃物所持、犯罪企図者が学校に侵入した場合、子どもたちの身体、生命、財産を確実に守れるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（士野公典君） 守れるのかじゃなくて、守らなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） それに対して、16年前に起きました悲劇が本町で起きないことを祈りながら、先生たちがそのための努力をされてると認識して、次の質問に参ります。

通学路の連れ去り、強制わいせつにつながる可能性もある声かけ、つきまといに関しましてどのような取組をしているのか、これが通告で出ております。最悪の結果になりました千葉県3年生女兒殺害事件を踏まえて、声かけ事案についてお尋ねいたしますが、現在でも私のところに同様の相談が後を絶ちません。声をかけられた。つきまとわれた。性犯罪は心の殺人と言われるものであり、近隣自治体元議員による多くの子どもたちを巻き込んだ連続強制わいせつ事件は記憶に新しいものと思えます。これは、次々に余罪が出てきました。それだけ被害に遭った子どもたちがいることになります。親告罪であるため、警察沙汰にはしたくないとの相談もありましたが、説得し、警察につないだケースもあります。

では、通学路等で子どもたちへのこのような事件を防止するため、学校はどのような取組をしているのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） お答えします。

声かけ、つきまといに関してどのような取組をしているのかとの質問ですが、平成27年第4回の定例会の一般質問でも答弁しておりますとおり、学校では、児童・生徒の発達段階に応じて、危険からの身の守り方、自分の命は自分で守るという意識の高まりに向けた安全教育に取り組んでいます。内容につきましては、知らない人にはついていけない。知らない人の車には絶対に乗らない。何かあったら助けてと大声で叫ぶ。おかしいなと思ったら、遠慮なく保護者や学校へ通報する。それから、防犯ブザーを持参するとか、何かあったら、子ども110番の家に限らず近くの民家に逃げ込むことを指導しています。また、不審者防犯教室を実施し、大津警察署の方から児童向けに、不審者に遭ったときにはどう行動するのか、講話等を計画的に行っています。

また、学校は保護者と連携し、地域の方の協力を得ながら児童の登下校時の見守り活動に取り組んでいます。町では、スクールパトロール隊による登下校時の通学路のパトロール、また防災行政無線を利用して、地域の方に対して下校時の児童の見守りについて依頼を行っております。今後も、町、学校、保護者、地域の方が連携した見守り活動を通して、子どもを犯罪から守るために取組を進めていきます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 防犯ブザーと、15時25分に防災行政無線で地域の皆さんへの見守りを依頼しているということで、防犯ブザーは、1年生のときは皆さん持っているような感じを受けますが、たまにはチェックをして、常に使えるようにしておかなければ効果がありません。それに対して以前も質問させていただきましたが、それでは性犯罪者類型の基本的属性について、これは今、国会でも厳罰化する議論がなされていますが、今のところ親告罪でございます。さまざまな性犯罪の類型がありますが、特に菊陽町においてどのようなものを注意し、防止するために、子どもたちを守るために努力されているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 子どもたちに、今、つきまといとか声かけ、痴漢とか盗撮とか、いろいろ事案がありますけども、子どもたちにとってはどれも大変危ないことではないかと考えておりますので、安全教育ですか、学校で行っております、どれも気をつけてもらうといいですか、危ないことであるというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 性犯罪の特徴で私は注意しておかないといけないのは、小児わいせつ型と強制わいせつ型と、今、盗撮ですね、盗撮について子どもたちに注意をするように、類型として、形としては常に伝えていただきたいと思っております。

次に、菊陽町のみならず近隣自治体全ての地域における情報共有体制について、どのような

システムを活用しているのか。これも以前質問いたしました。正確かつ迅速に情報を素早く共有すること。保育所、幼稚園、PTA、地域住民、自治会長さんもそうなのですが、伝えるべき人々にどのような手段をとられているのか。まさか不審者また犯罪者と遭遇してそういう事案があった場合、どのように連絡体制、情報共有を図っているのか。

具体的に言いますと、昨年10月20日に、光の森5町内におきまして包丁を所持した男性が自転車で徘徊をしております。このケースも踏まえて、私は熊本県警のメールでその事実を知りました。このように、素早く近隣の人たち、また知るべき人たちに緊急情報をどのように伝えるようなシステムを活用しているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） つきまといとか声かけ事案等がありますと、学校の方にまず連絡が行くかと思えます。学校か警察ですね。で、学校から、もしくは警察から学務課の方に連絡があると。で、学務課から各学校、それから保育園関係を管理しております子育ての方に連絡すると。それから、総務課の方にも連絡しまして、スクールパトロール隊に重点的にパトロールを行ってもらおうと。それから、メールとかでも警察の方から入ってきますので、その辺で情報を共有しているというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 本町に57基あります防災行政無線のスピーカーから伝える方法、またメール等を登録されている方へつなげる方法、それ以外に、私たちの町は合志市、熊本市とは近いところにありますので、そういう近隣自治体の方への連絡等、素早い連絡をしなければならない。知らなかったということで対応が、初動が遅れるということがないようにしてもらいたい。自治体によっては、ホームページでその確認ができる、また防災行政無線の放送が確認できるダイヤルというのがあり、電話番号を押すと、何を今放送で緊急の情報を伝えたのかをお知らせできる方法がありますが、それについて、そのような考えを本町はお持ちなのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 昨年の光の森の刃物事件のときは、たしか防災行政無線であったと思いますが、非常に危険な場合は防災無線も使って住民の方に連絡を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） これはほかの自治体も取組をとられているんですが、あくまでも本町、菊陽町にマッチするか、合うかも検討するものになるとは思いますが、それにあわせて、今後素早く皆さんに知らせる。知らなかった、事件が発生してから数日だったり数時間がたってから伝わらないようにしていただきたいと思えます。

続きまして、2つ目の大きな項目に入ります。

これは通学路の安全対策についてになりますが、通学路の危険箇所への対策はどのように進み、以前からどのように変化しているのかであります。これからは通学路の交通事故対策を中心に質問をしてみたいと思います。

先ほども言いました京都府亀岡市の交通事故から全国的に緊急の通学路安全点検が実施され、5年がたちました。以前の答弁におきましては、本町合計18か所の危険箇所に対し、細かく説明をしていただき、現場の確認もしました。工法として代表的なものは、車道と歩道を分けるためのカラーベルト、またソフトポール、減速ドット、点線ですね、そういう対策をとられておりますが、PTA、国、県、警察、地域住民との合同点検でございましたが、その後、小学校校区通学路ごとに危険箇所の調査を実施し、改善するというところでございました。では、過去の緊急合同点検で18か所の危険箇所ポイントを、どのように教育委員会は関係する警察や県、国への要望活動をし、どのように変化をしているのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） お答えします。

通学路の危険箇所につきましては、年度初めに学校と保護者により通学路の安全点検を行い、危険があると認められる箇所につきましては教育委員会に報告いただき、道路管理者や警察と合同点検を実施しております。通学路の整備につきましては、国道関係は国へ、県道関係であれば県へ要望いたします。町道であれば、町で対応することになります。また、交通規制に関するもので、横断歩道、停止線、交通規制標識、それから信号機設置などにつきましては大津警察署へ要望いたします。このように、町道整備以外では関係機関と連携し、必要な措置を講ずることになります。

平成24年の通学路における全国一斉緊急合同点検では、対策が必要な箇所が18か所でした。なお、道路管理者別では、国が2か所、県が10か所、町が6か所の合計18か所です。その後、整備を進めまして、平成27年12月の一般質問では未整備箇所が9か所と答弁しております。その後も整備を進め、現在では未着手箇所が4か所となっております。

平成26年度に、新たに菊陽南小学校から危険と認められる箇所として2か所報告がありまして、合同点検を実施しております。2か所とも県道でしたので、県の方に要望いたしまして、1か所の整備は終わっております。また、28年度末に、菊陽北小学校より6か所の危険箇所の報告がありまして、合同点検を実施しております。危険箇所は、県道が1か所と町道が5か所です。町道の整備につきましては本年度から順次行う予定であります。

それから、学校では、交通安全に対する意識を高めるために、計画的に交通安全教室を行っております。今後も、学校、保護者、自治会など地域の方と道路管理者である国、県、町、それから警察と連携を密にしながら、児童・生徒の通学路の安全対策に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） これは以前、27年12月にも同様の質問をしておりますが、今、通学路の改善ができていない理由、またどのように増えているのかという進捗状況や、いつこれがアップされた、ホームページに掲載されていたのかも分かりづらい。これは建設課のホームページに出ております。これは通学路でございますので、教育委員会のページに私は載せるべきであると思えますし、変化して改良したならどのように改良しました、また改良していないならば改良していない理由、また時間がかかる、長期的になるならば小まめに町民の皆様、また保護者の皆様、地域の皆様に分かるように、ホームページに学務課、教育委員会が積極的にお知らせするようにするとなおよろしいのではないのかなと思っております。

先ほども出ました、いろんなところで皆さん努力をし、管理するところをお願いして改良を進めているということでございましたが、平成27年10月付で教育委員会が出しております、菊陽町通学路交通安全プログラムを策定しております。内容はホームページに掲載されておりますので、隅々まで熟読しておりますので、内容の説明は必要ありませんが、それでは、PDCAサイクルの重要性は十分に理解しております。その中で、通学路の改良後、これはPDCAのチェックのCになります。武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校、武蔵ヶ丘中学校の通学路である武蔵ヶ丘団地20号線の改良後の効果検証結果をどのように捉えているのか。これは、ソフトポールコーンの連立、両脇のカラーベルト、交差点のデンジャーゾーン塗装、点滅びょう、減速ドット、狭窄、時間帯規制、一時停止の規制、出入り口のゼブラ、横断歩道の2色化、まさに通学路の改良工事としては理想的な工法をとられておりますが、この改良後の効果についてどのように検証しているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（士野公典君） どのように検証をしているのかということですが、まず町道武蔵ヶ丘団地20号線につきましては、道路が狭い上に交通量が多く、危険であるということで、歩道設置の要望が出た町道でございます。しかし、両側には民家が張りついておまして、歩道を設置する余地がないということで、代替案としましてカラー舗装及びポールコーンの設置などなどを行ったところでございます。整備後、児童・生徒の事故につきましては学校からの連絡はあっておりませんので、効果は十分発揮できているのではないかというふう感じております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 効果が十分に出ている。あそこは多くの子どもたちが、児童・生徒が登下校で使うということと、近隣住民の方も使用されるし、いわゆる昔は通過道路、通過をするための道路として使っていた道路であります。今は歩行者を守る目的を十分に発揮しているコミュニティ道路に変化がなされたのかなと見ております。もしも、あの工法が成功していると、効果があるとすれば、今後、危険箇所、通学路においても同じような工法、手段を考

えているのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 武蔵ヶ丘団地20号線も代替案ということでございますので、歩道を設置して車道と歩道を分離するというのが一番かと思います。ほかのところにもこの代替案が適用できるかということですが、他の場所の状況、この辺を検討しまして、そこに一番合った代替案で整備を行うということが一番よいのではないかと考えているところで

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 少しもとに戻りますが、理想的な工法をとるにこしたことはないんですが、さまざまな理由で歩道の設置が難しい、いろんな理由があると思いますが、危険箇所認定されている場所で、どうしても先に進まない、代替案を用意していない、また用意すべきだと考えている危険箇所等がありましたらお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 現在、平成24年の緊急合同点検で未着手箇所が4か所あっておりますけども、そこは代替案もなかなか難しいというような状況でして、現在のところ未着手ということで4か所が残っているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） ハードの面でもとても難しい、さまざまな理由があると思います。相手方もあると思いますが、それにかわるものがぜひ見つければ、また子どもたちの安全が確保されるのかなと思っております。ハードの部分で時間がかかるならばソフトの部分、交通安全の見守りだったり、近隣の住民の方に御協力を願うという方法も可能ではないかと私は思っております。

続きまして、2番の質問に参ります。

今後、新しく危険箇所と認定する場所も考えるが、問題解決までの期間をどのように考えているかの質問に入りますが、菊陽町は著しい発展があり、空き地に住宅ができてマンションが建ち、死角も増えたり、道路改良に伴い、交通規制、一時停止等の変化、またいまだ見られるのは、信号無視やスマートフォンを使用しながらの車両も見られます。その部分において、子どもたちの事故を防ぐために、町が変わっていった新しくここが危ないんじゃないかという危険箇所が出てくると私は見ております。

4万1,000の人口で、先ほども言われた18か所プラスアルファの場所以外にも大なり小なり危険な箇所というのは今後増えるし、地域の方たちが危ないと感じている場所があると思いますが、それにあわせて、時間をかけてしまうと、小学校1年生のときにヒヤリ・ハット、怖い思いをした子どもが、5年間たってやっと改良ができたという場合は、その児童はもう6年生

になってしまいます。今後、新しく危険箇所が出たとして、そのような改良に向けてどのように行動してどのように対応しているのかをお尋ねいたしますが、私の個人的見解では、隣の合志市は次々に道路改良などの通学路の整備をしているように感じていますが、それについてお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） お答えします。

学校から町へ危険箇所の報告がありましたら、関係機関と現地立会を行い、安全対策の協議を行うこととしております。その後、道路であれば道路の管理者、交通規制関係であれば大津警察署に要望をすることになります。

問題解決までの期間をどのように考えているのかとの質問ですが、路肩のカラー舗装及びポールコーンの設置などにつきましては、道路管理者に順次対応いただいております。しかし、歩道設置など地権者への用地交渉が必要な場合などは、交渉に要する時間がかかりまして年数を要しております。このように、整備の内容によりまして、速やかに整備ができる案件と年数を要する案件もありますので、関係機関と連携し、事故が起きないような必要な措置を講じております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 今年度に入りまして、各学校、またPTA、地域の住民の方から、新しく危険箇所が発生した、どうかしてほしいとかというお話等が出ておりましたら、もしも出ておりましたら、また今後、そのような話を集めて安全マップだったり、いろんな対応をされると思いますが、今のところで新たに緊急を要する危険箇所等を御存じでしたらお知らせください。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 今年度、小・中学校が通学路の安全点検を保護者とされているかと思いますが、現在のところ、学校からの報告はあっておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 通学路の安全対策は、教育委員会、これ通学路なので、が主体となって取りまとめて現状の報告をしていくべきであると思います。また、これ3番になりますが、各種団体、これは警察、交通安全協会、いろんなところと協力して子どもたちの安全の確保に努めていただきたいと思います。

先ほど、答弁でもございましたスクールパトロール隊、これは青パト隊ということで、私がおの設立、つくったときの隊長、コーディネーターでございましたので、青パト隊の活用をもっとした方がいいんじゃないかという思いがございます。青パト隊は、スクールパトロール隊という、スクールという文言がありますので、今、ランダムパトロールとって、町内、住宅

街、いろんなところをぐるぐる回っていただいているような気がします。それプラスアルファでホットスポットパトロール、小学校、中学校、保育園等の正門に駐留していただいて、その施設を守ってもらうとの活用を私はした方がいいんじゃないかなと思いますが、スクールパトロール隊、これは先進的な活用でございますが、どのように協力、連携をしているのか端的にお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 時間もございませんので、一言。

学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） スクールパトロール隊につきましては総務課の方の管轄になりますけども、今議員が言われたようなことを検討していきたいと、総務課の方にも伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡議員、もう終わってください。時間です。

○6番（中岡敏博君） それでは、終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 皆さんおはようございます。

本日の一般質問は、巡回バスについて、そして認知症対策について質問いたします。議員番号5番佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

では、質問の方は質問席の方で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） ここ数年の間に、全国各地で、高齢者の運転が原因の悲惨な交通事故が発生しています。この事故の背景には、高齢者の運転の不注意によるものと、公共機関の路線廃止によって通院、買い物などに支障を来しているため、危険と知りながらも運転をしなければ生活に不便があるという事実もあります。警察庁をはじめ各都道府県の警察、自治体からも、高齢者の運転免許返納を強く促されていますが、かわりの交通手段である町の巡回バスの路線が実情に沿っていないのではないかと考えております。

菊陽町の巡回バスにおいては、平成15年10月、6つの路線が運行開始され、平成20年、25年と5年ごとに見直しがなされていますが、今また見直しの時期が来ているのではないのでしょうか。年々、高齢者数、運転免許返納者数の推移も自然増加する傾向にありますし、コミュニテ



ィバスのニーズが高まってきているとも感じます。そこで、導入計画時の利用予定者数と現在の利用者の推移はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

巡回バスにつきましては、平成15年度から本格運行を始め、必要に応じて路線の改正を行ってきたところですが、平成25年度に大幅な路線の改正を実施しました。これまで7路線を運行していたものを、利用状況に合わせた6路線に再編し直し、運行日数と1日の運行本数を増やす改正を行った結果、改正前の1年間の利用者が2万936人であったものが、改正後の1年間では3万890人となり、およそ1万人増加しております。また、平成27年度にはさらに便数を増やすなどの改正を行い、現在の年間利用者数は3万7,674人となり、利用者数は年々増加しているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 各路線における、6つの路線があると思いますが、そちらによる統計は出ていますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） もうこれ3番の質問に移ったということですかね。

（5番佐々木理美子君「じゃ、後ほど」の声あり）

よろしいですか。路線の利用状況、乗車率というふうな……

（5番佐々木理美子君「統計ですけど、理由じゃなくて」の声あり）

○議長（渡邊裕之君） 全てじゃなくて路線の話ですか。

（5番佐々木理美子君「はい。路線別で統計が出てるのか」の声あり）

○総合政策課長（中島秀樹君） 路線ごとに申し上げますと、白水地区を運行する南部線が1便当たり23.9人、西部支所と役場間を運行する中央循環線が3.3人、久保田地区と白水地区を運行する東部循環線が3.1人、旧国道57号から南の地域を運行する南部循環線が2.6人、光の森と古閑原間を運行する北部循環線が1.2人、向陽台から図書館までを運行する西部線が8.8人となっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 私もうちの近所にあるキャロッピー号に乗ったことがあります、そのときは十七、八人の方と一緒に、私は三里木でおりましたが、その方たちは最後は「さんふれあ」ですか、あちらの方まで行かれるのを見ました。それを見ますと、私どもの方からの巡回バス、それから南小の子どもたちが利用するバスについては人数がある程度の利用があるの

かと証明されてるのではないのでしょうか。それでは、利用が少ない路線についてお尋ねいたします。

2と3、利用者数の少ない路線の見直し及び今後の計画はどうするのか、3、利用者が少ない理由を明確に把握しているのか、こちらの方は関連性があると思いますので、同時に質問させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

まず、3の利用者が少ない理由を明確に把握しているのかという御質問からお答えいたします。

利用者が少ない理由としましては、平成28年度に国の補助金を活用し、アンケート調査の実施や公共交通事業者へのヒアリングなどを行った実態調査の結果、巡回バスについては8割の方が、路線バスについては6割の方が、JRについては5割の方が利用しないとの回答結果が出ております。利用していると回答した方も、月に数回あるいは年に数回利用するとの回答結果でした。また、利用しないと回答した方の多くの理由は、運行本数が少ない、バス停が近くにない、車があるから必要ないというものでした。

町民の御要望としましては、巡回バスに関しましては運行本数を増やすことが最も多くありましたが、その他の意見としまして、駅など公共交通へのアクセスや行き先が増えるような路線の変更など、検討する必要がある御意見もあった一方、車に乗れる間は利用しない、または必要ないという御意見も多くありました。このようなことが、御質問の利用が少ない主な理由ではないかと考えているところです。

続けて、2番の利用者の少ない路線の見直し及び今後の計画はどうするのかという御質問にお答えします。

平成27年10月から平成28年9月までの1年間の巡回バスの利用者につきましては、3万7,674人となっているところです。それぞれの路線につきましては、先ほど申し上げた実績が出ています。この実績と、昨年度に実施しました調査結果を分析して改めて検討するとともに、町内を運行する路線バス、巡回バス、JR、タクシーや近隣自治体が運営するコミュニティバスなど、多様な公共交通機関の運行実態、交通事業者の将来動向についての意向を総合的に検証し、課題を整理して、地域ごとにどのような手法が町民の交通ニーズに効果的で効率的に対応できるか、どのようなサービスが可能であるか、また適切であるかなど、受益者負担の度合いや財政的な観点も含めて検討し、その対策を講じることとしております。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 巡回バスを利用したいと考えている町民の方がたくさんおられる一方で、実際には利用してない方々もたくさんいるという実情から、なぜ利用しないのかを町民の皆様にお聞きしました。産交バスが通らなくなった下津久礼の御夫婦は、免許返納の年になっていますが、先々が不安です。買い物、病院に行くとき、坂を上るのはとても無理なので困っ

ています。緑ヶ丘地区にお住まいの方は、バス停まで遠い。ライフスタイルの時間に合わない。便数が少ない。行きたいところへの路線がない。行きは時間を合わせても、帰りの時間が合わない。このような現実的な意見も聞きました。

先日、長洲町のきんぎょタクシーの取組について、町の担当者の方にお話を聞いてまいりました。4路線のうち2つの路線の巡回バスを廃止し、10人乗りジャンボタクシー3台で運行を始めました。町の財政も、1,500万円を赤字補填のための補助金を出していましたが、1,000万円以下の負担になったということです。高齢者の事故が増加してる中、運転免許証を返納した後も安心した生活を送ってもらうことを目的に、きんぎょタクシーの無料乗車券を発行したとのことです。そして、長洲の職員の方々は、なかなかアンケートが集まらなかったなので、住民の御意見を聞くために、グラウンドゴルフ場であったり、住民や老人会の集まりに出かけていってアンケートをとられたそうです。

菊陽町でのオンデマンドの交通政策は計画されているのか、計画されているなら時期的にはいつを目途にしているのかお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） それでは、オンデマンド交通の計画があるのかというふうなことで御質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、昨年度、交通に関する調査を行っているところです。デマンド交通を導入するに当たりまして、町内を運行する路線バス、巡回バス、JR、タクシーや近隣自治体が運営するコミュニティバスなど、多様な公共交通機関の運行実態、公共交通事業者の将来動向についての意向を総合的に検証し、課題を整理して、地域ごとのどのような手法が町民の交通ニーズに効果的で効率的に対応できるか、どのようなサービスが可能であるか、適切であるかなどを、受益者負担の度合いや財政的な観点も含め、菊陽町に合った交通政策を今後検討してまいることとしております。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 今の御答弁の中に、菊陽町に合った交通政策をするということでしたが、5年ごとに菊陽町の方も検討委員会を、事業者であったり区長さん、それから住民の方々を中心に検討されるとは聞いています。ただ、これからのことを考えると、菊陽町の巡回バスをもう一度見直しすることは誰もが必要だと思っていることだと思います。ぜひ、菊陽町の強い意志を見せていただきたいと思います。

巡回バスの状況、住民のニーズ、これについて町長はどうお思いでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま総合政策課長が答えましたように、先ほど、非常に利用の少ないところとかありますし、その中で高齢者の方も着実に増えていくような状況でありますので、今、総合政策課長が答えましたように、そういう点を十分留意しながら、どういった方法が一番菊陽町に合っるとかということを検討して、そちらに向けて実施していきたいというふうに

考えております。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 私は、この巡回バスを考えると、いろいろな法律、国の法律であったり近隣の法律を考えてみました。その中で、熊本市においては平成25年に公共交通基本条例を設定しており、市の責務、公共交通事業者の責務、事業者の責務、市民の責務を明確にして、公共交通に対する理解と関心を掲げていました。特に、公共交通空白地帯、公共交通不便地帯など、住民の現状を把握している条例です。このような公共交通基本条例の取組を実践されている自治体もありますが、菊陽町においてはこのような施策の計画はあるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

条例につきましては、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができるので地方自治法の中に定められているところです。今、議員がおっしゃった公共交通基本条例に関しましては、今おっしゃったような町民の責務、それから町の責務、公共事業者の責務等、条例に盛り込むことが想定されます内容のほとんどが交通政策基本法に規定されているため、現在のところは条例の制定は必要ないと考えているところです。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） なぜ条例が必要ですかと問われそうですが、熊本市のようにはっきりと明文化することは大事ではないでしょうか。子育てに優しい菊陽町と、今、若い世代の人口がどんどん増えています。しかし、この町をここまで引っ張ってくださった方々のことも忘れてはいけません。ここにいる私たちも、10年後、20年後には高齢者の域に入ります。ぜひ、皆さんがこの町に住んでよかった、子どもたちにも高齢者にも優しい町になることを願っております。

次に、6番目の質問にさせていただきます。

平成28年3月の一般質問の際に、介護保険課長より、運転免許を返納した方についても高齢者の福祉的観点からの対応を検討してまいりますとの答弁でしたが、そのことについて対応はどうなっているかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） それでは、御質問にお答えします。

昨年3月議会の佐々木議員の質問に対し、運転免許証を返納した方についても高齢者福祉的な観点から対応を検討してまいりますとの旨のお答えをしております。本町における高齢者福祉サービスを含めた交通弱者対策は、昨年3月の答弁の際にも説明しております外出支援サービス、移動支援事業、熊本都市圏福祉有償運送、そのほかに社会福祉協議会が行っているキャロットサービスの中に、自宅にいながらタブレットの画面を操作し、インターネットで商品を注文し、配達してもらい買い物支援サービスがあります。また、キャロッピー号につきまして

は、熊本地震による仮設住宅にお住まいの高齢者に対する福祉的観点から、光の森の仮設住宅前にバス停を新設するなどの対応も行っております。

前回、3月の質問のときには、高齢者を含めた障がい者、それから買い物難民と言われる交通弱者に対して、路線バスの運行、キャロッピー号の運行とあわせて総合的に考えなければならないとも回答申し上げており、先ほど総合政策課長がお答えしましたように、公共交通機関の運行実態や交通事業者の動向など総合的に検証し、どのような手法が効果的か検討するところでしたが、検討する直前に地震が来まして、そういう状況じゃなくなりました。今年度、改めて検討してまいります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） その検討をぜひ期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番の認知症対策について質問いたします。

我が国の認知症高齢者の数は、平成24年で462万人と推計されており、平成37年度には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が達することが見込まれています。今や、認知症は誰もがかわる可能性のある身近な病気です。菊陽町でも高齢化は進み、認知症対策にも正しい理解が求められると思います。まず、認知症の介護認定がどのような方法で行われているかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 御質問にお答えします。

まず、一般的な要介護認定の手續について説明します。

町では、申請者の家族等から要介護認定の申請を受け付けると、申請者の心身の状態について主治医に対し意見書の作成を依頼し、町の認定調査員は申請者を訪問し、聞き取り調査をします。それから、町の認定調査員による調査票と主治医意見書により、介護保険課で国の基準による1次判定を行います。そして、保健・医療・福祉の専門家による菊池広域連合の介護認定審査会で、1次判定や主治医の意見書などをもとに認定審査を行い、要介護1から5、要支援1、2、非該当のどれに当たるかを決定し、最終的に町が認定を行います。

なお、認知症の症状による介護度の判断は、認知症高齢者の日常生活において見られる症状や行動により、審査会において決定されることとなります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 先日、認知症を見守る方々が集まるカフェに行きました。その中には、家族の方、同じ状況の方と話ができてとても楽しく、それから毎週来られているそうです。その中には、御自分もたくさんの病気を持っていながらも、認知症の奥さんを一生懸命面倒見ておられると話しておられました。

もちろん、その中にも、今から2番目の質問になりますが、認知症サポーター養成講座を受

けてらっしゃる方がいらしゃったので、出ていったんですけども、厚生労働省が進める認知症サポーターに期待することの文章に、1番、認知症に対して正しく理解して偏見を持たない。2番、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。3番、近隣の認知症の人や家族に対して自分なりにできる簡単なことから実践する。地域でできることを探し、相互関係、協力、連携、ネットワークをつくる。5番、まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍する。

菊陽町では、平成18年度から認知症サポーター講習が始まっています。熊本県は全国でも上位の2万4,000人、菊陽町では6,500人のサポーターが誕生しています。中学生にも広めているこのサポーターですが、これから展開があるのか、それから地域の見守りにどう生かしていくのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） それでは、御質問にお答えします。

今、佐々木議員が説明された内容とダブるところがありますが、認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、地域で認知症の方やその家族を支える応援者となることを目的としております。町では、認知症サポーター養成講座を平成18年度から開催し、受講人数は平成29年3月31日現在で延べ6,543名となっています。

認知症サポーターで認知症の家族がいらっしゃる方は、その家族の行動について理解することができるようになり、地域の中では、認知症と思われる方に対して適切に接することができるようになるということで、地域の中での見守りにも生かされているのではと考えております。また、認知症の方やその家族との情報交換や地域の方との交流ができる認知症カフェ等で開催されるイベントのお手伝いをしながら、地域での見守りもしておられます。また、町では、さらなるサポーターの増員に取り組むことにより、地域の見守りを強化しようとしているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） サポーターの講習を受けた方からもお話を聞きました。サポーター講習を受けた後、何かしなければと思ったが、町からは何もなかったもので、地域の中で老人会や高齢者の行事にサポーター3人で手伝っています。それから、地域の活動をお手伝いする上で、認知症のことを知りたくて講習を受けました。せっかく勉強したので、これから地域の活動に生かしますというお話でした。

まず、サポーターの講習については登録をされないということでしたので、何かしら生かされるとよいと思いました。積極的に取り組んでくださる方々ですので、町のため、地域のための人材としてお願いできないかと思っております。

それでは、3番目、認知症による行方不明者で町内放送をしたケースはどれだけあるのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 御質問にお答えします。

本町では、警察からの依頼で不明者の情報提供を防災無線でお願いしたケースは、平成27年度と28年度に1件ずつ発生しています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 認知症の不明者については、別の面での不明者については、やっぱり家族、それから地域、それからお世話する方々の対応だと思います。それは分かっていますが、町としての不明者の取組について何かありましたら説明をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 次の質問とダブりますが、どうでしょうか。行方不明者が出てすぐに保護できるように取り組んでいるのかということ。

（5番佐々木理美子君「その前にあれだったですね。言っちゃったんで、それをお願いします」の声あり）

次の質問とも絡むんですが、本町では、高齢者等が所在不明になり、家族から警察へ捜索依頼が出され、警察から町に要請があった場合は、区長、消防団、その他地域住民等に協力を依頼し、捜索を行うネットワーク化がされております。また、状況に応じては、警察を介して近隣市町の防災無線を利用させてもらうケースもあります。

以上が町の取組となります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 5番の質問に移らせていただきます。

新しい改正道路交通法では、75歳以上の高齢者が、運転免許証の更新の際などに受ける記憶力、判断力、空間認知能力などを含んだ臨時認知機能検査の結果、その低下のおそれがある場合は、医師による判断が義務づけられています。これはまだまだ新しい施行でありますので、認知症で免許取り消しになる人に対してはまだこれからの課題ではあるかと思いますが、これから認知症が増える中でこの件数は増えていくと思います。この対策にも町はしっかりとした対策をとらなければいけないと思いますが、どのように考えてるかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 御質問にお答えします。

免許センターの方に確認はとりましたが、3月に法改正になって、今のところは取り消しになられた方はいらっしゃいません。ということ为前提に、認知症が理由で免許取り消しとなられた高齢者で、本人の要望で免許センターから情報提供があった方に対しては、町包括支援センターに配置しております認知症地域支援推進員が相談に乗り、認知症のデイサービスなど適切なサービスにつなげる支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） ここで提案でございますが、昨日の坂本議員の一般質問の中にもありましたが、こういう方、それから高齢者で免許返納しなければいけない方々に対してのタクシー割引券などの発行を考えていただくことを町に望んで、私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩します。

午後は1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時42分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 皆様こんにちは。

議員番号3番、公明党の西本友春です。お忙しい中、傍聴に来ていただいている方、本当にありがとうございます。

高齢者による交通事故を防止するため、認知症などに対する対策が強化され、本年3月12日に施行された道路交通法改正や、被災した住宅の再建に伴う固定資産税の新たな減免など、さまざまな政策が施行されたり、今後予定されております。今回の一般質問は、その政策に対する考え方や準備について主に質問するものであります。

質問は、質問席でさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） まず最初に、地震からの復興についてなんですが、昨日の一般質問等の中で、またアンケート調査についてはいただいておりますので、1番の項目については割愛をさせていただきたいというふうに思っております。

3月の一般質問におきまして、仮設住宅及びみなし仮設住宅の入居者に対し、2年間という入居制限の中においては期間が短いために住宅の再建が急務な課題と考え、早期のアンケート調査をするように提案をさせていただきました。アンケート結果によりますと、配付数148枚、回収数85枚、有効回答80、その中で生活再建可能世帯が43と、54%の人が何らかの形で生活再建の目途が立っていますが、16世帯の人が住まいの再建支援世帯となっております。昨日の一般質問の回答で、再建者支援について、生活再建窓口と今後ヒアリングを行うとの回答がありましたが、生活再建の窓口にご相談された件数と今後のヒアリングの予定はいつごろまでか、分かれば教えていただければ。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（矢野信哉君） こんにちは。



それでは、質問にお答えさせていただきます。

相談件数の具体的な数字は、今のところこの場では分かりませんので、その次の質問でありましたヒアリングの実施時期についてお答えいたします。

町は、地域支え合いセンターを通しまして、既に対象世帯に関して、今後の住まいに関する希望についての調査を1度聞き取りによって行っております。その調査結果を踏まえまして、できるだけ早い時期に被災者の皆さんの状況を再調査したいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほども言いましたように、2年間という期限がありますので、できるだけ早いヒアリングを実施していただきたいというふうに望むところです。

住宅再建の支援として、資金援助と貸し付けに関する限度額と融資金利がありますが、それ以外に町独自の取組とかはありますか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（矢野信哉君） 質問にお答えします。

現在、行っております町独自の支援制度としましては、菊陽町災害見舞金と一部損壊世帯に対する義援金、この2つになります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） アンケート結果では、資金の目途が立たない10件、融資が受けられない2件となっています。そこで、通告してませんが、町に提案したいと思いますが、例えばその土地の評価額の8割を町が融資をするという考えについてどういうふうに考えてるか、お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（矢野信哉君） そういった支援に関しましては今後の検討課題と考えておりますので、議員さんの御意見を参考に今後検討してまいりたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 同じ質問になりますが、町長に再度質問をさせていただきます。

昨年、宮城県の震災地を研修させていただきました東松島市は、新たな土地で家を建てる住民、いわゆる集団移転ですね、高台に、に対し市の土地を無料で30年間貸し、建てる人の負担を軽減することで建てやすくすると同時に、市からの多くの流出者を防ぎました。固定資産は来なくても家屋税が来る、それだけで十分と、誰もがなかなか想像しない判断を市長自ら行い、強いリーダーシップを発揮されたと聞きました。評価額の8割だったら、支払いができずに町の所有となっても町としての損失にはつながらないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 住宅の住まいの件ですけれども、今、支え合いセンターあたりでいろいろ聞いておりますけれども、実際、なかなか本人の方々がまだ判断がつかないという方が非常にいらっしゃるといふふうに聞いております。それで、個別にきちんと聞いて、町が考えておりますのは町営住宅の、政策的にあきが出た場合はその人たちにそんなようなところもやっておりますけれども、いろいろこれまでの、東日本大震災のときにも災害住宅あたりをつくっても、実際入居する段になるとそこに入られなくてあいてるような状態もあるというふうに聞きますし、災害後に神戸の方からも社会福祉協議会の方に聞いて、そこも相当つくったけどもあいとるといふようなところがあるということでもあります。そういうことで、個別にきちんと聞いて、どのような対策がその家庭に一番合った、そしてそこで最終的な判断をもらった後で対応していく、そういうことが大事じゃないかと思うところであります。

蒲島知事がみんなの家に来られたときも、銀行あたりから融資を受けて、そして自分たちが住まなく、いわゆる後を見る人がいない場合は、それを亡くなった場合は銀行の方に引き取ってもらうというふうな条件で融資を受けるとか、そういうふうな方法も言っておられましたけれども、なかなかそれが我が町の中の合うかどうか分からないところもあるところであります。

1つ思いますのは、今、非常に公費解体等が進んでおりますけれども、農家集落あたりは1軒の家が300坪ぐらいあるようなところも出てますけれども、そういうところは本当に、後継者がいないようなことであれば、不動産とかそういうところのあるかと思っておりますけれども、自分たちが住む適度な広さと、残りについては分譲して売るとか、そういう方法もできんかなど。いろいろ考えてはおりますけれども、西本議員が言われたことについても、果たしてそういうのがなじむかどうかというのは、これから先のいろんな方策を考える中でどういう対策がとれるかということは、実際仮設住宅あるいはみなし仮設に入っておられる方、そういう方のどういう方法で一番いきたいかということをきちんと聞き取った上で、用意したものが結局は使わなくなったというふうなことは、町の金も投資していくということになりますと問題も深いところがありますので、十分精査しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほど、町営住宅の分では小野課長の方に確認したら、10戸以上今あいて、前回の質問でもそうですけれども、被災者の方に優先してということでおっしゃってました。アンケート結果、まだ今半分ぐらいの方がという悩みもありますので、そういうところにしっかりまた検討していただければというふうに思っております。

今回のアンケートでは、日常生活の支援が必要な世帯が24世帯と、3割の方がいらっしゃいます。先日、ケアマネさんとお会いすることがあり、仮設等に入居されてるところに訪問していると伺いました。日常生活の支援が必要な世帯にどのような支援を行っているのか、またどのように考えているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（矢野信哉君） 質問にお答えします。

本町が実施している日常生活支援としましては、悩み事の相談、相談内容に応じた関係機関へのつなぎ、日常の見守り、買い物の支援、介護サービス及び障がい福祉サービス等になります。今、アンケートの結果で出ました日常生活の支援が必要とされる24世帯に関しましては、24世帯のうち17世帯に関しましては既に介護のサービス等を受けられています。残り7世帯に関しましては、既に家を建てられて退去された方及び、介護のサービス等受けられるんですが、そのサービスを今受けられてない方になります。そのほかアンケートの未回収の世帯に関しましては、地域支え合いセンターの職員が訪問するなり電話等で問い合わせをして、相談があれば、困り事等お尋ねをしまして、その相談内容に沿った支援を行っているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今、介護サービスを受けてる方、受けてない方という形でしっかり見守りをしているということでございますので、そのところも継続してしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

続きまして、空き家対策について質問をさせていただきます。

これも3月の一般質問の継続となりますが、空き家等の利活用及び除去に対するガイドライン及び基準を新たにつくり、それから空き家対策計画の策定を行わなければならない考えの回答をいただいていたのですが、空き家等対策協議会の設置はどこまで進んでいるかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

平成27年5月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。御質問の空き家等対策協議会については、この法律に、市町村は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができると規定されています。これを踏まえて、法の施行直後の議会となる平成27年6月定例会の行政報告で、町内における空き家等の実態を把握した後に、空き家等に関する施策を計画的に進めていきたいと報告したところです。また、今議員がおっしゃったとおり、今年の3月定例会において、西本議員の一般質問に対しまして、空家等対策法に基づき、空き家等対策協議会を設置して空家等対策計画を作成すると答弁したところです。

そこで、平成27年度中に空き家実態調査を実施し、その結果を分析し、平成28年度に空き家等対策協議会を設置することとしていたところ、熊本地震が発生し、その後の地震災害からの復旧業務の増大に伴い、現在まで設置に至っていない状況です。

このようなことから、今年度改めて調査の回答結果を分析するとともに、空き家の地震による影響も加味しながら協議会の設置を検討することとしています。また、設置する際は、管理者が不明な空き家を適正に処分すること、空き家を解消するために売買や賃貸するなどして流動化させること、さらに地域振興のために有効活用することなどを想定し、法務、不動産、建

築、福祉、文化等に関する学識経験者や地域の代表者で組織することとしています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 全般的な部分でいきます。そうしますと、今後の予定として、協議会の設置についてはいつまでを考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 協議会につきましては、今の答弁で、今年度改めて調査の回答結果を分析するとともに、空き家の地震による影響も加味しながら協議会の設置を検討することとすると回答したところです。設置の時期につきましては、空き家対策の実施に影響が出ないように、結果の分析とあわせて検討していくこととしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） なかなか時期等の回答はいただけませんが、2015年度の国土交通省の調査によれば、民間賃貸住宅の家主の70.2%が高齢者の入居に拒否感があると回答。入居者制限の理由としては、家賃の支払いに対する不安が61.5%と最も多かった。一方、人口減少などにより全国の空き家は820万戸、そのうち賃貸住宅は429万。国土交通省はこの点に着目し、公明党が強く推進していた改正住宅セーフティーネット法が4月19日、参議院本会議で成立しました。この法律は、高齢者、障がい者、子育て世帯、低所得者など、賃貸住宅市場で住宅の確保に困難を抱えている人たちを住宅確保要配慮者と位置づけ、都道府県ごとに空き家の登録制度を新設して、オーナーが登録に応じた空き家を活用することで住宅確保要配慮者の入居を促進しようとするものです。全国各地で増え続ける空き家問題と、深刻化する高齢者などへの入居差別の問題を一石二鳥で解決しようとする施策であり、町としては改正住宅セーフティーネット法に対しどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティーネット法の一部を改正する法律が本年4月26日に公布されました。施行日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日とされています。改正の目的は、例えば高齢者世帯や低額所得世帯など住宅を確保することが難しい世帯が、アパートやマンション、空き家などを借りやすくするために、多様な支援制度を講ずるためのものです。

主な支援の内容としましては、借り手が住宅を借りやすくするために最大月4万円の家賃補助を行ったり、契約の際に貸し手に家賃債務保証料として最大6万円を補助したりすることや、空き家を貸しやすくするために、バリアフリーや耐震化に係る工事費の3分の2を国や地方公共団体が補助することとしたものです。また、地方公共団体は、空き家に円滑な入居を促すために、不動産業を営む団体や居住を支援する法人と一体となって居住支援協議会を設置し

て、高齢者世帯や低額所得世帯などへの住宅情報の提供や入居の相談に応じるなど、入居に必要な支援を行うこととされたところです。

今回の法改正の背景として、高齢者世帯や低額所得世帯などであることを理由に民間賃貸住宅への入居を断られるケースが少なくなかったことから、借り手はもとより貸し手も安心して空き家を貸し出すことができる制度とする一方、空き家が多く存在し、今後も増加すると見込まれていることから、こうした空き家の有効活用が課題となっているためです。

このようなことから、空き家を解消するために今回の住宅セーフティーネット法が改正されたものであるため、本町も新たな制度の活用を支援していきたいと考えているところですが、いまだ支援の内容が国から明確に示されていないため、法が施行されるまでの間、これからの情報をしっかり収集していきたいと考えております。あわせて、現在、応急仮設住宅やみなし仮設住宅にお住まいの方々の入居期限後の転居先として、本支援制度が有効に活用できるかを検討してまいります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 円滑な入居を促すためにも、地方自治体、特に町の働きが重要になってくると思いますが、NPO法人や不動産関係団体を含めた、先ほど課長が言われました居住者支援協議会が必要と思われます。昨年11月時点で47都道府県と17市町村が設置されていますが、菊陽町としての取組はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

改正セーフティーネット法では、地方公共団体は協議会を設置することができるものと新たに規定されたものですが、制度の内容がいまだ明確でないために、今後、町ができる支援等を研究し、必要と判断される時期に設置をしていきたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 必要となった時点でということで、この空き家対策、今年の秋からですんで、その制度に乗り遅れのないように、しっかり住宅支援協議会の方の設置もよろしくお伺いいたします。

国土交通省は、2020年末までに全国で17万5,000戸の登録住宅を確保したいとしています。しかし、若年層にも増えている低所得者の入居を促すためには、空き家の登録制度をつくるだけでは不十分で、貸し出される際の家賃を下げる施策が必要になります。新聞では、先ほど言われましたけど、家賃補助、月最大4万円、家賃債務保証料、月最大6万円、バリアフリーや耐震化などの改修補助、最大200万円と記載されていますが、この部分は法律の条文には盛り込まれず、予算措置にとどまっていますが、今秋に施行予定の改正法に対して町は準備できてるのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

改正住宅セーフティーネット法は、本年4月に公布されたものの、施行日は公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日とされていますが、借り手や貸し手に対する金銭的な支援の額や支援の内容、また支援への市町村のかかわりなど、いまだ国から明確に示されていない状況です。そのため、支援制度の実施主体となる熊本県と協議しながら情報を収集していくこととしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 条文に明記がされない事業では、施行が迫らなければ国と地方の分担比率が分からず、予算措置は難しいところがありますが、その時々々の財政状況によって縮小されたり停止されたりする可能性が高いと思われまますので、制度が運用されているときに、それをいち早く利用して空き家対策と低所得者の住居確保につながると考えておりますが、町としては取り組むことに関してどのように考えておりますか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

支援制度の内容がいまだ不明確であるため、制度に乗り遅れないように、日ごろから情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） できるだけ早く施行されたときには取り組んで、予算もどれだけあるか分かりませんが、いち早くそれには取り組んでいただきたいというふうに思います。

4月7日には衆議院国土交通委員会における審議に参考人として意見陳述と質疑をされた立教大学大学院特任准教授の稲葉剛さんのブログでは、この法案の附帯決議7項目めに、災害が発生した日から起算して3年を経過した被災者についても、必要が認められるときには住宅確保要配慮者として支援措置を講ずるとされています。調べましたが、全然ほか、文献が見当たらないんですけども、熊本地震で被害に遭われた仮設住宅、みなし仮設住宅で住宅再建の支援が必要な方への支援措置としてもぜひ取り組んでいただきたいと。先ほど、課長はそのことも少し言われたんですけど、再度、どのように考えてるかお考えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 附帯決議に関しましては、私も議事録等を確認していないため承知しておりません。ただ、被災者につきましても本制度を活用、支援ができるということですね、制度になりましたら、当然ながら積極的に活用して取り組んでいくことといたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） どうしても被災者を中心的にいろんな措置を講じていただきたいというふうに思います。

それでは、就学援助について質問をさせていただきます。

熊本地震で応急仮設住宅を設置した県内16市町村で、地震が原因で経済状況が厳しくなり、就学援助の対象となった小・中学生が2016年度1,655人に上ったと熊日新聞に掲載されていました。熊本地震における就学援助の児童・生徒数と、今後の推移をどのように考えてるのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） お答えします。

熊本地震における就学援助は、熊本地震により、児童・生徒が居住している住宅について半壊以上の被害を受けた世帯が対象です。平成28年度の申請者は、小学生が29人、中学生が9人の合計38人でした。平成29年度は、当初予算に小学生49人、中学生22人の合計71人を見込んでおります。申請者数につきましては、昨年度と同数を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 文部科学省の平成26年度就学援助実施状況調査の結果によると、就学援助率は平成24年度まで上昇していましたが、25年度、26年度と減少し、2年間でマイナス0.25%の減少だが、全国で約150万人で、生徒の全体の15.39%を占めています。その中で、準要保護の児童・生徒数は約135万人で、要保護生徒数の約10倍となっています。菊陽町における要保護児童・生徒と準要保護児童・生徒数の推移と、今後の推移をどのように考えてるのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） お答えします。

まず、要保護児童・生徒数と推移ですが、平成19年度が5名で、児童・生徒数に対する割合は0.15%です。平成24年度は19名で、0.49%です。平成28年度が26名で0.61%と、約10年で0.46ポイント増えております。年々増えている状況です。

次に、準要保護児童・生徒数と推移ですが、平成19年度が291名で8.66%、平成24年度が340名で8.68%、それから平成28年度は421名で9.83%と、約10年で1.17ポイント増えております。準要保護児童・生徒数も要保護児童・生徒数と同じく、年々増えている状況です。

また、児童・生徒数も約10年で27.4%増えている状況でありまして、児童・生徒数の増に伴い、要保護及び準要保護児童・生徒数も増加している状況であります。今後の推移としましては、今後も児童・生徒数の増が予想されますので、要保護及び準要保護児童・生徒数も増えるものと推測されます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 年々増えていってるということと、比率的には全国で15%、菊陽の場合は両方合わせて10%ちょっとということになって、新しい家を建てたりとかしてる方が結構いら

っしゃるということで、比率的には意外と低いのかな、初めて数字をお伺いしましたんで、できるだけそういう部分では、生徒さんが増えない方が本当はいいんですけども、増えるときの対処もしっかりとお願いしたいと思います。

準要保護児童の認定は各市町村での認定となっていますが、菊陽町における認定基準となる大体の目安はどのようになっているのかお伺いたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 認定基準につきましては、菊陽町就学援助支給規則に定められておまして、世帯全員の所得合計額が生活保護法に規定する基準額の1.0倍以下であること、それから生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた方、また地方税法に基づく税の減免を受けた方等々、基準がありますが、認定基準となる大体の目安はどのようになっているかとの質問ですけども、現在、所得基準の目安の設定はいたしておりません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ここに参考ですけども、大津町のホームページ、これは宇城市の受付時の資料として、世帯の収入参考という形でそれぞれ記載がされております。これはあれなんですけども、一回つくってみればある程度出ると思うんで、申請する側もそういう目安があれば非常に分かりやすい。住民サービスとしても作成は可能と思いますが、作成していただいて掲載をしていただきたいと思うんですが、このことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 所得基準をより分かりやすくするためにホームページ等に大体の目安を掲載するという事は、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思っております。

文部科学省は、要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日付で改正するとともに、その支給対象者に、これまでの児童・生徒から新たに就学予定者を加えました。また、文科省からは、この改正に合わせて、平成30年度からのその予算措置を行うとの通知がなされたところであります。しかしながら、この措置はあくまで要保護児童・生徒に限ったものであり、今回、準要保護児童・生徒はその対象にはなっておりません。文部科学省の要保護児童生徒援助費補助金要綱改正に伴い、準要保護児童・生徒に対する町の支給規則をどのように考えているのかお伺いたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） お答えします。

菊陽町就学援助規則は、学校教育法第19条及び学校保健安全法第24条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童または生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援



助することにより義務教育の円滑な実施に資するため、菊陽町が行う援助について必要な事項を定めるものです。就学援助費のうち新入学児童・生徒学用品費等の支給額につきましては、小学生2万470円を4万600円と2万130円の増額、それから中学生が2万3,550円を4万7,400円と2万3,850円の増額する規則の改正をいたしております。

その支給時期につきましては、支給対象者や申請書の提出日、また所得額が算定できる資料等、それから支給方法などについて規則の改正が必要になりますので、現在、周知の方法や所得確認の方法、また支給後に転出された場合の処理等に問題がありますので、入学前支給に関する規則の改正について現在検討中でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今回の改正では、時期だけでなく、ランドセルの購入費、先ほど説明ありましたが、小学校、中学校と約倍に増えるような形になっております。新たな就学予定者を加えてるんですが、これに対する予算措置も必要となりますが、要保護児童及び準要保護児童の就学予定者の把握はいつの時点で行うのか、考えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） お答えします。

就学予定者の把握の時期ですけれども、これも含めまして今現在検討を行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 準要保護児童・生徒に対する新入学児童・生徒学用品の対応については、今後、文科省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について本町においても判断していくこととなりますが、私は今回の国における改正の趣旨及び本町における準要保護児童・生徒の現状を鑑みた場合、平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要と考えます。具体的には、就学援助における、特に準要保護児童・生徒を対象とする新入学児童・生徒学用品の入学前からの支給に対するための予算措置、システム変更、支給規則等改正について、今から確実に準備を進めていくことが必要と考えますが、再度、考えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） お答えします。

準要保護生徒に対する新入学児童・生徒学用品費の単価につきましては、先ほども申しましたが、5月末に菊陽町就学援助規則の改正を行いまして単価の増額を行っております。それから、新入学児童・生徒学用品費の入学前支給につきましては、現在、いろいろな課題の整理を行っているところです。また、入学前支給をいつから始めるかにつきましても現在検討をしているところです。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ここに、昨日の質問でも熊本では2つ、熊本市と天草市、全国ではもうやってるところかなりあるんですけども、支給の要綱、こういうのがありまして、それを見ると、天草市は2月10日で認定基準をすると。それで、基準となる所得のところなんですけど、これも前々年度の所得を対象に生徒の確定を行っている。先ほど言われました支給された方がいなくなった場合、そこもしっかり明確にうたって、返納をきちんとここには書いてありますので、そういう対策をしていただいて確実に、再度、入学前、これは要保護児童・生徒と準要保護生徒の間に格差が生じることがあってはならないことだと考えております。この支給が遅れることによる格差について、町はどのように考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 入学前支給をいつから始めるのか、その検討の中に格差の検討も行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 住みやすい町としては、人を差別するようなことのないようにしっかり検討していただいて、4月前の準備に間に合うように取り組んでいただきたいと切に要望いたします。

準要保護の認定基準は各自治体によって違うので、今回の改正により単価が従来の約倍となり、今年度の児童数から計算しますと883万6,120円の新たな財源確保が必要となります。現在の準要保護認定基準について、財源が厳しくなるということで認定基準が厳しくなったりしないか、このことについて町はどのように考えてるか、回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） 今、800万円と言われましたけども、昨日……

（3番西本友春君「これ昨日の、現在の生徒数を言われたやつで試算すると……」の声あり）

入学準備金だけの……

（3番西本友春君「入学準備金じゃない、全体」の声あり）

値上がりしたのは、あ、全体の額。

（3番西本友春君「そうそう」の声あり）

当初予算でいきますと、値上がりした分だけが補正で組むという形になりますので、190万円ぐらいの増額になるかと思いましたがですね。

それから、認定基準の変更についてはということですけども、認定基準につきましては先ほど説明をいたしましたけども、認定基準の変更につきましては現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 財源が必要になるということで、地方で決めることですので、厳しくなることはないようにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時48分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成29年6月12日（月）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成29年6月13日（火）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成29年6月15日（木）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成29年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成29年6月15日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 議員派遣について

日程第3 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第21号 財産の処分について

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 大久保 輝 君 | 2番 | 阪本 俊浩 君 |
| 3番 | 西本 友春 君 | 4番 | 那須 眞理子 君 |
| 5番 | 佐々木 理美子 君 | 6番 | 中岡 敏博 君 |
| 7番 | 吉本 孝寿 君 | 8番 | 吉山 哲也 君 |
| 9番 | 北山 正樹 君 | 10番 | 坂本 秀則 君 |
| 11番 | 石原 武義 君 | 12番 | 岩下 和高 君 |
| 13番 | 大塚 昇 君 | 14番 | 川俣 鐵也 君 |
| 15番 | 上田 茂政 君 | 16番 | 小林 久美子 君 |
| 17番 | 甲斐 榮治 君 | 18番 | 渡邊 裕之 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木 定伸 君
書 記 山川 眞喜子 君
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------|---------|-----------|---------|
| 町 長 | 後藤 三雄 君 | 副 町 長 | 井手 義隆 君 |
| 教 育 長 | 上川 幸俊 君 | 教 育 次 長 | 徳淵 盛也 君 |
| 総 務 部 長 | 吉川 義則 君 | 福祉生活部長 | 阪本 浩徳 君 |
| 経 済 部 長 | 今村 敬士 君 | 土 木 部 長 | 大山 陽祐 君 |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 市原 憲吾 君 | 総 務 課 長 | 板楠 健次 君 |
| 総合政策課長 | 中島 秀樹 君 | 財 政 課 長 | 西本 一浩 君 |
| 総務部審議員兼 税 務 課 長 | 酒井 章彦 君 | 人権教育・啓発課長 | 古賀 直之 君 |

福祉課長 矢野信哉君
 福祉生活部審議員兼
 健康・保険課長 阪本章三君
 福祉生活部審議員兼
 町民課長 服部誠也君
 商工振興課長 川上一弘君
 都市計画課長 井芹渡君
 環境生活課長 丸山直樹君
 教育審議員兼
 学務課長 士野公典君
 図書館長 川端慎一君

子育て支援課長 東桂一郎君
 介護保険課長 宮川照之君
 農政課長 山川和徳君
 土木部審議員兼
 建設課長 小野秀幸君
 下水道課長 矢野和幸君
 総務課総務法制係長 小泉秀和君
 生涯学習課長兼
 中央公民館長 梅原浩司君
 農業委員会事務局長 渡辺博和君


~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、委員長報告を行います。

文教厚生常任委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長北山正樹君。

○文教厚生常任委員長（北山正樹君） 皆さんおはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会の報告を行います。

今定例会において文教厚生常任委員会に付託されました請願第1号熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書について、紹介議員から趣旨説明を受け、審議を行いました経過と結果を報告をいたします。

お手元に要点が集約された議事録が配付されておりますので、後でゆっくりと御一読をお願いいたします。

その中で、当委員会に出された意見で代表的なものを結果の報告の前に紹介をいたします。

まず、賛成意見。家を再建したくとも新たな住宅ローンが組めず、困窮している人は存在する。救済策があってもいい。反対意見として、1、提出者は、当請願が受理、成立すれば、それによって利益を受ける可能性がある団体であり、好ましくない。2、熊本地震云々とあり、他の被害は含まず、熊本地震のみ救済を求める内容には賛成できない。3つ目の理由は、理由の中に、国に提出する内容と本町に措置を求める内容がある。財政上の裏づけもなく、対処は困難であるなどございました。

以上の後、採決を行いました結果、採決に賛成とする者1人、反対とする者4人で不採択と決定しましたので、報告をいたします。

なお、質疑にいたしましては自席から答弁をいたします。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから請願第1号熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 請願第1号の熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書は、私が紹介議員になって提出をしたものですが、委員会では不採択ということで、非常に残念です。委員長報告では不採択でしたので、それに対する反対討論を行います。

皆さんも御存じのように、菊陽町の被害の実態については後藤町長から初日に行政報告が行われました。今回の熊本地震により、近隣の市町村でも多くの尊い人命が失われたんですけれども、菊陽町においては人的被害として死者6名、うち災害関連死6名、重軽傷者29名、住家の被害が全壊17棟、半壊及び大規模半壊が663棟、一部損壊が5,104棟となっています。

私もこの間、一部損壊への補助など議会でも取り上げてきましたが、今回の請願の大きな趣旨は、熊本県の建築労働組合の菊鹿支部というところから出されていて、建築関係の方がいろんな被災者の方と接する中、またアンケートなどもとられる中で、今後の生活の、自宅の再建の目途が立たないという中で、非常に実情を踏まえて何とかしてほしいという内容で出されています。

また、町が行っている今後の住まい等の御予定に関する調査票の、まだこれは全部終わってわけではないかもしれませんが、現在の結果を見ても、今後自宅を再建したいが59件と、今の調査の中では一番多くなっています。しかし、その中で資金の目途が立たないというのが10件と、これも一番多い状況です。被害を受けて、高齢であったり、またローンが組めなかったり、いろいろな条件があるのではないかと思います。そして、まだ決めていない、今後どうするかということで決めていない方の中で、やはりこれも資金の目途が立たないというのが10件と、一番多いという状況でした。

先ほど、反対の理由の中では、建築関係ということで利害関係があるのではないかとということですが、これは建築関係の組合の方が出されていますけど、こういう組合の方ももちろん被災を受けてる方であり、そういう中で一番被災者の実情が分かっておられるというふうに私は思っています。

それから、熊本地震のみでいいかということもありましたけれども、これは熊本地震の被害者の住宅再建に関して出されてる要望なので、ほかのところまでではなくて、自分たちの今の実情を国に上げてほしいということを出されていると思います。

それから、財政上の裏づけなどは、今まで請願の中で、こういう財政でやってくださいとかというのは、私はそういうところまで請願の中でしたことはないのではないかとこのように思います。私は、この請願の趣旨の方と相談してわけではないんですけど、個人的には、立野ダムなどに1,000億円使うのであれば、こういうところをまず個人の被災者にしてほしいと、これは私の意見ですが、そういうふうに財政的な面等ではまだまだあるのではないかとこのように思っています。

今回の請願の趣旨なんですけれども、やはり住まいを失った人たちにとって一日も早い住宅再建が求められる、家屋への支援金限度額は300万円なんですけど、その増額を国に求めている

だきたいということです。先ほどのアンケートの結果からも分かるように、この金額では住宅再建に踏み切れない状況だからです。また、一部損壊への公的支援制度も直ちにつくる必要があるというふうに思っています。

苓北町議会では、全議員が紹介議員になって賛成をされたというふうに聞いています。やはり、私たち議員は町民の方の地震からの災害の状況にしっかりと心寄せ合って、こういう要望にも応えていきたいというふうに思っていますので、町民の要望をぜひ酌み取っていただき、また町民の方は100名以上の方の署名も、150名だったと思いますけれども、署名も一緒に届いておりますので、ぜひ町民の要望を酌み取っていただき、議員の皆さんの賛同をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほど、小林議員は委員会の採決に対する反対ということをおっしゃってましたが、私は、この請願書に対する賛否になるんで……。

○議長（渡邊裕之君） 委員会の決定の賛成の賛成ということですね。

○3番（西本友春君） はい。という観点から討論をいたします。

今回は請願となっております、慎重に私自身検討しました。2つの問題点があると私は考えております。

この意見書には全体的に予算の裏づけはありません。それから、何を幾らとの具体性もありません。一部損壊への支援金支給となると、平成29年3月31日現在、熊本県下で14万6,827家屋となっており、例えば1世帯30万円の支給で算出しますと約440億円もの費用が必要となります。地震直後ならともかく、さまざまな支援が行われている現在、なお支援金の増加や支援の拡充を求めるのは無責任なのではないでしょうか。現在、熊本県の復興基金としては、特別交付税510億円、宝くじ交付金13.2億円です。この規模の基金は1つの県では過去に例のない金額であり、地域の実情に応じて具体的な対策が実行中で、崖崩れや液状化などの住宅被害の大きな地域から対応が進んでいる状況です。それにつけ加え、義援金500億円が各市町村に配付されており、菊陽町においても一部損壊家屋の修理費として最大11万円の義援金が支給されることとなっています。

また、2点目として、法制度の見直しとなると、全てが支援の対象となる、一部損壊そのものの規定が見直しをされる懸念があります。認定基準が段階的に分けられたり厳しくなったり、災害からの復旧・復興をできるだけ早く実現するための認定作業にも大きな影響が出てくるとともに、今後大規模災害発生時に適用されるとなると、多くの支援金を支払う財源として税金が必要となり、結局は国民が負担を負う形となります。

〔 取消し

〕

以上の理由により、私は委員会の否決の意見に賛成をいたします。各議員の賛同をよろしく
お願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 私は、この案件が付託されました文教厚生常任委員会の委員の一員です
けれども、その中で、この意見書を出してほしいという方向に賛成の立場で臨んだ一人です。
結果としては不採択になりましたが、この場は本会議でありますので、一議員として意見を述
べさせていただきたいと。

委員会の中では委員の皆さん、非常にこの文章を精読されて、小さいところまで検討をされ
て、それはそれで非常に理解ができます。陳情書とか、それから請願書という場合に、それを
しっかり検討して対処するというのは基本的な態度であるというふうに思います。〔

取消し 〕

それは今後考えていただきたい。

私は、精査をするのも大事だと思いますけれども、私の判定は、この請願書に流れている大き
な精神、そこで判定をいたしました。

300万円が現在の支給額の上限でございます。多分、今仮設住宅等に入ってもらっしゃる方た
ちの年齢層も、若い人もいらっしゃるでしょうけども、かなり年齢層の方がいらっしゃる。と。
私と比較的近い年代層がいらっしゃるというふうに思います。その人たちは、私自身もそうで
したけれども、戦後の経済復興に必死になって働いてきた、そういう世代であります。それ
が、人生の終わりに近い段階になって自分の家が見るも無残に壊れてしまったと。建て替えよ
うにも、例えば60歳を過ぎればローンの組み立てもできない。そういう中で、助けてください
という声は、非常にこれは真に迫ったものだというふうに私は思っております。

今朝の熊日にも載ってございましたけども、仮設住宅から今出ることができて人は5.4%で
すね。大部分が、まだ先の見込みが立たずに仮設住宅に残っていらっしゃる。そういった人た
ちの声を大きく受けとめていいんじゃないかというふうに私は考えました。

で、ここの組合が出したということですが、この組合は私の知る限りでは大工さんた
ちの、言うならば零細企業の、そういう人たちの組合だと私は思っております。そういう人た
ちが被災者に寄り添って、自分の利益も多少あるかもしれませんが、被災者に寄り添って、自
分のしかも業務のことも考えて出されたというふうに解すればいいことで、余り深く考える必
要はないんじゃないかと。

それから、熊本地震被害者というふうにしてありますが、この文章を読みますと熊本地震だ
けに限定したのではなくて、精神としては大きな災害に出会ったときに助けてくださいとい
う意味だというふうに私は思いました。

ですから、このことについては、もう一回言いますが、精査することは大事ですけれども、

大きな精神といますか、そういったところを酌んで、国民に寄り添って議会としては賛成すべきじゃないか。国の財源のことまでは請願書を出された方たちは分からないと思います。そこまで、あれがこうなってこうなって財源はこうだというふうな、そういうのは今まで見たこともありませんし、そこも、とにかく厳しい状況ですので、補助の制度、その辺をもう一回追加で考えていただきたいという意味ですので、これは通すべきではないかというふうに私は思います。

ですから、結論としましては、委員会の不採択という意見ですけれども、それには反対という意味で討論いたしました。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

[

取消し

]

岩下和高君。

○12番（岩下和高君） 私も今回委員会のメンバーとして、委員会の決定に賛成の立場で討論させていただきます。

被災者の方々を救済するという請願というのは当然考えなければいけないと私も思っておりますが、この請願が被災者側の皆さんから出れば、また違う決定になったのかとは思いますが、今回は請願者が業界の団体の組合であると。そして、住宅再建の観点からいいますと、支援金の増額を求めるものであり、その結果として住宅再建者が再建しやすくなると。被災者が再建依頼をするのが住宅再建業者になり、利益の還元になると考えられます。このような理由から、私は委員会の採決に賛成をいたすところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号熊本地震被害者の住宅再建に関する請願書について、委員長の報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については議席に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

次に、お諮りをいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、常任委員会の閉会中の特定事件調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本会議に提案されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。

追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。

以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、6月6日から本日までの10日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議いただき、ありがとうございました。大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第21号は、財産の処分についてであります。

内容は、原水工業団地第3街区第4画地の2万3,423.85平方メートルについて、6日の行政報告で申しあげましたSUS株式会社との協議が調いましたので、財産処分を行うものであります。

以上、議案の要旨のみを申しあげましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第21号 財産の処分について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第1、議案第21号財産の処分についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（川上一弘君） 議案第21号財産の処分について説明いたします。

原水工業団地分譲用地の処分について、地方自治法第96条第1項第8号及び菊陽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

内容の説明をいたします。

アルミの切断、加工を行い、工場内の生産工程を自動化させるための部材の提供及び機械装置の架台の製作など、アルミの特性を生かした各種製品を製作されておりますSUS株式会社と土地売買の協議が調いましたので、提案するものでございます。

原水工業団地における事業計画としましては、半導体製造装置のフレームを製作され、平成30年5月の操業を予定されているところでございます。

議案の参考資料の次のページをお開きください。こちらが原水工業団地の全体計画平面図であります。図面の中ほどの赤線で囲みました箇所が、今回処分をいたします第3街区第4画地の分譲用地でございます。

次のページをお開きください。こちらが第3街区を拡大したものでございます。第3街区には、キャタピラー九州、名古屋精密金型、図面の記載の方が名古屋の屋が抜けておりますので、修正をお願いいたします。古賀、小山が立地しています。そして、今回、赤線で囲んでいるところが財産を処分をいたします分譲区画でございます。

それでは、議案の最初にお戻りください。1、財産、土地2万3,423.85平方メートル。所在地、菊陽町大字原水字上大谷3802番9。処分価格、3億6,306万9,675円。処分の方法、随意契約。相手方、静岡市駿河区南町14番25号エスパティオ6階、SUS株式会社、代表取締役社長石田保夫。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成29年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時29分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会副議長 甲 斐 榮 治

菊陽町議会議員 川 俣 鐵 也

菊陽町議会議員 上 田 茂 政

菊陽町議会会議録  
平成29年第2回6月定例会

平成29年6月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 高木 定伸

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代)(096) 232-2111

議会事務局TEL(096) 232-4919